

第12日目（9月16日）

○議 長（黒滝松男君） おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、副市長から公務のため途中退席、腰越晃君から病気療養のため欠席の届け出が出ておりますので報告をいたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は、先に配付いたしました議事日程第6号のとおりといたします。

○議 長 日程第1、第89号議案 平成27年度南魚沼市一般会計決算認定についてを続行いたします。

○議 長 歳出の審議に入ります。歳出の審議は各款ごとに行います。

なお、これからの一般会計決算認定の審議に直接関係しない各部課長等は、平常業務についていただいて結構でございます。

○議 長 歳出1款 議会費の説明を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、議会費について説明いたします。決算書89、90ページをごらんください。1款1項1目議会費でございます。平成27年度決算額1億9,024万円は、対前年度比約198万円の増、率にして約1%の増となっております。目内の主な増減要因は、1節報酬において、議員報酬、議員期末手当495万円の減、議員共済会給付負担金が821万円の増、9節旅費が約204万円の減であります。総体的に平成27年度当初予算に計画いたしました内容で決算となっておりますことを冒頭申し上げます。

それでは支出目的及び支出内容は見開き右側の90ページ備考欄の丸の費目ごとに、額の相違点を主体にご説明いたします。最初の丸の議会一般経費906万円でございますが、前年度比191万円の減となっております。この主な要因として、9節の旅費が前年に行われた議会運営委員会、地域医療特別委員会の管外事務調査が行われなかったことによる主な要因の204万円の減。印刷製本費は議会だより発行経費ですが、印刷単価が微増したことにより、対前年度比21万円の増であります。ほかはほぼ前年同額であります。

2つ目の丸、議員報酬等につきましては、決算額1億7,667万円、前年度比326万円の増、率にして約2%の増となっております。議員報酬は、南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正により、383万円の減、報酬額の変更により期末手当も112万円の減であります。議員共済会給付費負担金は、毎年度、総務省令により提示される率により公費で納付するものですが、平成26年度が100分の52.8%でありましたが、平成27年度100分の63.7%で10.9ポイント増加したことにより、821万円の増となりました。3つ目の丸、議会補助負担金事業は450万円の決算となり、対前年比63万円の増となっております。特

別豪雪地帯市町村議会の負担金、森林環境税負担金は前年度と同額であります。政務活動費につきましては、前年度費 62 万円の増となっております。これは平成 27 年度より、1 人当たり月額 1 万円であった政務活動費が、月額 1 万 2,000 円に条例改正されたことによる増額であります。

1 ページめくっていただきまして 92 ページをごらんください。最後の湯沢町、魚沼市との協議会は前年度と同額となっております。以上で議会費の歳出説明を終わります。

○議 長 議会費に対する質疑を行います。

12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 平成 27 年度の決算なわけですけれども、常々事務局の増員ということを行っています。今後ますます議会が活発化してきます。委員会をとっても、議案審議を付託というような形で事務局の手がかなりかかっています。ほかの自治体のことはあまり言いませんけれども、ほかからも「南魚沼は事務局が少ないね」というような形で言われています。臨時で対応すると、いつも答弁をいただいているわけですけれども、平成 29 年度ですか、ぜひ、事務局の増員ということをいかがお考えか、お聞きいたします。

それと、我々が着ている作業着です。これは長年もう着ているわけですけれども、今どきあの帽子というか、あまり見ていませんし、できれば服も背中に南魚沼市議といったような、市長が着ているような作業着といいたしめようか。市長からもこの議会で、「皆さん地元に戻ったらいろいろ」というような仕事も与えられるわけなので、財政が許す範囲であれば、来年の改選後になりますが、そういったような作業着の提供——また実費でも構いませんけれども、そういうふうになら、言われているわけですので、どうでしょうか。その点をお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 職員体制でありますけれども、これは前々からそういうご要望はありましたが、全体の中でいろいろ配置していますので、議会事務局だけが 1 人、2 人増員だということにはなかなか厳しいだろうと私は思っております。議会のご要望でありますから、極力お応えしなければならぬわけでありましてけれども、残念ながら平成 29 年度のことについて私が申し上げる部分がございますので、また、皆さん方と新しい執行部の中でいろいろご協議いただくことだろうと思っております。

服も同じであります。服は背中に南魚沼市議——あれは消防関係のほうですか。消防服だね、防災服というか。一般的な作業着は私のものも特に南魚沼市長とかは書いていなくて、ここにちょっと何か書いてあったですかね、そんな程度です。帽子も、特に私がそれをずっと不便に感じたことはないのですけれども、議会の皆さん方の感じでありますから、議員の皆さん方がこれから定数削減ということに踏み切るか否か、それも含めてですが。

これは全く我が市議、議会がそうだということは全くないわけで、それは別に関係ありませんが、今、世論というか風潮として、議会の皆さん方への不信感というのが、富山市議なんかもあるとおりでありますし、その辺をどう市民の皆さんから納得いただくかというのも

非常にある意味では難しい問題だという気がしております。富山の場合は報酬を一気に10万円も上げたり、そういうことの中から出てきた問題でしょうけれども、手口そのものが余りにも稚拙といえば稚拙ですけれども、白紙の領収書を印刷会社から刷ってもらったとか、自分でパソコンでつくったとか、そういうところまでやるかということですが、これは全くうちの議会とは関係がないわけでありましたが、全般的にやはりそういう目で見られる可能性というのは非常に多くあるわけでありまして。そこは議会の皆さん方のまた議論の中で、どういう方向性が出せるかということだろうと思っております。

極力、議会の皆さん方のご要望にはお応えしなければならないという思いはあるのですが、議会だけが特別だということは、なかなか踏み切れない部分があるかと思っておりますので、またきちんと皆さん方からのご要望をまとめていただいて、平成29年度予算にどう反映できるか。平成29年度予算も、もうこの議会が終われば確かそろそろ皆さんから、各担当課からのヒアリングが始まっていくと思うのです。私が手を入れるのは来年になってからでありますので、それはもう、かなわないことでもありますから、12月定例議会等でまた新しい執行部の皆さんに、皆さん方議会のほうからどういうご要望が出て、そしてどう回答を引き出すか。まさに議会の皆さんの腕の見せどころだと思っておりますので、私はある意味、静観、傍観をさせていただければと思っております。今、塩谷議員のご質問にこうやりますという方向性はちょっと私が打ち出せないということをご理解いただきたいと思っております。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 わかりましたというか、非常に事務局は今、足りないわけですよ、欲しいという要望なのですけれども。市長はそういうことですが、決算ですが、今言っておかないと予算になかなか反映できないという部分もあると思っておりますので、財政課長なり、ぜひ、よろしくお願ひしたいという部分で思っております。

それと、今の富山市議とは政務活動費も15倍近くうちとは違いますし、うちはもう本当に1円単位での領収書をしっかり出してやっているわけなので、報酬もばか高いというわけでもないと思っております。本当に議会が活発化していく中で、いろいろまた検討課題だと思っておりますし、それについて財政課長のあたりからどんなものかあれば回答をいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 そういう方針的なことを職員に答えろというのはちょっと無理でありますから、今、伺ったことは、もう何度も伺っていることでありますし、総務部長、副市長以下、耳にタコができていくほど聞いているわけですので、今ここで改めて、担当の部課長がそのことにお答えするというにはなりませんので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 この年の議会費というのは、人勸の問題があって、議員歳費、議員報酬を

下げ、そして政務調査費を上げたという決断を市長はされたわけであります。そうした中で、いろいろな攻防が当時あったなど、今思い出しているのですが。そうした中で、その後、審議会で歳費が上がったところ、今 30 万円ですけれども、そういった中でこの年の事態を顧みて、そして 1 年を送ってみて、やはり正しかったというような評価があるのか。その辺をひとつ、政務調査費の増を絡めてお話をお聞きしたいと思います。

もう一つは、今、富山市は別格というような話ですが、私は常に政務調査というのと歳費との境がわからないから、非常に解釈が難しいところを私どもはいつも感じているのです。富山市の騒動が、偽装という部分はないものとは思いますが、解釈の部分で大分違ったことが可能なこともあるのかという気がしてしまいました。この一連の騒動を、私も詳しくはまだ報道を見ていないのですけれども、こういった感想を持っておられるか、ひとつお聞きしたいというふうに思います。

それから、議会事務局員の問題は今ほどお聞きしましたので再度しませんが。

もう 1 点が、議会では一般質問の FM 放送をさせていただいている。この費用が 24 万 6,856 円あります。当初、前々回ですか、お話したときには、これは昔、始まりは、無料でいいからやらせてくれというところからこういう形になって、今、お金を払ってやってもらっているというような形になってきているわけです。それはともかくとしても、ここで聞くべきものではないかもわかりませんが、FM ゆきぐにさんというのは、一つの企業というふうに、公共電波を使っていますけれども、そういう部分があるのかと思っています。市がいろいろなイベント、あるいはいろいろな行事の案内、あるいはいろいろな市民への伝達というような形で、いろいろな契約を結んでいるわけでありますが、FM ゆきぐにさんとの支払額と申しますか、そういったものは常に把握しておくべきかというふうに思いますので、どの程度のお金を払って、そしてどの程度の効果があるというふうに思っているか、その辺をひとつお聞きしたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 昨年の議員報酬引き下げの件でありますけれども、この場でも何度か申し上げましたが、慣例というか、今までの実態として、市長報酬の対市長比率ということで、大体こうずっと決定をさせていただいてきた経過がありまして、それを適用させていただいたということでもあります。

しかし、そういうことでは本来ないだろうということで、報酬審議会の皆さん方にお諮りして、皆さん方のご意見を伺った中で、今年度は一応 30 万でしたかを上げた。しかし、副議長は下がったとか、委員長手当もなくなったとか、こういうことになったわけであります。1 つの転換だと思って、それは私は評価をしなければならないと思います。

常に対市長比率でいいのかという問題は、ずっと私もちょっと疑問的には考えていたのですけれども、ようやくそれが今回は払拭できたということで、その時々の実情、あるいは経済環境、これらにおいて報酬審議会に諮って、縛りがなく議員の報酬を一応決定していけるという道は、ここで開けたということになっておりますので、これはこれでよかったと思

ます。政務調査費、これは議員がおっしゃったように、富山の場合はこれはもう縛りがあるないなんて問題ではないですね。全く不正をしようと思ってやっていることですから、そうなると、もういくら縛りがあっても、その裏をかいてやろうということになれば、やることはやれるわけです。いつか露見するかどうかは別にして。ですので、あそこは問題外ではありますが、本来、報酬と政務活動費は違うわけでありますから、ここのけじめといいますか、それはきちんとしていただくのは、やはり議会の皆さん方の個々の考え方、資質だと思っております。

富山議会の事務局も言っておりますけれども、まさかそんなことをするとは思わなかったと。領収書がついてくれば、一々議員の皆さんにそれほうそではないかなんて、事務局にすれば言われないわけですから。そこをうまくつかれたということだと思いますけれども、政務調査費そのものの額が、私は今の額でいいとは思ってはいないわけであります。しかし、財政事情もあり、しかも市民の皆さん方の見る目も非常に厳しいものがありましたので、微増にとどめたということでありますけれども、これは議員の皆さん方の活躍次第で、月に50万円も100万円も何てことにはならないわけですが、額が上がっていても、これはしかるべきことであろうという気はしております。

それからFMの件でありますけれども、全体的な額がどうだというのは私はちょっとわかりませんが、このFMの活用によって、市民の皆さん方が非常に多くの情報を得ているということだけは間違いありません。災害の問題もそうでありますし、この議会の一般質問というのは大勢の方が聞いていらっしゃる。非常に、私もいろいろな会合に出るたびにあれはいいと。これはですから継続して行っていただきたい。傍聴に来られない方も含めて、楽しみに聞いているという人が相当数いますので、これはやはり続けていくべきだろうと思っております。FMゆきぐにに対しての全体的な支出の額とか、それは会計管理者のほうで、ではちょっとお答えしてください。お願いします。

○議長 会計管理者。

○会計管理者 平成27年度のFMゆきぐにさんに支払っている合計額ですが、705万4,000円になります。ちなみに平成26年度は804万4,000円になります。以上です。

○議長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 政務調査費について、私は、市長がはっきりと違うものだというふうには言われましたが、私はなかなか分け隔てができない部分というのがあるのかなというふうに思っています。例えば、今この1万2,000円の額で視察をやっている場合、どうしてもそのほかに会費を1万円なり、2万円なりを集めておいて、それを利用しているという会派があるというふうには私は見ているのです。その辺が多分、市長がこの額でいいとは思っていないというあたりにもつながるのかというような感じがしているのですが。

私は非常にその政務調査ということが、本当に1つの事柄として認知されていく中としてみれば、常任委員会等で視察をする中で、そこは行ってきたことがあるとかという話が出て、なかなかそのときの問題点に対して違うところにせざるを得ないというようなことも、私が

総文の段階で福岡に行ったときにそういう話があったのですけれども。そういったことで、どうも委員会中心主義というか、委員会活性化というような形、議会活性化という中で見ると、どうも政務調査費と議会活動という、あるいは議員活動という中で非常に難しい部分が出るなど。そして、該当する領収書だけをして、その額に見合った書類をつくらないとならないとか、それを査定しなければならないとかという、こういう問題も出てくる。私は持論ですけれども、やはり歳費が30万円が妥当と思っている方と、高いと思っている方といろいろ市民からあるかと思うのですけれども、そういった中でやっていただくと。そして、必要なものは議会費できちんと視察等はみられるような形をとっているというよな感じがどうかななんて思って、持論で考えていることがあるのですけれども、非常に難しい部分があると思いますので、その点、もう1回、全然違うものだというあたりの説明をもうひとつお聞きしたいと思います。

それから、FMさんについて、私はこの額が高いとか安いとかは言いませんが、お願いしたものを流してもらうというのはいいのですが、そのほかに広報を見て教えていただく、また要するに番組として取り上げているという部分もあるかと思うのです。その辺が同じように放送されているわけでありますので、チェックがきかないと申しますか、こういうのが流されているのかというそういった情報もとられているのかどうか。その辺が、捜査しろという意味ではないのですが、その700万円、800万円でこうしてもらっているという認識をきちんと常に、それに対する効果とかを検証しているかどうか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 政務調査費につきましては、それとその報酬の線引きと申しますか、考え方ですけれども、報酬は生活費とは、私は言いませんが、ある一定程度のおつき合いも含めた部分ですね、そういうことに費やしていくものだと。政務活動費はあちこちのつき合いに全部そのお金を出していくということではないわけです。政務活動という名前ですから、自分の政策を磨いたり、あるいはそれを実現していくための活動費だというふうに理解すれば、そう線引きは難しいことではないとは思っています。

ただ、我々も町会議員時代なんか、政務活動費なんてありませんから、全ていっしょくたんにしてやっていたわけです。ですから、政務活動というのが例えば広報誌を発行するとか、あるいは事務所費だとか、確か県議会の場合は、私は南雲先生の秘書をしていたことがあるのですけれども、秘書の手当も確かそこから捻出していたような覚えがあるのです。そういう本来、議会の皆さん方がいつでも市の職員のところに来て、何でも聞いたり、調べたりしていけばいいとは言っていますが、本当は秘書の1人ぐらいがついて、きちんとした基礎的な部分は調べて、議員の皆さん方にそれをきちんと報告をして、それをもとにまた議員の皆さん方がそれぞれ政策的なことを提言をしていく、実現をしていくという形が一番いいわけです。

しかし膨大な費用もかかりますので、その辺がなかなか一自治体ではでき得ない部分があ

りますけれども、本来そういう形をとらないと、情報量も含めて、執行部と議会の皆さん方は圧倒的に違うわけです。ですので、そういう形でないほうが議場も緊張感も、確かもっともっと高まると思いますし。しかし、それは皆さん方個々の考え方でありますから、徹底的に情報を収集して、執行部が常にたじたじとするようなことをおっしゃっていただく方もいらっしゃるわけですので、そこは非常に難しいものがありますが、分けないとすると、非常にまたこれは難しいことだと思います。

結局、今、市民の皆さん方が思っているのは、議員が生活のために報酬をもらっているなんてばかなことがあるかという声というのが、割合と多いのです。だけれども、議員だって人間ですから、ただそのかわり、兼職——禁じられた部分がありますけれども、兼職はできるわけです。我々は兼職はできないということですからその辺の違いですけれども、これも議会改革の一環として、皆さんがきちんと議論をいただければ、いいことだろうと思っております。我々のほうからなかなか、その金はいらない、この金はつけようなんてことはそう申し上げられることではありませぬので、議会の皆さんからよくご議論いただいて、市民の皆さんが納得し、そしてすばらしい改革ができるような方向を導き出していただくのが、ベターだと思っておりますので、よろしく申し上げます。

FMにつきましては、その内容そのものも——では、秘書広報課長が内容的なものを答弁します。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 ラジオの一般の放送分の委託ということになりますけれども、通常の市からのお知らせ等、これは2款のほうになりますが、155万5,200円、そしてそのほかに防災訓練の生中継がございまして、これが22万6,800円、それに今の議会のほうの放送分ということになっております。なお、放送内容ですけれども、通常の市からのお知らせになりますと、合計256日間、1,813分というのが昨年度の実績でございまして。こちらから依頼した原稿を読んでいただくほかに、市報から拾って読んでいただく部分、そして、各担当者が生中継といいますか、生放送のときに紹介をしていただく分、さらに市歌のBGM——これは普及活動ということで放送をしていただいております。おおむね土日を除きまして、平日大体3.5分が2回くらいということになります。なお、お正月につきましては、市長の新年の挨拶といいますか、ございまして、これが1回9分で2回くらい放送になっております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 事務局の増員に触れなければいいかと思ったのですが、その今の市長のお話を聞いて、できれば秘書的なものというふうな、要するに情報の量、調査等の問題ですが、私は議会事務局というものは、やはり議会独自のものであって、議会議員の調査等に協力していただけると、こういったふうには私は捉えていた。今、そういつて利用されている方もいるかと思うのですけれども、非常に増員ということがそういうふうなところに結びつくのかというような感じをもっていますが、所見を伺っておきたいと思っております。

あとFMについては、費用対効果という分に関しては、情報を得るという部分では非常に

市民のためになっているかと思うのですが、その情報というのはいろいろな情報があるわけで、またそういったチェックというのでも公平に行われるような形をとっていかなければならない時代がくるのかというふうに思いました。せっかくの機会でありますので聞いてみました。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 私が先ほど申し上げました秘書的な部分というのは、議員個人が、個人が自分できちんといろいろなことをやっていく上での、簡単に言うと助手ですよ。議会事務局は、議員個人個人のために何かやってくれるということではないわけでありまして、会派であり、あるいは常任委員会であり、そしてこの全体会議であります。その中で、事務局が果たすべき役割があるわけでありまして、とても議員の皆さん、個人個人が全部事務局に行ってこれを調べておけ、あれを調べておけと、それはやはりやめていただきたいのです。それは各担当課に行ってください。この数字はどうなのだとか。そうしていただかないと、とても、今は23人ですけれども、この皆さんが個々に何かを持ち込んで、あれもこれも、あれもこれもと言われたって、それは事務局は足りませんよ。2人や3人増やしたって足りない。

ですので、一応調査権という分を生かしていただいて、それぞれの担当部署に行って、これを調べておいてくれとか、こうやってくれとか、それはできる限りの対応は我々はするつもりでありますから、そういうふうに分けていただかないと、議会事務局を個人的な部分で全部利用するということは避けていただきたいということでありまして。

それからFMの件については、十分そういうことをまた念頭に置きながら、年度当初にまた一応契約はするわけですので、それらも含めながら皆さんからご指摘を受けないようなことをきちんとやっていかなければならないと思っております。一応公共電波でありますので、変なほうに利用するという事だけは絶対ないと思っておりますけれども、そのことはまた戒めながらやっていきますので、よろしく申し上げます。

○議 長 ここで先ほど18番・岡村議員に対するFMゆきぐにへの支払額について、会計管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○議 長 会計管理者。

○会計管理者 先ほどFMゆきぐにの支払い、平成26年度の支払額につきまして、私が804万4,000円と申しましたが、840万4,000円の間違いです。訂正しておわび申し上げます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって1款 議会費に対する質疑を終わります。

○議 長 2款 総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 おはようございます。それでは、歳出2款 総務費決算の説明をいたします。決算書91、92ページ、2番目の表からお願いいたします。なお、歳入歳出決算資料の主要な施策の成果の概要、4ページから23ページまでが2款の主な成果となっておりますので、あ

わせてごらんいただければと思います。1 款同様、内容につきましては主に事業別に整理されております。備考欄の丸印の事業ごとに説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1 項 1 目一般管理費であります。支出済額 49 億 1,961 万、前年度比較 1 億 2,708 万円の減であります。前年度減の要因と不用額 7,148 万円の主なものは、どちらも職員費によるものであります。経常収支比率における人件費は 19.4%で、前年度比 1.2 ポイントの減少をしております。

繰越明許費 1,500 万円は固定資産台帳作成業務委託料であります。備考欄の予備費充用額は、基幹病院周辺道路の防犯対策のための街路灯等設置工事費であります。

備考欄の丸、行政共通事務費は支出済額 9,019 万円であります。郵送料の減、消耗品費、有料道路通行料、コピー機使用料の増など、若干の増減はありますが、前年度並みの決算であります。

93、94 ページ、中ほど職員費の上であります。平成 26 年度にシステム改修で増となりました、電子入札システム共同利用負担金は、19 万円ほどの減となっております。その下、職員費では前年度比較 1 億 2,725 万円減の 47 億 5,772 万円であります。市長をはじめ一般会計支弁職員 628 名分の給料、手当、共済費や総合事務組合負担金などあります。前年度からの職員減 11 名のほか、年齢構成の変化などが、減額の主な要因であります。なお、給与費につきましては 355、356 ページに目的別給与費明細書を添付しておりますので、参考にしていただければと存じます。

めくっていただきまして 95、96 ページ、最初の丸、行政区事業費は、支出済額 6,534 万円、前年度比較 31 万円の増で、世帯数を基準に算定いたします行政区交付金が主なものであります。次の丸、式典事業費は、5 月 3 日に開催いたしました成人式に係る費用で、例年並みの決算であります。平成 27 年度は 541 人の新成人が出席いたしました。次の丸、表彰事業費は、市の表彰条例に基づく、表彰に係る支出であります。被表彰者は 6 人で 10 月 1 日に実施しております。4 番目の丸、特別職報酬等審議会は、市長の諮問を受け、4 回の審議会を開催しております。11 月 6 日に議員報酬及び特別職の給料を答申しております。この次に前年度は支出がありました、情報公開事業費は、審査会等開催がなかったことにより記載がありません。1 番下の丸、防犯対策事業費は、支出済額 408 万円、前年度比較 23 万円の増であります。防犯灯の管理に係るもので、支給用の灯具代と電気料金であります。最後の行、街路灯等設置工事費は、最初に説明いたしました予備費充用によるものであります。

97、98 ページ、最初の丸、一般管理補助・負担金事業は、マイナンバー制度セミナーへの負担金やそれぞれ会員となっている団体に対する負担金などあります。

2 段目、2 目広報広聴費は、支出済額 1,753 万円、前年度比較 163 万円の増であります。最初の丸、広報広聴事業費は、支出済額 1,749 万円で、印刷製本費などの増により前年度比較 163 万円の増であります。主な内容は、1 日と 15 日の市報、それぞれ 2 万 2,000 部ほどと、予算特集号などの印刷製本費 1,195 万円、広告料は FM 雪国による放送委託料で 155 万円、市の公式ウェブサイト編集システム使用料 368 万円などあります。下の丸、広報広聴補助・

負担金事業は、広報協議会負担金であります。

3 段目 3 目電算対策事業費は、支出済額 2 億 8,622 万円、前年度比較 5,092 万円の増であります。総合行政システム事業費における保守業務委託料や、高速インターネット運営事業費の光ファイバー調整作業委託料の増などによるものであります。不用額 3,776 万円は、総合行政システム機器リース料や支障移転工事委託料の残などによるものであります。

最初の丸、電算情報管理一般経費は、支出済額 2,281 万円で、次のページ 99、100 ページ、備考欄、電算システム導入業務委託料や、ネットワーク機器等使用料などの増により、前年度比較 581 万円の増であります。最初の丸、総合行政システム事業費は、支出済額 1 億 3,186 万円で、基幹系といわれる税務事務、住民基本台帳事務、健康管理事務等のシステム関係の経費であります。内訳 4 行目からの電算システム導入業務委託料、とびましてセンター処理業務委託料、総合行政システム保守業務委託料、総合行政システム機器リース料などが主なものであります。電算システム導入業務委託料や総合行政システム保守業務委託料などの増により、前年度比較 2,909 万円の増であります。2 番目の丸、内部情報システム事業費は、支出済額 7,027 万円で、本庁舎ほか各庁舎の施設内で稼働している申請・人事・財務・庁内ラン・学校ネットワークなどのパソコンシステムに係る経費であります。機器更新によるネットワーク総合保守委託料や、パソコンリース料などの減により、前年度比較 197 万円の減であります。

101、102 ページ、最初の丸、住民基本台帳システム事業費は、住民基本台帳に係るカード発行機器等の保守委託料及びリース料であります。生体認証検証に伴う遅延による、住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料の減により、前年度比較 72 万円の減となっております。2 番目の丸、高速インターネット運営事業費は支出済額 5,396 万円で、市内の光ケーブル網整備及び、運営経費であります。メディカルタウン向け光ファイバー増設による利用者用光ファイバー調整作業委託料の新規増額により、前年度比較 2,093 万円の増であります。なお、平成 27 度の光ファイバー施設の貸付料収入及び移設補償料は 2,993 万円となっております。次の G I S システム事業費は、地理情報システムの保守委託等に係る経費で、公開用 G I S のクラウド移行による電算システム機器保守委託料の減により、前年度比較 221 万円の減であります。4 番目の丸、電算対策補助・負担金事業は、協議会等の負担金で、前年度同額であります。

下の段、4 目車両集中管理費は、支出済額 9,526 万円、前年度比較 3,305 万円の減であります。本庁舎、各市民センター、出先等の車両、約 264 台の管理・運行及び、更新等に要する費用で、修繕料、燃料費、車両購入費などが主なものであります。前年度からの減は、車両購入費における、大型バス購入費の減などによるものであります。備考欄丸、車両管理一般経費は、支出済額 4,198 万円で、タイヤなどの消耗品費や、次のページ 103、104 ページ、機械器具費などの増により、前年度比較 89 万円の増であります。

最初の丸、車両運行経費は、支出済額 4,094 万円であります。燃料費や自動車損害賠償金などの減により、前年度比較 966 万円の減であります。次の公用車更新整備事業費は、支出

済額 1,232 万円であります。マイクロバス 1 台を含む 7 台の購入ですが、大型バスの皆減により前年度比較 2,429 万円の減であります。3 番目の丸、車両管理補助・負担金事業は例年どおりであります。2 段目、5 目会計管理費は、支出済額 469 万円で、不用額 107 万円は、件数の減少による公金取扱手数料・収納データ作成業務手数料などの残であります。全体的に少しずつの減少であります。ほぼ前年度並みであります。

一番下の段、財産管理費は、支出済額 1 億 6,806 万円、前年度比較 3 億 1,653 万円の減であります。これは庁舎整備事業費の大和庁舎空調設備等改修工事費と、基金費における合併振興基金への繰り戻し終了による基金積立金の減などによるものであります。

備考欄、予備費充用額 270 万円は、利子収入確定による、財政調整基金への利子分の積立金であります。備考欄丸、庁舎管理費は、支出済額 9,397 万円で、内容につきましては次の 105、106 ページと、その次の 107、108 ページに記載のとおりで、3 庁舎に係る経常的な管理費であります。

108 ページの中ほど、施設改修工事費の 422 万円は、南分館保健課事務室改修工事や、事務室移転に伴う LAN 配線工事などで新規増額となっております。

108 ページ最初の丸、庁舎整備事業費は、支出済額 2,750 万円で、大和庁舎空調設備等改修工事費の減により、前年度比較 9,768 万円の減であります。次の普通財産管理費は、支出済額 754 万円であります。次の 109、110 ページにわたりますが、土地開発公社からの買い戻しや、行政財産の所管がえなどにより、普通財産として管理する土地・建物の管理に係る経費であります。除雪等業務委託料は、皆減で記載はありません。

110 ページ、上から 7 行目、畔地の旧保育所取り壊しによる物件除却工事費の増により、前年度比較 212 万円の増であります。110 ページ最初の丸、ウッドタウン八色団地費は、団地内の消雪パイプ電気料であります。その下、基金費では、支出済額 294 万円で、財政調整基金と合併振興基金への積立金の減により、前年度比較 2 億 5,100 万円の減であります。次の丸、財産管理補助・負担金事業は、記載のとおりであります。上段、最後の丸、庁舎整備事業費、繰越明許は、大和庁舎屋上防水改修工事であります。

2 段目 7 目企画費は、支出済額 2 億 8,010 万円、前年度比較 9,906 万円の増であります。これは、たんぼぼ保育園の長慶福祉会への地域総合整備資金貸付金によるふるさと融資や、ふるさと応援寄附金による、国際大学支援補助金の増などによるものであります。繰越明許費 1,574 万円は、移住定住・促進事業費の南魚沼版 C C R C 推進に係る、地方創生加速化交付金事業であります。備考欄、丸、企画一般経費は支出済額 3,995 万円で、112 ページ、2 行目、3 行目、国土利用計画策定業務委託料や、たんぼぼ保育園への地域総合整備資金貸付金の増などにより、3,822 万円の増であります。その下の丸、総合計画事業費と、次の行政改革推進事業費は、それぞれ審議会及び委員会開催に係る経費であります。3 番目、地域コミュニティ活性化事業費 6,545 万円は、市内コミュニティ 12 地区への活性化支援事業及び、活動拠点支援交付金であります。地域活性化支援事業交付金の減により、前年度比較 337 万円の減であります。次の丸、集落振興事業費は、支出済額 3,178 万円で、宝くじの社会貢献

広報事業を財源とする、集会所の整備等地域のコミュニティ事業への補助金であります。小栗山コミュニティセンター建設費等への、一般コミュニティ事業補助金の増により、前年度比較 1,266 万円の増であります。なお、集落集会所への補助は、欠之上区、下一日区、藤原区であります。次の丸、交流事業費は、202 万円の支出であります。国内外の友好都市との交流事業費などあります。交流会出演者謝礼は、米沢藩砲術隊と、上田五十騎に係るもので、共催事業負担金は、国際大学との環境整備を含めた、共催事業に係るものであります。一番下、男女共同参画推進費は、講師謝礼等、若干の減額であります。

113、114 ページ、最初の丸、企画補助・負担金事業は、支出済額 8,627 万円で、前年度比較 7,947 万円の増であります。記載の協議会等への負担金であります。内訳の最後、国際大学支援補助金は新規増額となっております。その下、市民憲章及び市歌推進事業費は、市民憲章の市有施設掲示用の額を作成したものであります。次の地域活動支援事業費は、地域おこし協力隊 2 名分の報償費と、地域おこし協力隊事業支援団体への業務委託料であります。次の大和スマートインターチェンジ事業費は、24 時間化推進のための支援業務委託料と、P R チラシ及びポスターの作成であります。平成 28 年 3 月 28 日に 24 時間化の供用が開始されております。次の移住・定住促進事業費の各種業務委託料は、南魚沼版 C C R C 構想推進事業の連携促進支援業務委託、若者定住促進冊子「L I F E i n」発行業務委託、「るるぶ南魚沼」作成業務委託、南魚沼版 C C R C 構想の事業化に向けた予備検討作業業務委託、中高年向け移住定住パンフレット及びウェブサイト制作業務委託などあります。下から 2 番目浦佐駅バリアフリー化整備事業費、繰越明許は、新幹線ホーム点字ブロック改修の J R 事業への補助金であります。一番下、総合戦略策定事業費、繰越明許は、国の補正によるもので、調査委託料は、総合戦略及び人口ビジョン策定支援委託料などあります。

115、116 ページ備考欄 移住・定住促進事業費、繰越明許は、南魚沼版 C C R C 構想に係るマーケティング調査及び、経済波及効果検討業務等、支援業務委託料などあります。

2 段目 8 目地域開発センター及び公会堂費は、支出済額 1,084 万円で、地域開発センター等、集会施設の経常管理経費などあります。大巻地域開発センター非常階段の施設修繕工事費及びまほろばの消雪用井戸改修工事費の皆減などにより、前年度比較 1,257 万円の減であります。備考欄丸、地域開発センター費は、五十沢、城内、大巻の各地域開発センターの経常管理経費等で、最初に申しあげました大巻非常階段修繕工事費の皆減などにより、371 万円の減であります。下の丸、公会堂費は、大崎農業会館、まほろば、東開発センター、うるおいの里三用の経常管理経費などあります。これも最初に申しあげました、まほろば消雪用井戸改修工事費の皆減や、修繕料などの減などにより、前年度比較 885 万円の減であります。

117、118 ページ、2 段目 9 目バス運行対策費は、支出済額 2 億 4,673 万円で、路線バス、市民バス、通園、通学のバスの運行経費などあります。市民バス運行補助金や、通学バス委託料などの増により、前年度比較 9,393 万円の増であります。不用額 1,738 万円は、市民バス運行補助金や、通学バス委託料などの残であります。備考欄、最初の丸、路線バス運行

事業費は、支出済額 4,334 万円で、地方バス生活維持路線補助金の減などにより、前年度比較 96 万円の減であります。次の丸、市民バス運行事業費は、支出済額 8,827 万円で、市民バス運行補助金の新規増額などにより、前年度比較 7,574 万円の増であります。一番下の丸、保育園等送迎バス運行事業費は、支出済額 2,380 万円で、大和地域、通園・通学等バス委託料などの減により、前年度比較 160 万円の減であります。119、120 ページ、備考欄最初の丸、通学バス等運行事業費は支出済額 8,824 万円で、通学バス委託料の増により、前年度比較 1,774 万円の増であります。2 番目の丸、公共交通確保維持改善調査事業費は、前年度同様、地域公共交通協議会調査事業負担金であります。最後の丸、市民バス運行事業費、繰越明許費は、国の補正によるもので、市民バスパンフレットの印刷製本費などであります。

ここで市民生活部長と交代いたします。

○議 長 市生活部長。

○市民生活部長 では 2 項の徴税费から説明をさせていただきます。1 目の賦課徴収費であります。支出済額、対前年 99 万円増の 6,337 万円であります。備考欄最初の丸、賦課徴収一般経費は、対前年度 89 万円減の 494 万円であります。消耗品費、印刷製本費の減であります。1 ページはぐっていただきまして、121、122 ページ、備考欄最初の丸、賦課徴収管理費でありますけれども、対前年度 549 万円増の 4,430 万円あります。市税還付金及び還付加算金が 569 万円増加であります。予算に不足が生じたので、予備費から 425 万円を充用して支払いを行っております。増加の理由でありますけれども、個人住民税の還付につきましては、372 万円の減でありますけれども、法人市民税、これが 958 万円の増額ということでありまして、法人市民税につきましては確定申告によります予定納税額、中間納付額が決算によって還付になるという例が非常に多かったために、このような形で増加になったというふうに分析しております。次の丸、賦課徴収システム管理費であります、32 万円増の 1,140 万円あります。

次の丸、固定資産税適正評価事業費は、対前年度 205 万円減の 271 万円あります。評価がえ作業委託料、路線の見直し調査でありますけれども、これが 205 万円皆減したものであります。決算書には記載されておられませんけれども、平成 26 年の 9 月末で廃止をしました東京事務所費 186 万円が皆減をしております。

次の段ですが 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費であります。全体で対前年度 1,803 万円増の 5,132 万円あります。備考欄最初の丸、戸籍住民基本台帳費は、対前年度 15 万円減の 57 万円であります。臨時職員賃金が雇用月数が減少したこと等によりまして減少したものであります。次の丸、戸籍住基システム管理費、対前年度 393 万円減の 1,393 万円あります。これは平成 26 年度に実施をしました戸籍副本システムの導入委託料、あるいは外国人婚姻資料システムの導入委託料、本人通知システムの導入委託料等が減額となったために減額となったものであります。

次の 123、124 ページであります。最初の丸、自動交付機システム事業費は、対前年度 76 万円減の 1,363 万円あります。平成 28 年 2 月末で自動交付機のリース契約が終了しました

ために、3月分、1か月分のソフト使用料が減額となったものであります。次の丸、法律相談業務委託事業費は、前年度と同額であります。例年10月の初めの「法の日」週間に開催しております合同相談会におけます弁護士の委託費1回分であります。次の丸、戸籍住基補助・負担金事業は昨年度とほぼ同額、次の丸、証明書コンビニ交付事業費は、平成27年度の新規事業でありまして、2,294万円の皆増であります。平成27年度におきましては、コンビニ交付に係る経費と、マイナンバーカードの交付事務に係る経費を一括しまして証明書コンビニ交付事業費として計上しております。平成28年度からはこの2つを分けて計上しておりますが、平成27年度は一括ということであります。主な支出内容でありますけれども、市民課の窓口対応等に係ります臨時職員の雇用経費、あるいは自動交付機を今、利用者していらっしゃる方へのダイレクトメールの作成・郵送費、コンビニ交付に係ります証明書作成サーバーの設置経費、あるいはマイナンバーカードの交付予約システムの導入経費、マイナンバーカードの受け取りの予約通知の郵送料などが主な支出内容であります。

次の125、126ページ、一番上の行でありますけれども、J-LIS事務委任交付金1,663万円でありますけれども、これはマイナンバーに係ります通知カード及びマイナンバーカードの作成をJ-LIS、これは地方公共団体情報システム機構でありますけれども、この機構に全面委託をするための経費でありまして、全額、これは国から補助されるものであります。このうちの1,415万円につきまして、カードの交付が予定よりも進捗しなかったということから、翌年度、平成28年度に繰越明許費で繰り越して支出することとしております。

2目一般旅券発給費であります。対前年度38万円減の8万円であります。昨年度はパスポート端末機の更新を行いましたために、その経費が多かったということであります。その分が皆減をしたものであります。

総務部長に交代いたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 引き続き、125、126ページ、2番目の表をお願いいたします。4項選挙費から説明いたします。1目選挙管理委員会費は4名の委員報酬等、委員会の経常経費であります。公職選挙法等の一部改正に伴う電算システム改修等業務委託料の新規増額などにより、前年度比較59万円の増額であります。

2段目、2目 新潟県議会議員一般選挙は支出済額1,880万円で、4月12日執行の投開票に係る経費であります。一部、準備に係る経費として614万円が平成26年度の支出となっております。当市の投票率は66.22%であります。

127、128ページ下の表、5項統計調査費、1目統計調査総務費は支出済額1,800万円、前年度比較464万円の増は、国勢調査費の増によるものであります。備考欄の丸、各種統計調査費は学校基本調査、統計調査員確保対策事業費、経済センサス調査区設定費、商業統計調査費などに係る経費であります。経済センサス費の減などにより、前年度比較403万円の減であります。2番目の丸、農林業センサス費は、基準日を平成27年2月1日とし、昨年度実施したもので、残務処理にかかる経費であります。

次のページ 129、130 ページ、最初の丸、国勢調査費は支出済額 1,785 万円で、平成 27 年 10 月 1 日を基準日として、調査員 259 人により実施したものであります。国勢調査員報償費や臨時職員賃金などが主なものであります。

2 番目の表、6 項 1 目 監査委員費は例年並みの執行状況であります。

一番下の表、7 項 1 目交通安全対策費は支出済額 370 万円で、高齢者運転免許証自主返納報償品の新規増設などにより、前年度比較 118 万円の増であります。備考欄、交通安全対策費は、交通安全対策会議委員及び交通指導員の報酬のほか、交通看板やチラシの経常経費であります。高齢者運転免許証自主返納報償品 101 万円は、平成 27 年 7 月からの開始であります。次の丸、交通安全補助・負担金事業は、前年度同額であります。

以上、2 款総務費の説明を終わります。

○議 長 総務費に対する質疑を行います。

4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 97、98 ページの広報広聴事業費の件で、印刷製本費が昨年より 17.2%ほど増になっています。先ほど議会だよりのほうでも印刷費が高騰しているというようなお話もありました。そして、市民バスのほうでも印刷製本費等が出ていましたが、この印刷会社等の発注というのは入札制で行っているのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思えます。

もう 1 点は 107、108 ページであります。庁舎整備事業費というのが上がっています。熊本地震では宇土市、八代市、人吉市等が庁舎が使えない状態にまでなっていたと思えます。この南魚沼市は本庁舎を含め、大和、塩沢、南分館等の庁舎を抱えているわけですが、今後耐震の問題とか、定期的な診断等をどのように考えられているのか、教えていただきたいと思えます。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 印刷費につきましては、当然入札を行っております。平成 26 年度、平成 27 年度を比べますと、市報ではページの単価で契約を行っておりますので、この 1 日号で例にとりますと、平成 26 年度 1 万 9,440 円であったものが、平成 27 年度は 2 万 4,840 円と、かなりの値上がりをしております。ちなみに平成 26 年度までは、市外の業者も入札に参加できましたけれども、平成 27 年度からは市内の業者に限るということで施策が決定した関係で、大幅な値上がりになったものと考えております。

○議 長 財政課長。

○財政課長 庁舎整備の関係でございますけれども、市役所の本庁舎、あと塩沢、大和両センターにつきましては、耐震の強化部分は終わっておりますので、耐震そのものについての整備というものは、今は考えているところではございません。今、心配と考えられているのが、地域公会堂関係、あと各地域センターの部分で耐震補強が未整備のところがありますので、そちらのほうを計画的に進めるというようにしていきたいというように考えております。以上です。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 「市報みなみ魚沼」は、年間 520 ページほど印刷されているそうでございます。親しみのある紙面で、簡潔にわかりやすく発行して、私も楽しみに見させていただいています。ちょっと自分なりの発想というか、南魚沼市の有料広告掲載に関する要綱を見ますと、市のウェブサイト等にバナーで何件か上がっていますが、この市報みなみ魚沼につきましては、見る限り民間等の宣伝というか広告というのは掲載がないように感じられています。印刷費が高騰している中ですが、ちょっと柔軟な発想といいますか、広告等を市報の中にふさわしくないかもわからないのですが、実際に市の要綱の中には、広告を掲載する媒体は以下の規定する市の資産のうちの広告掲載可能なものという中に、市報みなみ魚沼も上がっているわけなので、そういうところもこの決算が来年度以降にまたいい方向につながればと考えています。

2点目の庁舎整備事業であります。八代市は 1972 年、築 44 年の経過であるような状況の被害で使えないようになっていきます。この各本庁舎を含め、築が何年たっているのか、そして将来的に何年ごろをめどに建てかえ等も含めた中で、予想、考えがあるのか伺います。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 ご指摘のありました有料広告ということで、実はウェブサイトのバナー広告も現在 9 社、来月からもう 1 社入る予定ですがけれども、積極的に企業のほうから、ぜひバナーを入れてほしいと言うかと言いますと、なかなかそういったところは少のうございまして、こちらのほうから、ぜひお願いできないかという営業をかけてお願いをして、広告の掲載をしていただくのがほとんどのケースであります。

市報につきましては、もちろん大勢の方から希望があるようであれば考えていかなければならないと思っておりますけれども、まだ現在の時点ではそこまでの検討をいたしておりませんでしたので、今後検討をさせていただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 庁舎ですけれども、一番古いのがここなのです。確か昭和 53 年か 54 年です。ここは新耐震基準ではない造りだったのです。早速、耐震の関係の調査をやりまして、今、市民課の東側の窓のところにブレスを入れてありますが、あの補強だけで十分だということで、お墨つきをいただいて、その補強をしたところでもあります。塩沢の今、センターになっております新しい庁舎——昔の議会棟ですね。それと大和庁舎は、当然ですけれども、その後の昭和 55 年以降の新耐震基準でありますので、全く心配はいらぬということで、我々は今、特に耐震関係の調査はしていないということでもありますので、よろしく申し上げます。きちんとした年度はわかっていますか。担当課長がお答えします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 今ほど市長のほうからお話がありましたが、庁舎の関係で申しますと、塩沢の古い庁舎の部分昭和 41 年の建物となっております、こちらにつきましては利用するのであれば新耐震に基づく耐震補強が必要になってくるわけですが、現在計画の中では、古い塩

沢の庁舎につきましては今後解体の方向で計画しておりますので、耐震補強のほうは今、予定してはいないところです。そういった段階では、本庁舎の南棟のところは1点心配があったのですが、よく調査したところ、新耐震基準に基づく建物であることが確認できましたので、庁舎関係では今後、耐震補強の工事を実施する予定はないという状況であります。以上です。

○議 長 11番・鈴木一君。

○鈴木 一君 110ページのウッドタウン八色団地についてです。歳入のほうで電気代、それと歳出のほうでここへ電気、これを案分すると相当土地が残っているのかという気がするのですが、この今の状況というのを教えていただきたいと思います。

それと、今、4番議員が——ほかで質問しようと思いましたが、ここで、116ページの地域開発センター費というところで、建築物定期調査・建築設備定期検査委託料がありますけれども、用途によっては2年に1回、1年に1回、3年に1回の調査をしなければいけないということなので、資格を持った人がやるわけです。例えばそこで指摘事項、全て特記事項なしであれば全く問題ないのですが、例えば指摘、例えばこの庁舎においてもそうですけれども、いくら耐震診断をしたといいましても、避難で、例えばここは防火シャッターもあります、そういう面で指摘があったときに、きちんとそれを改善しているのかどうかというのを確認したい。

○議 長 財政課長。

○財政課長 ウッドタウン八色団地の関係でございますが、こちらにつきましては、県の住宅供給公社から委託を受けまして行っているところで、平成27年度には相当数の引き合いがありました。現在——正確な数字はあれですが、8区画か7区画を残すという状況になってきているかと思えます。

それから、庁舎の定期診断に基づく改修等に関してですけれども、定期診断で確かに指摘事項等がありました。例えば、屋外避難階段の状況がよろしくないですとかそういったものが出てきた場合には、当年度予算で対応できるものにつきましては、早急に対応しておりますし、大規模のようなものにつきましては、次年度以降に予算化して対応するように努めているところでございます。以上です。

○議 長 11番・鈴木一君。

○鈴木 一君 ウッドタウン八色を考えれば、学園都市でもありますし、新幹線も近いですし、なぜ売れないのかという気がしてなりません。今、塩沢のあたりで考えますと、造成が終わるとすぐに大体建物は建っているのですが、何かこれはちょっと問題があるのかという気がしてなりませんけれども、その辺の事情というのはわかりますか。

それと、その定期調査の関係ですけれども、同業者の話をするとうしわけないのですが、2年後にまた同じ指摘をすることがあるという話を聞いたことがあるのです。やはり指摘されたら速やかに改修すべきではないかというような気がしてなりませんけれども、いかがでしょうか。

○議 長 財政課長。

○財政課長 ウッドタウンに関しましては、確かに開発した時点から考えますと、かなり土地的に高い設定になっているかと思えます。民間での取引と比較した場合に、まだ高いのかという状況がみられるかと思えます。ただ、平成 27 年度においては、基幹病院の関係等もあったと思えますが、かなり引き合い等があったということがありまして、開発のほうも進んだのかというふうに考えております。

建物定期健診の関係でございますけれども、私どもも指摘された事項につきましては、危険度等に関する部分を優先的に改修を進めております。指摘事項が次の点検時にもあったというご指摘ですけれども、その点につきましては、再度よく確認しまして、早急に対応するように努めていきたいと思えます。

○議 長 11 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 ぜひと、何らかの方法で、場所的には相当いい場所だと思いますので、全部売れるように、市が電気料を負担しなくてもいいように、ある程度めどをつけていただきたいと思えます。

定期調査については、どうしても消防でやれる範囲というのは決まっています、例えば停電になったら 30 分電気がついていなければならないというのは、これは消防の管轄ではないわけで、やはりその辺も庁舎自体も考えていかなければならないし、保育所は設置されているかどうかわかりませんが、そういうものはきちんとやはり指摘事項に沿って、改修なりを早急にやるべきだと思いますので、よろしくをお願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 先ほどウッドタウンの区画の状況ということでお話したとき、私が現在残っているのが 8 区画というふうにご説明いたしましたが、現在 9 区画が残っているという状況ですので訂正させていただきます。

また、定期健診のほうも、私どもが管理している部分もありますし、学校、保育園、まとめて私どもの財政課のほうで定期健診の委託を発注しておりますので、それらの施設管理の部署と協議した中で進めていきたいというふうに考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 あと何人いらっしゃいますか。

〔挙手あり〕

○議 長 はい、ここで休憩いたします。再開は 11 時 10 分いたします。

〔午前 10 時 45 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午前 11 時 10 分〕

○議 長 総務費に対する質疑を続行いたします。

24 番・関常幸君。

○関 常幸君 経費の節減という視点から 2 点質問いたします。1 点目が 92 ページですが、

ここに郵送料 3,758 万 8,000 円とこうあります。これはあとの款のところにはほとんど出てきませんので、全てここでやられているのだらうと思いますが、現状を聞かせてください。相当、各課、出先等があるわけでありましたが、この経費節減という点から現状をお願いしたいと思います。

それから、もう 1 点でありますけれども、2 款の中で、消耗品費が各項目に 29 回出てきております。92 ページにも 599 万 4,000 円、全てのページに消耗品費がありますけれども、確か消耗品費は 5 万円以下でしたですかね。5 万円以下のものが消耗品費として書かれていると思いますけれども、そして、総務費だけで 29 回、あと全ての 3 款、4 款、5 款、6 款で相当な数の消耗品費が出てきております。このまず現状ですね。各 2 款、3 款、4 款、5 款で消耗品費の合計が款ごとにどのくらいになっているのか。私のほうで計算しておけばよかったのですが、総務費だけ当たって見たのですけれども、その実態をまずお聞かせください。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず、1 点目の郵送料のお話の関係になりますが、昨年と比較をしても大分上がっております。昨年比較で 210 万ほどのアップになっております。これは議員がおっしゃるとおり、各課のものが総務課に集まってきて郵送ということになるのですが、各課のもろもろの事業があるなしによって、その上下と申しますか、金額の上下になるかと思っております。ちなみに平成 26 年に料金が値上げというのもありまして、そういった影響も少なからずあるかと思っております。

削減の話ですが、郵便番号ごとにまとめまして、そうしますと郵便局のほうで割引料金というのがございます。そういったものを利用しながら削減に努めていると。あと、各課のほうには当然、必要でない郵送は出すはずもありませんので、まとめられるものとか、あるいは郵送でなくて済むもの、市報などでお知らせするものとか、そういったもので削減ということで行っているところですが、なかなかこれも大きな 1 つの課題でありまして、これといって郵送料を大きく削減するという案がなくて、苦慮しているところですが、地道にそういったことで削減の方向で進んでいるということでもあります。

それから、もう 1 点の消耗品費のほうですが、ちょっと全款にわたっての集計というのを出しておりませんので、後ほど集計させていただきたいと思っております。この消耗品費の中で、2 款のほうですが、これも総務課のみではなくて、いろいろにわたっているのですけれども、この中でも先ほどの郵送料の関係で、切手、はがきなどの購入もこの中に一部入っております。これは返信用の切手とか、そういったものになるのですが、そういった意味では消耗品の一部も郵送料というような意味合いも兼ねております。集計については後ほどということをお願いいたします。以上です。

○議 長 24 番・関常幸君。

○関 常幸君 郵送料ですけれども、やはり 3,756 万 8,000 円。なかなか、いい節減については考えているということでもありますけれども、ぜひ、このところをきちんと精査をし

て、例えば私のほうのところにも相当来ますが、課が違くと2通、3通来ることが往々にしてあるのです。そして、緊急なものは仕方がないとして、緊急ではないもの、それらは一緒にできると思いますので、もう少し精査をして経費節減というふうなことをしてもらいたいと思いますし。

それから3,756万8,000円という相当の金額。例えば専任の方を頼まれるのかどうか。雇用創出という面から、郵便局に頼むのではなくてそういうほうが安くなるのか。例えばその中には、どうしても秘密的、大事なものがあって、個人ではだめですというふうなものもあるかも知れませんが、そこもあわせてちょっと検討してみたらどうか、というふうなのが1点です。そのことについて、ひとつお願いしたいと思います。精査と、人を頼んだらどうかという、そのことです。

それから、消耗品費について、例えば、消耗品の中にも5万円以下ですので、その課によっては本当にピンからキリまでであると思います。例えば今言ったものを全部一覧表にしたときに、私は鉛筆から消しゴムから全部ここに入ってきているのではないかと思うのです。そういうのが節約できるのではないか。例えば5万以下のはチェックがどういうふうな形でやられてしているのかということもあわせて、現状と、経費節減という視点からお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 詳細については担当課長がお話しすると思いますが、その郵送料の件ですけども、ご存じのように、今、区長会のほうから余計な文書はとにかくよこさないでくれと。余計といいますが、区長さんの手をもっと、もっと省きなさいということ強くいわれておまして、ですからそれが郵送に変わる部分もあります。

それから、今、個人からというお話がありましたが、先般は投書の中で、「普通郵便で来た、これはおかしい」と。個人情報だから書留とかそういうことにしろとかという、そういうことも今すごいのです。ですから、議員がおっしゃるように節減には努めますが、単純になかなかこの郵送料を削減しろ——例えば議員のところへ3つ、4ついくとしますけれども、それは各課のやつを関議員のものはここに出せとか、それはまた日にちも全部違っているわけですから、議員の皆さんはそうして理解いただけるかも知れませんが、例えば、区長さんでも何でもいいですけども、そういうことを出すと「そんなに3つも4つもまとめてきて、これは何だ」と、これはなかなか難しいことであります。節減には努めますが、今、議員がおっしゃったようなことまではちょっと踏み込めない事情もご理解はいただきたいと思っております。あとはじゃあ、お願いします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず、精査の関係ですが、議員のおっしゃるとおり、これは精査していかないと、いつまでもこの金額を、というわけにはいきませんので、手を打っていきたいと思います。それから、人を頼むということですが、今現在は総務課のほうで担当がその時間になりますと集約をして、郵便局に来ていただくのです。総務課まで郵便局の方が来ていただい

て、お渡しして郵便局まで持っていく。そういう意味では安全性は十分なのかと思います。そのほかに人を頼むというのは今のところちょっと考えていないのですが、先ほどの精査とともに、そこら辺で削減の方向になるのであればということで検討はしたいかと思います。

それから、先ほど保留させていただいていました消耗品の金額、全部の款を合計した金額ですが、1億2,600万円ほどになっております。中でも2款のほうが、やはり集中管理というのもありまして、2,200万円ほどで一番多いです。あとは4款と9款の、これは被服の貸与の関係になるかと思いますが、それも一部含まれているかと思います。そういったことで総額は先ほど申し上げた金額になります。あと、5万円の管理の面で、これは財政の部門でありますので財政課長のほうへ引き継ぎたいと思います。以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 5万円未満の物品につきましては、年に1回、入札で各課からいろいろ要望がある品物を集計しまして、見積もり入札によりまして価格を決めて、市内業者のほうから一括購入というふうな形をとっております。また、本庁舎、それぞれの庁舎もそうですけれども、事務用品的な細かい部分につきましては、一括管理の中で、使用についても、使用簿等を使った中で管理して無駄のないように執行しているところでございます。以上です。

○議 長 24番・関常幸君。

○関 常幸君 消耗品費のほうだけ1点お願いします。今の現状はお話しされましたが、ぜひ、課ごとにも——例えば自分の場合を考えても、相当ボールペンとかがどどんたまっていくのですね。課ごととか個人ごとによって、そういうふうなものが相当あるのではないか。そして、やはりそういうものも含めて、ただ各課から上がってきた要望を聞いて入札するというのではなくて、もう一度やはりそこらあたりを。今、聞きましたら、1億2,000万円の消耗品費ですので、こんなところもしっかりと、もう一度この消耗品について、現状はわかりましたので精査をして、もっと課ごとの連携もするべきではないか。5万円であっても、きちんと課長が在庫を見ながらどうだかということを含めて、お願いしたいと思いません。所見をお願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 各課からの要望を求めて見積もりを行うという部分につきましては、年間にある程度の使用料が見込まれる部分につきましては、まとめて入札を行うことによって、価格を抑えることができるという狙いで実施しております。また、利用につきまして、それぞれの課に置きますと、なかなか利用する部分で無駄が発生しやすくなる部分もありますので、財政課の2階フロアのところにまとめて事務用品としては集約して管理しております。その中で集計簿をつくりまして、利用形態を見ているという状況で、消耗品等の節約に努めているところでございます。以上です。

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 ページで言いますと129、130の下段の交通安全対策費というところになると思うのですが、この交通安全対策費という中ですけれども、こちらを見ますと、成果の概

要ですか、これで23ページということになります。それぞれいろいろな交通安全に対することをしていただいている。それでまた今年度から交通安全教室のほうは、交通安全協会さんのほうへ委託でしていただいているということです。そうして少しずつ市のほうとしてのトータル的なことはやっているということだと思えるのですけれども、今、六日町地区ですね、この地区では交通安全の六日町地区交通安全市民大会みたいなことでやっていますし、多分、城内地区、大巻地区というようなことでしていると思います。これは旧町のころから多分やっている。そうしますと、塩沢地区ですとか、大和地区はこれがないというようなことで、私はこの交通安全政策といいますか、その中で市の政策として一丸となって市民全部で、今はこう地区ごとにみたいなことなのだけれども、それぞれ趣向をこらしてというか、市民の交通安全意識の啓発というか、高揚のための啓発ということでやっています。市としての一つにまとめた考え方で、そういった活動も大切だと思っておりますし、今言ったように地区ごとに違うということもなかなかあれなので、この辺、統一したところへ持っていければいいのかというふうに思っています。その辺、今、現状どんな考え方をお持ちなのかをお聞かせ願いたいと思います。

あともう1つは、南魚沼の交通安全協会への賛助会費ということで15万円。これは多分、いつだったか、どなたかの一般質問で市長にお話があったかと思うのですが、この辺をもう少し賛助金を上げる、あるいは、というようなことでお話があったと思いますが、その辺の考え方についてお聞かせを願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 後段のほうでありますけれども、六日町交通安全協会ですね、この皆さん方から、今のところが借用地で、運営的に非常に厳しいと。何とかしてくれという話はずっといただいております……。南魚沼の交通安全協会ですね、失礼。湯沢町さんと協議をした中で、実質的に運営ができないような状況が出るとすれば、それは市、町として考えていかなければなりませんということは、常に申し上げているところであります。

今、協会側さんのほうも一応積立金がちょっとありまして、それを崩してしまうと、将来が不安だ、不安だと言いますけれども、そうは言っても、それはそっくりここへ抱いたまま、あとは全部市と町で補助しろなんてそれはできませんので、一応話をしながら、そこをなくするようなことだけはしませんからということで、ご理解はいただいていると思っております。

それから、安全協会そのものが幾つあるかというのは、私はちょっとわかりませんが、これを統一するということは非常に難しいと思います。それぞれに協会長さんがいらっしゃいまして、城内であれば城内でやる、六日町は六日町でやっているとか、大和は確か一つだったですかね。そういうふうにやっているのですけれども、その地区、旧六日町を一つにまとめるということになりますと、その開催場所も含めて、例えば城内なんかでやっても、このところ出席者数は多くないのです。それが一つのところにまたまとまると、なかなか厳しいということで、これはちょっと統合という方向は今、打ち出しづらいと思うのですが、

担当の感想はこの後、答弁させますので、よろしくお願いします。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 冒頭の市民大会の件でございますけれども、確かに議員さんがおっしゃるとおりに、現在は六日町の協議会、あるいは城内、上田のほうと3か所で、協議会のほうで大会ということでやっております。私どもの独自の調査でやったところ、20市の調査しましたら、全体でやっているところが——紹介させてもらいますけれども、市でやっているところが20市のうち4か所ということでございました。あと安協さんのほうで主催が9か所、あと任意団体が2か所と、未定が3か所ということでございましたので、いずれは市全体ということもありますけれども、まずその任意の協議会のすみ分けをどういうふうにするかということが1つの課題になっておりますので、その辺をまず一つ進めた中で、市の交通行政として取り組むべきものであれば、取り組んでいかなければならないというふうには考えております。今現在すぐやるとか、やらないということは、ちょっと現在考えておりませんので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 担当課のほうでは、それぞれまたいろいろな市の現状もつかんでいるようですが、今、市長も話がありました、交通安全対策協議会という中で、それぞれ市民の方が各地区ごとにやっているということですが、多分、この施策の成果の概要を見た中で、かなり死者が2人とか4人とか、ごくごく昔の交通戦争の時代から考えれば、あの当時は車の台数も少なかった、車もそんなに速くはなかった時代に、何百人と亡くなっていることを思えば、非常に今、多分、交通安全にそれぞれが努力してきた結果といいますか、成果が出ているのだと思っています。

です。今、たった今ということは考えていないということだったのですが、いずれにしても市としてどういう方向へ進んでいくのか。そこそこ、それぞれの今言った任意団体に任せてこれからもいくのかということは、早い段階でまた検討をぜひ進めてもらいたいと思います。

それから、先ほど市長のほうでは賛助金のお話ですが、運営に支障を来すようであればというお話が出ていましたが、先ほどの成果の概要のところ、交通安全対策ということで交通安全運動ですとか、いろいろ運動がありますけれども、実は市長の名前でこの交通安全協会のほうに、この期間、それぞれ役員の方、街頭指導に出てくださいというような要請が来ています。これが多分、今言ったそれぞれの地区の、今度は交通安全協会ですね、協会のほうの方々があれですし、今月も21日から30日までが秋の交通安全週間ということで、それぞれ立つ時間はそんなには長くはないのですけれども、その期間、いわゆる六日町地区、六日町の中の旧六日町といいますか、そこでも延べにすると70人ぐらいがそれぞれということです。

それを全部の地区にするとかなり大勢の方がこのために動いているということですので、そういったことを考えると、この15万円というのをもう少し、運営費というよりはそういっ

○永井拓三君 124 ページ、証明書コンビニ交付事業費ですけれども、マイナンバー制度が始まって間もないので、正確なデータとか、そこら辺はまだ出切っていないのが現実だと思うのですけれども、元々庁舎で発行されていたものに対して、コンビニで交付されたものがどれくらい増えているのかということ、これは市民の利便性を考えると、市がある程度負担をしてでもコンビニで証明書を出しましょうという事業だと思うので、ある一定数を超えるとかかなり大きな負担になってくるのではないかというふうに予想できることなので、今後、今の数がどれくらい増えれば、また制度自体を考えていかなければいけないとか、あとは今また新しくコンビニが市内にも幾つかできそうですよね。基幹病院のところにローソンができたり、ファミリーマートの看板が立っていたりするのです、そのあたりも含めて、全コンビニにシステムを導入していくのか、それとも限定的にどこかにしていくのか、そのあたりのめどを教えてください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今現在、コンビニ交付がどの程度行われているか、普及状況でありますけれども、これは平成 28 年度の集計、4 月から 8 月末までの集計が出ております。全体の交付件数が 465 件出ております。このうち、73 件につきましては、庁舎、3 庁舎におきますキオスク端末ですね、あそこで 73 件が交付されているということです、市内のコンビニエンスストアでの発行件数は 392 という数字であります。

まだマイナンバーカードが 4,100 枚ぐらいしか交付されておられませんので、なかなか普及が進んでいないという状況でありますけれども、着実にこのカードの普及が進んでいきますと、利用率からするとかなり高いのかというふうに私は思っております。この点が窓口交付との比較がまだ平成 28 年度分はできておりませんので、それはご容赦いただきたいのですけれども、かなり普及しますと、窓口交付の件数の削減にはつながるだろうというふうに思っております。

コンビニ交付の経費負担でありますけれども、いろいろな負担があるのですが、この決算書でいきますと 124 ページのコンビニ交付の真ん中ですね。コンビニ交付事務処理手数料 8,364 円というのがありますけれども、これが J-L I S に支払う金額であります。これは 68 通分が決算として上がっておりますけれども、123 円分 J-L I S に払わなければいけないということなのです。コンビニの交付での料金というのは 1 通 250 円ですので、半分は手数料で我々のところにはこないということになります。半分は経費として出さなければならないということになります。したがって、1 通幾らですので、段階的に何通超えると負担になるとかという計算はまだしておりませんが、基本的にこの金額でかなりの数が出たとしても、払っていきえるのかというふうに思います。手数料そのものはコンビニのほうでやっているのです、市の職員のかかる手数料といえますか、それはほとんどないわけですね。ですので、123 円引いた分が市に入ってくるだけでも、我々としてはメリットがあるというふうに考えております。

それから、全コンビニにシステムを入れるかどうかということですが、これはシステムを

入れるのはコンビニ自身でありまして、我々が入れてくださいとお願いするものではありません。今、セブンイレブンさんとかローソンさん、全部いわゆる複合端末ですね、あれが入っています。あれを標準装備で全部のコンビニが入れているわけで、それをこちら側から使わせてもらっているという形です。こちらから入れてくださいというシステムではないということでご理解いただきたい。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 簡潔に5点質問いたします。96 ページ、防犯対策の事業ですけれども、学校教育課にまたがりませんが、非常に今の事業ですと各集落で5個という電球ですか、球のあれです。例えばそこを通る子どもたちは、その集落ではないのです。その先にいった集落の子が通ったりする場所があったりするところがかなりあると思います。小学校よりも中学校のほうが部活等で時間が遅くなったりするわけで、そういったときに、該当集落ではないところの子どもたちが使うような通りがほとんどあるようなところですよ。そういったところの要望というかは——今までのシステムでやっていけばこうなのですけれども、今後そういうような場所というのは、多分、塩沢、六日町、大和でも、頭に浮かぶ部分で何か所というのがあると思うのです。そういうのは集落要望ではなく、行政が主導でいくのかという部分をどういうふうなお考えかお聞きしたい。

それと、114 ページの浦佐駅のバリアフリーということで、JRに今回点字ということで払ったということですが、ここは上越線のエレベーター要望が出ています。基幹病院ができて、3,000 人以上利用者があれば、国の負担、市の負担、JRの負担ということで3分の1ずつの負担になっていますけれども、大体3,000 万円ぐらいだというエレベーターの設置要望が、今回聞く話によると6億円ぐらいになったという、とんでもない金額になったということです。非常の地元が使う中で、障がい者が通っている中で、こういった分担金というか、そういう団体に対しての助成金があるわけですが、その点がどういうふうなお考えなのかお聞きしたい。

あと、118 ページ市民バスです。これは運行の補助金ということで出しているお金ですが、運行会社のほうには200 円、また、障がい者であれば100 円というような運賃がかかっていると思います。乗る利用者の人数が平成27年度は、予想していた人数だったのか。人数が増えてくればこういった補助金なんかも減る可能性というのもあるはありますので、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

もう1点、126 ページ、マイナンバーのことで、事業委託で全部やったということですが、非常に市民の方から、マイナンバー制度になりまして今までよりも面倒になったと。簡素化されるはずなのが、いろいろな手続が非常に面倒になったというふうに——面倒というか手を加えなければいけなくなったということで、非常にそういう話を伺っています。そういった現状が今、窓口ではどういうふうなことになっているかお聞きしたいと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 防犯灯に関するものです。今現在市では、防犯灯に関する設置の要綱という

のがございまして、その中で一定の基準に達しますと、設置自体は行政区のほうで行っていただくのですが、その電気料を市が負担するというシステムになっておりまして、この決算上でもこの光熱水費、電気、250万円ほど、これがその防犯灯の電気料となっています。

お話の隣の行政区にわたるということですが、やはりそこら辺は両方の行政区内で話し合っていたいただいて設置をするということになろうかと思えます。その上で電気料が市の負担と。あるいはその防犯灯の要綱によるものではなくて、地域コミュニティ事業というのがございまして、そういった中で、やはり子どもたちが通る通学路、これは安全上必要だということで、地域コミュニティの中で設置していただければというふうに考えております。以上です。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 2点目の浦佐駅のバリアフリー、エレベーター設置の件でございます。議員がおっしゃるように、3,000人以上ですと国庫の補助を受けながらJRのほうで整備する段階になるということでございますけれども、実際には基幹病院が開院いたしまして、それに近い数字にはなってきております。一時は3,000人を超えたというふうには伺っておりますけれども、市民病院の開院とともに、また移動もあったということで、3,000人前後で今、推移しているところだと思います。

ちょっと利用状況のほうは出てくるのが遅いような状況ですので、それを見ながらまた検討ということですが、ご質問にもありましたように、従前3,000万程度ということもあったのですが、これは軌道にかからない部分のバリアフリーのエレベーターでございます。ところが今回の在来線のホームに下ろすエレベーターというのは、非常にそういう部分では安全管理の部分を含めて事業費が多くなるというような情報はいただいているところですので。

事業費が大きくなりますと、これは国が3分の1、事業者3分の1、市が3分の1という仕組みになっておりますので、そこそこの市の負担もございまして。実施計画等の中で計画の中に据えながら考えていく必要があるのかというところでございまして。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 市民バスの件でございます。平成26年度と平成27年度の比較ですけれども、平成27年度は前半が無料のまま、後半が有料ということですので、そのように分けて比較いたしますと、4月から9月の無料の期間につきましては、前年度に比べて4%利用率が落ちております。これにつきましては、塩沢地区で利便性が増したわけですけれども、ほかの地区での路線バスの重複路線を解消しましたので、減少するだろうと予測はしておりました。4%の減少でしたので、こんなものかというところですので。

有料化になった際ですけれども、前年度に比べまして15%の減です。この15%ですけれども、その年の平成27年度の前半の無料化と有料化を比べますと、有料化になりまして、前半よりも19%減少しております。これにつきましては、検討に当たった際にコンサルさんからいただいた20%おおむねというのが全国的だという話を聞いておりましたので、当市におき

ましてもそのような形なのかと、思って受け止めているところです。

トータルしますと、平成 26 年度に比べて平成 27 年度は 9% の減で、4 万 6,851 人のご利用をいただいております。今後ですけれども、当然、ご利用していただく方が増えれば増えるほど運賃が入りますので、市からの補助につきましてはその分が減るということですので、これからそのような利用がされるよう努力していきたいと考えております。以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 マイナンバーの関係でありますけれども、確かに窓口でもマイナンバーは何ですかということで、申請書等に記載を求めることがあります。会社、事業所等につきましては、マイナンバーの管理ですとか、従業員のマイナンバーの取得ですとか、いろいろな点で導入からここ一、二年の間というのは、事務量だけが増えて、全く利便性を感じられないという期間が発生しているのではないかと思います。

この点は我々も想像をしていたわけでありましてけれども、今後具体的に、実際にその情報連携ができなければこの制度の意味はないわけですが、情報連携が進んでいって、紙でのやり取りがなくなる、あるいは情報の確認が瞬時にできるというような利便性が上がってきたときに、初めて良かったという実感が持てるのではないかと。今の段階で何がどうよくなったかと聞かれましても、良くなったところはまずないと思います。面倒になっただけです、確かに。

ただ、窓口で我々市民課、あるいは福祉の部門で、国保、後期、介護等でマイナンバーを記載する欄ができたわけでありまして。ことしの 1 月からもう様式が全部変わったわけですが、福祉部門につきましては、もう国の通達が出ておりまして、マイナンバーを書かなくても受理していいですよと。無理にそれを求めないでいいですよということで運用はなされています。今後、ことしの申告から税金のほうはこれはきちんととっていかなければならないということになりますので、今度の確定申告段階から非常に厳しく、そのマイナンバーの関係は我々もチェックをしていかなければならないというふうに考えております。以上です。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 点目の街路灯のことですけれども、今、球でいうと 1 集落 5 個ですよ。例えば今言ったほかの集落との連携でということになれば、例えば今 10 街路灯があるとすると、そのもう 1 個、2 個、3 個という行政区が関わってきたときには、そこを一気に直さなければ通学路としては、ここだけ明るくなくても、こっちが暗いではうまくないと思うので、そういう場合にはそういう対応でもいいというような理解でよろしいのかどうか。その部分が 1 点と。

1 点落ちていました。コミュニティということも言われたのですけれども、この 112 ページでコミュニティの質問もしようと思ったのですけれども、コミュニティの事業はすごくいいのです。いいのですけれども、いろいろ要望が上がってくると、みんなこれは要望が上がって市に 1 回上げますよね。これはコミュニティ事業ですよという、コミュニティではどう

しようもない予算みたいなのがコミュニティというふうに、市の回答で上がってきたりしますので、コミュニティの予算はもうちょっとやはり増やしたほうが、非常に使い勝手がいいかと思っております。

バリアフリーのことはわかりました。今現在はリフトでやっていまして、3回使うと1日の稼働がもういっぱいだというので、人員対応はするということになっているのですが、利用者からすると、人に言うのは非常に心苦しさがあったりするので、その面で早めにやったほうがいいのではないかというふうに思います。

市民バスもエアバスというふうに言う方もかなり多くて、路線をしっかりと見直す部分——私は常々言っていますけれども、各集落の区長がいますので、そういう方たちにしっかりと聞いて、乗らない集落や——変更するにはいろいろ北陸局のほうに言って、3か月は最低でもかかるという部分はわかりますけれども、もうちょっと無駄を省くような、それで乗りやすいようなバスの運行をしていけば、経費等の削減になるのではないかと思います。

マイナンバーのほうはまた今後みていきたいと思っておりますのでお願いします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 年間5灯、これは決まりの中では1行政区に5灯ということになっていますが、全体の数が限られていることから、こういった線引きをさせていただいているところです。実際、行政区長さんから要望の内容がきますと、地図なども踏まえて担当者が1件、1件現場に見に行きます。その必要性によって、順位づけではないですが、限られた物を配布するという形になっています。

今のお話のように2つの行政区にわたった場合、1行政区5灯を限度とするとありますけれども、子どもたちが通る安全上を考慮して、そこら辺は温かい行政ということで、やりくりは——もうびたっと、ことだから違う行政区はだめですとか、こうですということではなくて、その状況に応じて必要性があれば、柔軟にというところも踏まえて、おくみ取りいただければと思います。以上です。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 コミュニティの関係の事業の予算の増額ということでございますけれども、今ほど議員がいわれたような実態があるということは、地域の方々からもお聞きしているところでございます。特に軽微なものも延長が長かったりしますと、青線、赤道の関係もあるかと思います。ただこの辺も、目的を定めて基金を積んでいただいても結構ですというような仕組みも残しているところでして、その中で対応いただいているケースも多いかなと思っております。

状況としますと、そういったことが原因で積み残しになっている分といいますのは、平成25年、平成26年の上積みの分で解消できているものと認識しておりますので、当面その基礎事業の関係の予算を増額というのは、また建設部のほうと調整しながら、考えていく部分かと思っております。

また、浦佐駅のバリアフリーの部分ですが、この辺は利用者の皆さんの利便性向上

に向けて、新たにまた情報交換をしながら検討を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 市民バスの件でございますけれども、各要望については、市政懇談会、区長会等であまり出てきておりませんので、私どものほうで各地域の敬老会のほうにご協力いただきまして、バスに乗っていない方も含めたアンケートをとらせていただきました。それら进行分析して、今後の方向等も検討していきたいと思っております。以上です。

○議 長 昼食のため休憩といたします。

あと何人いらっしゃいますか。

[挙手あり]

はい。再開は1時10分といたします。

[午前11時54分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後1時10分]

○議 長 なお、限られた時間の中でありますので、質疑等は簡潔明瞭を心がけてくれるようお願いいたします。また、質疑につきましては議案に対して質するものでありますので、自己の意見、提案、要望に偏らないようお願いいたします。

なお、樋口和人君より午後4時より早退の届けが出ておりますので、これを許し報告をいたします。

○議 長 総務費に対する質疑を続行いたします。

22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 92ページですけれども、顧問弁護士報償について、市が訴えられているとか、訴訟を受けているものが、今はどんなものがあるとか、そういうものも私は資料として出したほうがいいのかという思いがあるのです。何件あるとかそういうのも、私が気づいていないだけかもしれないですけれども、例えばいろいろな決算説明資料とか、そういうところには出ていないと思いますので、今後はそういうのを出していてもいいのではないかと私は思います。

あとそれと、94ページ、例年誰かが聞いていたのですけれども、今回それが無いので聞いてみたいと思うのです。職員の免職というか、要は懲罰とか、そういうことをいつも議会で誰かが決算で聞いていましたけれども、今回は聞かないので私が聞くしかないかと思い、聞いてみよう。報告をお願いします。

それと、これもやはり議会の中では、資料が何件例えば減給があったとか、懲戒があったとか、そういうふうな報告というのが、私はないと思いますので——ただ、広報には出ますよね。11月15日になったり、12月1日になったりとか広報には出ていますけれども、そっちは出ているけれども、こっちには出ていないので、こういうのは出していったほうが、例年何件処分したとか、過去の比較みたいな感じで出していったほうが、私はいいのではな

いのかと。それによってみんなぴりっとしていく点もあるのではないのかと思います。

あと 120 ページです。120 ではないか 119 になるのかな。12 番議員とちょっとかぶるのですけれども、市民バス運行事業費。なかなかこれからまたいろいろな行政区長さんとかに聞いたりとか——行政区長さんではない、敬老会か何かでアンケートをとったとかと言いましたよね。そういうのは大事なことだと思います。

あと、ただ私が、こういうふうなのってどうなのと担当に行くと、例えばここってどうなのとか、そうすると必ず、すぐいいわけとかをされるのです。例えばバスの時間を変えるのが大変だとか、あとは路線を変えるのが大変だとか、そういうふうに言うわけです。新潟市だって BRT でいろいろな批判があったのですけれども、やはり市民の利便性を上げるためにいろいろな努力をしているわけです。それと同じように、常にだめだ、だめだなんていう姿勢ではなくて、どうすれば利用が増えるかを私は考えていくべきだと思います。

例えばあったのが、基幹病院。浦佐駅から基幹病院に行く、その連絡がちょっと悪いのではないのという話をしたら、JR さんの時間が変わってしまって連絡がうまくいかなくなってしまったのだという話を聞いたのですけれども、それであればそれにうまく合うように、また時間を変えていくのだから、それはそれでしょうがないというふうな思いがあります。

あと、例えば、時刻表とかも、バスの運行表——私が基幹病院と浦佐駅は何分ぐらいかかるのかとか、基幹病院に市民バスがどうやっていくのかと思ったら、出てこないのです。大和病院で出ているのです。例えば、大和病院ではずれではないですけれども、どういうのがわかりやすいとか、ほかにもこういう声を私は聞いたのです。例えばバス停がどこどこの地域と書いてあるだけで、どこがバス停かわからないとか、そういうふうな意見もあつたりもするので、そういうのは 1 回印刷したからもうそれでずらさないとかそういうのではなくて、常日頃、どうやれば利便性が上がるかというそういう視点を持って、市民第一に考えていただけると私はいいと思うのです。以上、3 点。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず、1 点目の訴訟の関係の件数ですが、今回の平成 27 年度決算におきましては 1 件ということになっております。今後の、というお話ですので、検討したいかと思えますけれども、この決算資料の中にどの程度まで組み込んで——どの程度というのはその内容とありますがありますけれども、ちょっと検討させていただきたいと思います。それから職員の懲戒の関係です。これは基準は訓令がございまして、懲戒処分等の公表基準というのがございます。その中に、市長から議長へということで、文章により報告するというものがございまして、実際に平成 27 年度においても 3 回にわたり、1 件が平成 28 年 2 月 18 日、平成 27 年 8 月 21 日、ということで 2 回にわたりまして、市長名で議会議長宛てに報告をしております。それから、議員がおっしゃるとおり、市報では毎年 10 月 1 日に人事行政の運営などの状況というものが、公表するというこれも基準、条例がこれはございまして、それによりまして、幾つもの内容にわたって市報に出すのですが、その中に職員の分限と懲戒処分の状況ということで掲載をするということになっております。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 いろいろなご要望をいただいた際に、簡単にできないことを、ついそのようない方をしてしまったのだろうと思っています。それについては、今後そういうことがないように私たちはだめな理由を探すというのが仕事ではありませんので、そのような考え方で今後は対応させていただきたいと思っています。

市民バスにつきましても、運輸省のほうに上げなくても、届け出で変更できるものもありますので、それは可能なものはその都度させていただいているつもりです。難しいものについては、その時点でご説明をし、検討する時間をいただければと思いますので、今後はそのような対応をとらせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議 長 22番・牧野晶君

○牧野 晶君 まず、弁護士のほうはわかりました。それと、懲戒とかそういうところは報告しているのはわかるのですよ。例えば広報とかに出しているのもわかりますけれども、この議会への資料を、例えば決算に合わせて、それはそれでまとめた資料を出すというのも、こちらですることかもしれないし、ちょっとそういうのも私は重要ではないのかという視点で、市のほうでつくっていくのも1つではないのかと。これに書けばいいわけですよ。一般会計説明資料とか、そういうところに増やせばいいだけなので、そんなに面倒くさいことではないというふうに思うのですが、そここのところと。

あと、バスに関しては、本当に言葉一つの違いなのかちょっとわからないですけども、なるべく利便性を第一に考えていただければと思います。

懲戒のほうの説明だけ、ちょっと私とかみ合っていなかったもので、そこだけいただければいいと思います。よろしく願いします。

○議 長 市長。

○市 長 これとは違いますが、我々はその規定にのっとって、例えば議会の部分、専決も含めてですね、そういう部分はそのとおりのことを議長のほうへ報告しておりますので、それをまたこういうことです、ああいうことですということまでやらなければならないのかという、すごく疑念はあります。

しないということではないですけども、それはお互いの機関同士のやり取りですから、議会のほうでそういう報告をした部分について、議員の皆さんがこの決算にもみんな載せろということになると、これはなかなか厳しいと思うのです。このことばかりでなくてですね。ですから、それは今ここで、わかりました、そうしますということは、ちょっと私のほうからは申し上げられませんので、検討はいたしますけれども、全てのことを全部行政側だという形にとらないでいただきたいのです。我々もできる限りのことはしておりますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 22番・牧野晶君

○牧野 晶君 市長の言っていることも、ある意味もつともだという点もあるわけです。ただやはりいろいろな意味で、去年はちょっと大物があったわけですよ、大きなこともあ

りました。いい機会ですし、こういうときにこそ、要は、例えば紙、紙というか、これの中に入っていれば、いついつの何年度にそういうことがあったとかそういうのがわかっていくと思います。議会に出しているとか、それだからいいよということではなくて、私は市の姿勢としてこういうこともあっていいのではないのかというふうに思っているだけなのです。何でもかんでも出すのがいいとか、大きく拡大解釈なんてするとか、そういうことではなくて、ただ単純に、私は簡単明解にこれに書けばいいではないかという点がありますよ。11月の広報には出せるけれども、これには出せないとか、私はちょっと意味がわからないです。

○議 長 市長。

○市 長 出せないということを行っているのではなくて、報告するそういう義務的なものも含めて、きちんとやることはやっています。広報というのは、議会の皆さんにお知らせするためではなくて、一般市民の皆さんにこういうことがありましたというふうにお知らせをしているわけでありまして。議会のほうへのお知らせは、それ以前に、さっきも2回とか3回とかに分けて、極力、発生した時点から早めに議長のほうへ報告をしているわけです。皆さん方も個々はわかりますよ、個々は。しかし議会という一つの共同体ですから、その機関の長に、行政のほうの長からやっているわけですから、それをまた改めてこの決算書に載せろとか、あれに載せろとか、これに載せろとか、そういうことはしないという意味ではなくて、ちょっと乱暴ではないですかということ、私は申し上げているのです。だって、そうではないですか。そうしますと、決算書なんてどこまで書けばいいのですか……（何事か叫ぶ者あり）だから資料ですよ、もちろん。資料がなければ決算書もできませんけれども、そこを私がちょっと疑問に思っているだけでありまして、いつも逃げ言葉に聞こえますけれども、新しい市長がどう考えるか、それによると思います。

○議 長 6番・佐藤剛君

○佐藤 剛君 3点お伺いいたしますけれども、まず120ページ、通学バス運行のことで、ここも多分、今ずっと話に出ています市民バスと一緒に関連しまして、運行の形態とか業者とかそういうものの変更で、この年度、当初予算から大分予算が上がりました。決算もそのとおりに増えているわけですが、そこら辺は承知はしたのですが、1,800万円ぐらい前年度に比べて増えていますよね。増えた理由はやはりそのことなのですが、ただ増えたのですけども、それによって通学バスの利便性というか、回数が増えたとか、細かく回れるようになったとか、そういうところがあったのかということだけちょっと教えていただきたい。

次が122ページです。上から四、五行目あたりに手数料がありますけれども、これは多分コンビニ収納にかかる手数料だと思うのです。当初予算のときにコンビニ収納——私のこれは記憶なので間違っていたらあれですけども、5万件ぐらいの見込みでその手数料を予算化したというようなことだったのですが、実際はどの程度だったのかということ。そしてまたコンビニ収納というのが、どういうふうな流れといいますか、傾向にあるのか。増えているのでしょけれども、そこら辺の傾向もわかったら教えていただきたい。

もう1点がその次の124ページ、先ほど出ました証明書、コンビニの今度は交付ですよ。さっきはコンビニの収納ですけれども、交付ですが、先ほどの答弁からしますと、4月から8月まで465件ということです。その上にある自動交付機が、この平成28年2月に終わったので、自動交付機にかわるコンビニでの収納、証明ということで、期待も大きいのですけれども、自動交付機時代は年間どのくらい——大雑把でいいのですけれども、交付をしていたか。それにかわるような、このコンビニでの証明ですね、そういうようなことに持っていけるのか。マイナンバーのカードの件もありますけれども、そこら辺の見通しといたしますか。そしてまた、それを普及させるような、どういうふうな方法を考えているのかあたりの3点をお願いいたします。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 3年ぐらい前だったでしょうか、ニュース等でバス等の事故が相次ぎました。それによって、平成26年4月1日より、バスの料金の算定基準というかが改正されました。それによって平成26年度は契約後だったために、平成27年度より料金の改正をさせていただきました。それによって、バスの運行料金が非常に高くなった理由でございます。回数的には3地区ともほぼ同じような水準でいっておりますので、ただ、その改正によってバスの料金が値上がったということが原因となっております。以上です。

○議 長 税務課長。

○税務課長 コンビニ収納の手数料に関しましては、まずは決算資料のほうの16ページのところに、口座振替だとか銀行等の窓口納付だとか、コンビニ納付だとかという件数が出ておりますので、このところを参考にいただければと思います。この6万1,815というのは、あくまでも国民健康保険税が入った数字ということになっております。私どもの、今、佐藤議員からの質問のあった、決算書のページのところでございますけれども、ここはあくまでも固定資産税、それから市民税、軽自動車税のこの3税目ということで、国保のほうはまた別会計のほうで支出ということになっておりますので、私どもの関係する固定と市民税、軽自動車税の関係で説明のほうをさせていただきます。

件数につきましては、大体4万8,900件ぐらいというふうになっております。手数料が1件当たり、コンビニに納付書を持っていきますと、コンビニの手数料で55円とられます。したがって、55円掛ける4万8,900件プラス消費税ということになります。それからもう1つあるのですけれども、1税目1,000円というのが、これがまた計算の中にございますので、固定資産税の納付書を持っていけば、これは1税目ということになりますので、1か月1,000円。それから、市民税の納付書を持っていけば、また1か月で1,000円とられると。軽自動車税の納付書を持っていくと、また同じように1か月1,000円とられるということになりますので、3税目であれば3,000円掛ける12か月分プラス消費税ということで、これが合わさった金額ということになります。契約のほうも北越銀行と結んでおりますので、北越さんのほうから請求書が回ってくるということでございます。以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 3番目のそのコンビニ交付の関係でありますけれども、自動交付機の利用状況につきましては、決算資料 20 ページに掲載をしております。20 ページの上から2段目であります、自動交付機の証明書の発行件数ということで、平成 26、27 の対比が出ております。1万 3,000 件ぐらい出ておまして、コンビニ交付ではここにあります戸籍関係は交付ができない。そのかわりに税証明関係。所得、あるいは課税証明関係が交付できるということでありますので、単純に数字的な比較では出ないわけでありまして、その下、自動交付機暗証番号登録件数がございまして、自動交付機は利用可能な暗証番号が登録されている人という数字でありまして、3万 6,000 人ぐらいいらっしゃるわけです。その数がある、上の自動交付機の発行件数が1万 3,000 件ぐらいということでありますので、ここにいきつくまでには、かなりマイナンバーカードを頑張らないといけないと思います。

今は 4,000 件ぐらい、申請件数で 5,000 件ぐらいでありますので、これが 3万 6,000 段階までいくにはちょっと時間がかかるのではないかとこのように思います。申請件数はこのごろはかなり落ち着いてきております。月 100 件に満たないぐらいの申請件数になっております。最初始まったころはどかんと申請があったのですが、平準化してきたというふうに思っております。息の長い PR を続けながら、それでもやはり高齢者の方々ですとか、写真つきの証明書がやはり欲しいという方がいらっしゃるのです。恒常的にやはり窓口で相談に来られる方がいらっしゃいますので、地道にまた PR をしていきたいと思っております。

何らか政府のほうで、そのカードを使った新しいサービス展開を平成 29 年度段階からまた考えているようでありますので、何がしか始まりますとまたそこで増えていくのではないかとこのように考えております。

○議 長 6番・佐藤剛君

○佐藤 剛君 行き届いた資料をちょっと私が見落としたりとところがありましたし、大変失礼しましたし、丁寧な説明ありがとうございました。コンビニの関係のほうはわかりましたが、通学バスのところで1点だけもう1回質問をさせていただきます。

そういう事故があつて、安全対策のために料金アップしながら安全を図るようなシステムになってきたと。その影響で運行事業費が上がったということはわかりましたけれども、であれば非常にその部分に見合った安全対策を従来と違った形でなっているかということ、教育委員会なりに一度見ていかなければならない。2,800 万円も増えたわけですから。そういうところの安全対策といいますか、安全確認みたいなものはきちんと予算に合ったという言い方もおかしいですけれども、それに沿った形で行われていたのか、やったのかということだけ確認をさせていただきたい。

○議 長 教育長。

○教 育 長 当然、単価のアップについてのことについては、確認をさせていただきました。ただ、それが金額的に目にみえてすごくなったというよりは、その単価の基準が国で決まってきたということと、前には越後交通がほとんど全部受けていたのが、市内業者が競争に入ったときに、入札の関係でかなり落ちたということがあります。

ということで、単価についてはそういう経過がありますが、その基準が上がったことよ
っての安全基準についても確認はしていますが、それが単価の目に見えたほどの大きな動き
ではなくて、そういう事故の関係で単価基準が上がったことによるものが多いということ。
ただ、金が上がった分については丁寧に安全対応は見ていっておりますので、はい。

○議 長 3番・田村眞一君

○田村眞一君 ページで126ページの選挙管理委員会費の関係でございます。市長にお伺
いたしますが、市長も町会議員から市長をやっている中で、選挙の投票率を本当に上げて
いくというのはテーマなのですけれども、18歳選挙権がこの7月の参議員選挙から施行され
て、有権者が増えると。そして、図書館での投票所を設けるというような努力をした中で、
一定の成果が上がっているわけでありましたが、そういった中で、長年そうやった中で、投票
率を上げる妙案ですが、これが決め手だというのがあるのか。それとも今後こういうところ
に力を入れれば上がっていくのではないかとといったあたりのお考えを、ぜひ、お聞かせいた
だきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 投票率のアップというのは、本当に大変な課題であります。私たちが初め
て選挙に出た昭和56年は、町会議員選挙ですけれども、確か90%台が出たと思うのです。
90%台。あのときは30人の定員のところに、36人だけ出ました。結局、選挙——簡単に言
いますと、立候補者がある程度の数いて、そしてその皆さんが必死になって得票を争うとい
う構図が出てこない、なかなかあそこに投票所を設置した、こういう周知活動をやったで
は上がってこない。相当激しい論戦と申しますか、そこが出てこない投票率は上がらない
というのが実感であります。

首長選のときも、私が出た町長選2回とも割合とよかったですけれども、その後合併して
1回目が無投票、2回目、3回目と選挙であります、ごく上がりませんでした。候補者が
我々も含めてお粗末だったということかはわかりませんが、やはり政策論争と申しますか、
そこがきちんと出ていくと、非常に皆さんの関心が高まるということだと思っております、
妙案は、やはりある程度の立候補者数がそろって、そして激しい論戦、選挙戦をやると、こ
れに尽きるということだと思っております。

国政選挙だって、話題の選挙とかは割合と投票率は良くなりますね。何かもうほぼ決まっ
たような形の選挙というのは、3割とか4割とかなんてことがよくあります。我々も今、地
方の、例えば南魚沼市の市議会議員選挙や首長選挙で、70%、80%にいかないというのがち
よっと不思議なぐらいではあります。ことしの市長選がどうなりますか。皆さんはいよいよ
来年でありますので、そこが一番の私は、こうすれば上がるという部分についてはそういう
ことだろうと思っております。

あと、投票の仕方とかで、例えば自宅投票ができる、そういうことをすれば上がるのか、
ちょっと私はそこまではわかりませんが、投票所の数を少しぐらい増やしたから、投票率ア
ップに大きく貢献するということは、あまりないような、私の経験ではそういうことだと思

っておりますので、皆さん方のご奮闘を期待するところであります。

○議 長 16 番・寺口友彦君

○寺口友彦君 まず、94 ページの職員費に関連してお聞きをしたいと思えます。毎年聞いていますけれども、臨時職員ですね。臨時職員とそれにかかわる人件費が、平成 27 年はどうであったか。あと職員の障がい者の雇用であります。予算段階では 4.5 人ということでありましたが、それはどうであったのかということをお聞きしたい。

それから、98 ページの広報広聴。市民の声が 81 件と。市政ポストなどでありますけれども、市民の声があつて、各業務の改善に生かしたと、これは説明にあるわけですけれども、81 件のうち、何件ぐらいをその改善に生かしたのか、ちょっと聞きたいなど。

102 ページ、高速インターネット事業でありますけれども、収入が 2,993 万円と、支出が 5,396 万円と、今年度はメディカルタウン、病院関係で 120 芯の増設ということで、2,721 万円、この部分が大きく伸びたわけであります。成果を見ますと、平成 27 年度は対象世帯 9,127 世帯で、加入 5,852 名、加入 64.11%というように出ていますけれども、この光ファイバーが一番効果を発揮するのは、多分、企業で、個人ではなくて企業。企業のほうとして、この平成 27 年度にどの程度加入をしてきたのかという実績をお聞きしたい。

それから 114、116 ページの移住定住に関連してでありますけれども、成果をお聞きしたいのは、お試し居住。冬期間でありましたけれども、どの程度の成果が上がったのかということですね。それから、いい雑誌「L I F E i n」若者定住促進ということで、2 万部をつくって、東京圏を中心に配布をしたということですが、この部分はどの程度の成果か。要は南魚沼市に魅力を感じて問い合わせがあるということであると思うのですけれども、その辺の成果はどうであったのか。以上 4 点を伺います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 まず、1 点目の臨時職員さんの賃金の関係です。今、まとめてありますのが、1 つが子育て支援課と病院を除いたもので申し上げます。3 億 7,230 万ほど、これが平成 27 年度の決算。ちなみに平成 26 年度が 3 億 5,230 万ほどになっております。人数のほうも、これが一定の時期を捉えているものですが 222 人、平成 26 年度が 217 人ということで、全体的には人数も増えているという状況であります。

それから 2 点目、障がい者雇用の関係であります。最新の平成 28 年 6 月 1 日、これが 2.91%、平成 27 年 6 月 1 日が 2.63%、その前平成 26 年が 2.66%ということです。3 か年とも法定の雇用率は 2.3%ですので、それを上回っている状況であります。ちなみに職員の採用試験の関係で関連がありますので申し上げます。平成 27 年度におきましては、一般事務の障がい者枠ということで 1 名程度の募集をかけまして、このときの受験資格年齢 32 歳ということで、大学卒業程度試験と統一にしておったところです。それで、受験者がお 1 人だったのですが、残念ながら合格者はゼロでした。いろいろの関係で平成 28 年度から障がい者枠、やはりお 1 人程度の募集ですけれども、受験資格年齢を引き上げようと、市役所という事業所ですので、そういった枠を広げようということで、受験資格年齢を 50 歳まで引き上げまし

た。受験者、これが4人、ちょうど今度の日曜日に試験が行われます。通常ですと新潟のほうで行われるのですが、障がい者枠の方については、この庁舎で行います。受験の方が、年齢をちょうどその50歳を引き上げたことによりまして、34歳から43歳の方4人が受験をしていただくということになっております。以上です。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 ご質問いただきました市民の声でございます。この81件の中には、具体的な業務改善に結びつく意見ばかりではございません。例えば、職員が8時半以降にあわてて庁舎内に走り込んでいるというようなご意見もあるわけです。これにつきましては、投稿された方が正職員のことを言ってらっしゃるのか、あるいはもっと出勤時間の遅い臨時職員のことを言っているかというようなこともわからないものも含まれております。基本的にはそういった場合には人事のほうから職員に周知をして、きちんと職務規則を守るようにといったようなことを回答する場合がございます。

ですので、一概に成果が何件というのは非常にお答えしづらい問題でございます。ちなみに昨日の質問に出たように、灰皿を撤去してほしいというようなことであれば、簡単に成果としてカウントできるのですけれども、現時点で何件きちんと生かせましたということは、ちょっとお答えできない状況にあります。

○議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 ご質問の高速インターネットの加入状況、法人の割合についてでございますが、私どもも以前にその部分を知りたくて、NTTのほうに資料の提供を求めているのですけれども、NTTのほうから毎月加入状況の報告がきますが、これ以上のものはできないと。詳細については全件の数でお願いしたいということで、これ以上の詳細の分析はできませんでした。以上です。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 最後の移住定住の関連でございます。お試し居住につきましては11件12人ということで、数自体は少なかったという状況ですけれども、こちらに実際、冬の時期に来ていただいて、生のご意見をいただく貴重な機会になったということです。これは大綱質疑のところでも申し上げましたとおりで、今年度の事業に生かされていると、その反響を生かしているというようなことでございます。

それから「L I F E i n」の関係でございますが、2万部を配布したところでございます。こちらにつきましても、若者のU I Jターン、これの促進ということで配布しているわけでございますけれども、その効果としましては今年度実施しておりますグローバル人材育成塾、こちらが60人の定員のところ58人の申し込みをいただいて、第1回のもは進めているところでございます。このように、そういったところへの関心も高まっているというような状況ですし、平成28年度へ入りまして、お問い合わせのほうも多くなっているという状況でございます。

○議 長 16番・寺口友彦君

○寺口友彦君 職員のほうについては、全体の子育て支援、病院を除いての人数ということでありませぬ。全体の数字等が本当は知りたかった。毎年 600 人か 700 人の間ぐらいで、約 9 億円というふうな数字が出ていたわけですが、この辺も臨時に頼るような人材確保といひますか、そういう一面が非常に浮き彫りになってきたと思ひます。

高速インターネットですけれども、実は高齢者世帯でありますよね。老人のみ、あるいは高齢者ひとり世帯というところが、3,000 世帯近くあるわけです。平成 27 年度からそうでしたが、本当に N T T なのかどうか。光ファイバーの勧誘が電話でくるのですよ。ですけれども、お年寄りについてはなかなかそういうのはわからないものですから、そうすると、勧誘の仕方として、うちの市は N T T にこういう事業を委託みたいにしてあるわけですけれども、勧誘ということになると、やはりお年寄りは危ないのです。万が一ですね。消費者センターに聞いても、非常に手の込んだ詐欺がくるのだという中で、ここの加入者を増やしていくのだといひても、なかなか難しい部分がある。

光ファイバー自体は高速インターネットの時代ですから、企業にとって非常にメリットがあるわけです。そうすると、加入率をめどにしてこの事業を展開していくという方向で、平成 27 年は総括をしているのか。いや、企業のほうにもっとなのところが当然あるわけです。そのお年寄りを狙った詐欺ということに関連していくと、非常に危ない部分でもあると思うので、勧誘についても N T T さん自体が、本当の正式の N T T なのか、かたっているのか、お年寄りにはわからないという状況が発生をしているわけですから、市としても一緒になって対応策を考えるべきだと思ひております。

C C R C 関係の移住定住については、この「L I F E i n」、2 万部でありますよね。グローバル人材塾に 58 名も応募があったということでありませぬけれども、非常にいい雑誌でした。2 万部ということです。この 2 万部の中で 58 名というふうに見るのか、そうではなくて、もっと反響があったと、問い合わせが多分あったのだらうと思ひます。そこら辺の電話とか何かで問い合わせはもっと多かつたと思うのです。そういうのはなかつたのですか。

○議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 N T T 光ファイバーの勧誘の件ですけれども、時期によって非常に多くの勧誘をしているということは、私どものほうも把握しております。それで、余りにもひどい場合については、N T T のほうに協議を申し込んでおきまして、N T T のほうとしても、それは私どものものではないとは言っておきませぬで、関連する販売代理店、全国でありますのでたくさんありまして、そういうところが勧誘をしてまいってきております。なかなかそこについて全てを統制することが難しいということですが、その部分については、余りにもしつこいといひるか、勧誘がある場合については、社名を教えていただければ、そこについては指導をしますということになっております。私どもとすると、今、そこに頼るしかないのかなといひうふうにお思ひております。

あと企業のほうの、法人についてですけれども、私どもも非常にそこが知りたくて、どういふ割合で個人と法人でそれを使つていて、どういふふうにご利用しているのかを非常に知り

たいところですが、なかなかその部分が、NTTからは情報が得られないという状況であります。以上です。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 「L I F E i n」の影響でのお問い合わせということですが、今年度に入りまして担当のほうで把握している分につきましては、まだ7件ぐらいということでございます。ただ、これは正式にうちのほうにお電話等で問い合わせのあった件数ということですが、状況によりますと、皆さんの中で話題にはさせていただいているというふうに踏んでおります。

それから、先ほど申し上げました58件ですが、これは「L I F E i n」の直接読んだからここに来たとか、そういうことの効果ではありませんで、ただ総合的に「L I F E i n」、それから「LMU」、それから「るるぶ」そういったことで発行しながら情報提供のほうは総合的に進めていますので、その成果ということをお考えいただければいいかと思えます。

○議 長 18番・岡村雅夫君

○岡村雅夫君 92ページ、ここに官公庁オークション手数料とありますが、どういうものであるか。まずついでにひとつお聞きします。それから、94ページの有料道路通行料、これがここにまとめられているものだというふうに、さっきの消耗品と同じ問題かと思って見ているのですが、旅費については各款で、各項目で事業でやっているようです。旅費というのはでは何だかといえば、新幹線とかそういうものだと、車ではないということなのか。その辺がちょっとわからないもので、事業に各款で使ったものであれば、その成果に入れるほうが、私はいいのかそんな感じがしましたが、ひとつお聞きします。

それから、96ページの区長報酬と、昔は区長報酬で全て出ていたのですが、今は行政区交付金という形で出ている、その違いを――2つになっているみたいですが、行政区長報酬と行政区交付金との境をひとつお聞きしたいというふうに思います。

次に、今、CCRC、110ページから116ページまでにCCRC関係、移住定住の関係がありますが、この年に審議会ができたわけでありまして。そして、審議会というもので、そこに公表されたことが進んでいるなというふうに私は見ているのですが、その中で議会の方々には、あるいはまた報道関係だと思えるのですが、そこらには傍聴の勧誘と申しますか、連絡が入ります。私はほとんど傍聴しているわけでありまして、そこに示されたことが議会としては――傍聴ですから、意見も何も言える状況にないということであると、議会というものをどういうふうに位置づけをしてこの事業は進んでいるのか。要は予算が出たとき、議決してもらえばそれでいいのだということなのか、その辺をひとつ。それしかないという感じが今はしていますが、担当委員会で調査すればいいと言われればそれまでですが、どうもそういった形でどんどん進んでいる感じがします。その辺の考え方をひとつお聞きします。

あと、118ページのバスの問題です。資料にもありますが、12ページ、路線バスの問題と

市民バスの問題ですね。金額的にいくと、市民バスが圧倒的に 9,000 万円近いですね。そして生活維持道路補助というのは、多分路線バスだと思うのですけれども、それが 4,000 万。半額には達していないという、こういう状況です。

そうした中で、私はそれぞれの申請をしているから、なかなか路線を重複できないとか、いろいろ問題が出てきていると思うので、ある程度その様子を見ていて、相互乗り入れという形——要するに 1 つの事業として、当然民間に委託しているわけですから、何らかの形ができなければならないと。それは運行上の規制の問題があるかもわかりませんが、利用する市民にとってみると、どうも 1 つのほうがいいのではないかというような感覚を持ちます。

そして、乗り継ぎもきちんとできるような形で、例えば大和の人が市民病院に行くときには、バスに乗れば行けるというような、やはりそういった運行体制というのも今後考えていくべきではないかという考えがしたのです。実際、今のこの予算上からしてみても、もう一步のところだという感じが私はするのですが、いかがでしょうか。以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 最初の官公庁オークション手数料の関係ですが、平成 27 年度官公庁オークションを活用した中で、1,300 万円ほどの収入がありました。その収入に対しまして、オークション手数料としまして 3% を支払うことになっておりますので、その金額がこちらのほうに計上されている部分でございます……（「官公庁オークションとはどんなものか」と叫ぶ者あり）失礼いたしました。ヤフーオークションの中で、官公庁のほうで私どもが出店しているように、不用となりました備品等を提示しまして、それに対して応札を求めているものでございます。ですので、一般の方どなたからでも申し込みをいただいて、それを応札できるというふうなシステムになっております……（何事か叫ぶ者あり）そうです。内容としましては、除雪車ですとか、そういったものの備品等、不用備品のものがございます。

あと、94 ページの関係でございます。有料道路通行料の関係ですけれども、財政課のほうで公用車を一括管理しております。そこにのっております ETC カードの関係で、有料道路の通行料も一括管理しております。旅費の関係で、事業ごとに分けてあげたほうがいいのではないかというご意見もありましたけれども、今は事務費的なものでの旅費ということで、高速道路料金ですとか、燃料代というものを特に振り分けているという状況ではございません。ただ、整理台帳等でどこにどういった形でいったかというのは管理しておりますので、そういった担当部局のほうから申し入れがあった場合には、分けることも可能かと思えます。以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 行政区事業の関係のまず 1 つ目、行政区長さんの報酬ですが、これは春と秋にあります行政区長会のいわゆる日当的なものです。それから行政区交付金、これは行政区交付金の例規がありまして、それによりまして交付内容がいろいろ行政区長さんをお願いしている文書の配付とか、あるいは市との負担金の交渉など、いろいろ業務があるのですが、

その業務執行の経費、それと自治活動費としまして、各行政区に交付金としてお渡しすると。これは世帯数を基準に算出しまして交付するというものであります。以上です。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 移住定住の関係、ことCCRCの関連でございます。議員がおっしゃいますように、CCRCの推進協議会を昨年の7月1日に組織して進めているところです。当初より、産官学金言、多方面の皆様から集まっただいて勉強会、推進協議会での審議ということで進めさせていただいているところでございます。議会の皆様にも傍聴のご案内を差し上げ、公開しておりますし、会議の内容につきましてもホームページ等で公表しているところでございます。おっしゃるように、そこで話して検討されたことが、大体公表され進んでいるというようなご認識をいただいているようですが、そのとおりでありますし、あえてそのように進めさせていただいております。内容を事細かくほかの事業に比べましても、公表内容は充実しているかと思っております。

特に移住・定住につきましては、市のホームページのほうで専用の窓口を設けましてそこから入りやすくしておりますし、CCRCの関連の情報もそこから瞬時にとれるようになっているかと思えます。この辺につきましては、CCRCに関心を持っていただいている方々にも好評をいただいているところですし、議員の皆様もそういった皆様と一緒に、市民の皆様と一緒に考えいただきながら、ご意見等をいただく場合はいつでもお受けするような形になっておりますので、議会の場での審議という形までは必要ないのかと思っておりますし、いつでもお受けするような形でございます。また、常に今までも貴重なお時間をいただいておりますので、ご説明の機会をいただいているところでございます。今後ともよろしく願いいたします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 市民バスの件ですけれども、他の自治体で検討されて高評価を得ているのが、あるエリアの路線バスがそっくりなくなって、その公共交通をどうしようかということで、その地域の方なり自治体が検討する。そのエリアの中でのその運行の望ましい形ということでやっている例がよくあります。

当市におきましても、既存のバス会社さんがいらっしゃいますけれども、それがなくなって全部最初からということであれば、最も望ましい形になろうかとは思いますが、既存のバス路線を運行なさっている会社につきましては、当初から市民の足として頑張ってきていただいているわけで、そこに市のほうも必要路線ということで補助を出させていただいております。

市民バスにつきましては、その路線バスがクリアできない部分、公共交通の空白地というもの埋めるという形で、補完する事業として始めさせていただいております。だからといって、すみ分けを別々にしているわけではなくて、当然協議をする中で、よりよくなるように努力するのが当たり前ですので、以前からも例えば、路線バスがまっすぐ駅に来ているけれども、途中で病院に寄ってくればありがたいというふうな部分につきましては、協議を続けておりまして、何とかそれがかなうかなというような、今、話し合いをしているところ

です。

そんなことから、可能な部分については当然、お客様にとって、市民にとってですか、一番いい形を模索しながら、一緒に公共交通をよくしたいと考えております。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 オークションについてはわかりました。

それから、旅費については一括でやっているということではありますが、旅費でなくて ETC と燃料代とかということだと思いますが、そうすると旅費も一括でやったほうがわかりがいいような気がするのです。公用車のみということであると、公用車に 1 つその項目を設けたほうがもうちょっとわかりがいいという感じが今、しました。

あと、区長手当についてですが、昔は、行政区の交付金ではなくて区長報酬という形だったのです。区長であるがために、昔はこの下の交付金の部分をもらっていたわけです。区長手当というのがあったのですね。ですから、それはなぜちょっとそこにこだわるかという、昔は源泉徴収というのが本人のところの来たものです。この場合も上のほうは多分来ると思うのです。区長であるために来る品物。さっきの境目がどこだと、こういう話になってしまうのですが、日当——費用弁償等が出るものであればいいですが、報酬ということになると税関係に絡まって、それを確定申告しなければならないと、こういうことになるわけです。ですから、行政区交付金に含められればなあというふうには——そうでなかったら費用弁償という形がいかげなものであるかというふうに感じたので説明を求めました。

次の CCRRC についてですが、民間がやるから、この程度でいいのだという形ではない展開が出てくるのではないかとこのように私は思っていますので、今少し議会が関与できるような形のほうがいいのかというふうには思っています。なぜならば、意見があったら来ればいいのではないかとこの話というのは、余りにも、私はよく言うのですけれども、立案なり計画が進む中でいろいろな意見を取り入れながら、なるほど、そういう考え方もあるというようなものを寄せ集めて形が成っていくという工程をとったほうが、その段階でいろいろな話題の中にも、市民の中にも浸透している部分が出てくるのかというふうに感じます。では、その公表して審議会にかけているものは、どこで誰が決めているのかと、こういう話になってしまうのです。我々に何の説明もなく、そのときにぼんと聞くわけですから。

そういうことをどういう形でこれを進めようとしたのかというところが、この審議会がこの年度にできたという、そこがもう——そういう方針なのだとされればそれまでですけれども、そこをひとつもう 1 回お聞きします。

バスの問題で、今すぐどうこうということではなくて、こういった比率になって、その主要な路線は路線バスがしているわけですけれども、それと交差している部分、交差せんばならん部分というのは、あるいは効率的に動くにはそこを通ったほうがいいというのも当然出てくると思うのです。ですから、路線バスは南越後さんがやっているわけだと思いますが、南越後さんも市民バスに多分参加していると思うのです。それが相乗的にやっていった場合、よりよい効率を目指して、そして安くいかにできるかということになれば、そこだというふ

うに私は感じたので、そういった検討、意見があったのか、ないのかという話です。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 1点だけ、このCCRCということについてお話し申し上げますが、ほかの政策もそうでありますけれども、私もCCRCという話を議会の皆さんにしていないわけではないですね。方向性はきちんとして、そして、議会の皆さんのご了解も得た中でやってきているわけです。しかし、それを進めていく中で、一々こうしてはいかがですか、ああしてはいかがですかということを議会に諮りながらやっていくということではないわけであり

ます。
協議会の中で、それこそ産官学金言、各分野の皆さんにご意見を伺いながら、市としてはこう考えていますがいかがですかということをやっていくわけです。それが結実するときに、今度は実行していくときに予算が必要になってくるのです。予算のときは必ず議会の皆さん方の議決をいただくわけですから、それ以前のことについて、議会が関与する機会がないと言われても、それは一般的ではないでしょうか。

国だって同じでしょう。国は政府の方針というのを出して、閣議決定をして、そして衆議員、参議員の議会に諮って行って、議決していただいてやっているわけですから。国ばかりでなくて、地方はどこもそうだと思います。進め方やその内容の一々について、全て議会の議決を得ながらやっているなんてところはそうあるとは私は思っていません。そんなことをしていれば、全然進みませんから、時間ばかりかかってですね。それは議会を軽視しているという意味ではなくて、議会を招集して、そして皆さんから議論いただいて議決したからやっとなんて前へ進めますよ、何てことをずっとやっていけば、これはもう政策のスピード化というものは全く、1年たったって1歩進めるか、進めないかですよ。それはご存じだと思いますね、そういうことは。

ですから、議会を軽視しているとかではなくて、議会の皆さん方は大枠はわかっているわけでしょう。全く話をしないでこういうことをどんと突然やりますなんて言っているわけではないわけです。グローバルITパークも同じであります。ですので、そこは議会の皆さん方から理解をいただかないと、何か全然議会が疎外されているような話をされても、私たちはそうではありませんよと。これは執行対議決の関係の中では必ず生じてくる問題だと思います。問題といいますか。ですから、関与していただかないほうがいいとか、そういうことを言っているわけではなくて、やり方そのものが、そういうことでやっていかないと、いわゆる政策の執行なんて我々のほうでできなくなりますから。

全ていつも議会に縛られて、何でも前に進めないなんてことにはならないと思うのです。最終的に議会の皆さん方がそれはだめだという判断をするようであれば、それはやはり議会は議決的な部分を持っているわけですから、予算であろうが、あるいは例えば協議会だってやっていたわけです。そういう中で、そうではないと、それはだめだということをごきちんとおっしゃっていただいて、止めるときは止めていただいて結構です。

しかし、進んでいく課程の中で、それを全てみんな報告をして、了解を得ながら進めていくという政策の決定順序ではないというふうに私は感じておりましたので、今までそういうことで一応ご理解いただいていたわけですが、これはC C R Cばかりではありません。さまざまな問題でそういうことでやってきましたので、ご理解はいただきたいと思っております。

○議 長 建設部長。

○建設部長 市民バスにつきましては、既存の路線バスと同様に、市民のための交通機関ですので、今後も一緒に効率のよい運行を目指していきたいと考えております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ここで議論になるとは思わなかったのですが、C C R Cについては、例えば位置の問題とかは、位置を決めて提案をいただいたらどうですかというのを、私は一般質問でもした経過もありますけれども、それが一番最後になってきているわけです。そして、それはともかくとしても、我々は進めているのだということであって、その割にスケジュールどおりにいっぱいいっぱいだという感じがしている。やはりそういう肝心な部分というのは早くセットして、その中で計画をしていただいて、進出していただくという過程があるのかと思ったら、それがいつまでもぼやっとしたことしか出てこなかったと。こういうことで今これからそういう公募がされたようでもありますけれども。

そういう1つのことをとってそういうことであって、そして我々がいみじくも、市民の代表で選挙された人間がここに来ているということになれば、一番身近な市民ですよ。そうした中で情報なりを、あるいはディスカッションができるような形が、やはりあってしかるべきだというふうに私は思うのです。ただ、いろいろあったから聞いてみたら、その割ではないという話だけでは、理解は進まないということを一言申し上げて終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、2款総務費に対する質疑を終わります。

○議 長 続きまして3款民生費の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、3款民生費の決算の内容についてご説明申し上げます。資料の131、132ページをお願いします。初めに1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。決算の内容につきましては、備考欄の丸のついた事業費ごとにご説明申し上げます。

冒頭、予備費充用額の5万円は、132ページの最下欄の丸、行旅病人取扱費で、身寄りのない方1名の死亡に際し、市が火葬等を行った経費及び移送費について、既決予算で不足した額を充当したものです。2つ目の丸、社会福祉協議会推進事業費は、社会福祉協議会運営費補助及び地域福祉振興事業・福祉のまちづくり事業、なじよもネット運営費への補助で、事業量の増などにより前年度より501万円増となりました。次の丸、民生児童委員事業費は、142名の委員の報償費が主な内容で、ほぼ前年並みでありました。一番下の丸、行旅病人取扱費は、先ほどご説明申し上げましたが、13件の移送費と1件の火葬に要した費用で、次の

ページ一番上の行に記載のとおり 9 万 8,000 円となりました。

133、134 ページです。一番上の丸、国民健康保険対策費は、前年度より 336 万円減の 4 億 7,730 万円となりました。1 行目保健基盤安定の保険税軽減分は、保険税軽減対象者の拡大等の制度改正により 1,061 万円の増。下の行、保険者支援分は、保険者統合に伴います総額 1,700 億円の国の財政支援が配分されたもので、算定率等の改定により 6,661 万円の大幅増となりました。最後の行、その他繰出金は、国保特別会計財政支援のため法定外に繰り出したもので、前年度より 8,000 万円少ない 5,000 万円となりました。

次に下の段、2 目心身障がい福祉費。13 億 8,836 万円です。説明欄丸、心身障がい福祉一般経費は、障がい者の生活支援のための相談支援事業などの関係経費です。ふれ愛支援センター管理委託料が、燃料・消雪費用の減により 200 万の減となった反面、一番下の行に記載の、障害者自立支援給付費等国庫負担金をはじめとする過年度国県補助金等の返還金が 850 万円ほど増となったことにより、631 万円増となりました。なお、下から 4 行目の文書発送委託料は、「障害者優先調達推進法」に基づき、魚野の家、セルプこぶし工房、工房トントんに委託しました、市役所からの発送文書に係る封筒詰補助作業分であり、これらの施設に委託した業務は 5 つの部署にわたり、委託料の総額は 824 万 675 円となっております。

135、136 ページをお願いします。最初の丸、心身障がい者施設負担金事業費は、まきはたの里、やいろの里等、知的障がい者更生施設の運営費や建設償還金の負担金が主なものですが、平成 25 年度からの 2 か年事業で実施の魚沼学園建替工事や組合の経常経費などの負担金が、前年度に比べ 1,437 万円減となったことによりまして、総額 1,458 万円の減となりました。次の丸、心身障がい者助成事業費は、交通費、通院費及び医療費等の助成であり、3、4 行目の施設通所交通費助成費と人工透析者通院費助成が 27 万円増となったことを除き、各項目で減額となり、総額で 318 万円減となりました。次の丸、特別障がい者手当等給付事業費は、特別障害者手当 1,816 人、経過的福祉手当 24 人、障害児福祉手当 369 人への支給額ですが、支給対象者が 165 人減ったことなどにより 298 万円の減額となりました。次の丸、自立支援事業費は、介護給付が主な内容ですが、年々増加する給付対象者とともに、サービス等利用計画に基づくサービス供給量の増により、4,625 万円増となりました。特に 6 行目、厚生医療給付費からの給付費、3 項目の合計で 4,681 万円もの増額となっております。

一番下の丸、障がい者地域生活支援事業費は、次の 137、138 ページ記載のとおり、地域活動支援センター委託料及び給付費、一番下の日中一時支援給付費等が主な内容で、地域活動支援センター給付費が 172 万円ほど減額となったものの、それぞれ利用者増により、前年度比 1,513 万円の増額となりました。そのページ 2 番目の丸、障がい者支援介護認定審査会費は、相談支援センターみなみうおぬまへの委託料及び主治医意見書作成件数の増により 34 万円増額となりました。次の丸、浦佐福祉の家管理費は、記載のとおりの内容ですが、少雪による屋根雪除雪費皆減及び維持管理費減の一方、非常階段改修工事費により結果として 10 万円の増額となっております。

139、140 ページです。1 項の一番下の丸、重度心身障がい者医療費等助成事業費は、県単

の重度心身障害者に係る医療費、訪問看護療養費等の助成ですが、利用者数及び助成件数の微減により 79 万円減となりました。

表の下、3 目老人福祉費 17 億 6,823 万円です。丸の敬老会事業費は、市内 116 会場において開催された敬老会の経費です。対象者 8,879 人のうち、参加者 4,515 人、参加率は 50.9%で、参加率は前年度の 51.8%を若干下回りました。その結果、助成金が減り、合計で前年度比 134 万円の減となりました。次の丸、老人クラブ推進事業費は、単位会、連合会及び文集作成事業への補助ですが、単位会の数が減少、加入率とも減少し、補助金で 52 万円減額となっております。次の丸、老人福祉施設負担金事業費は、八色園の運営費を含みます、記載の 4 園の建設費借入金償還金の負担金で、償還の進捗により 52 万円減となっております。一番下の丸、老人保護措置事業費は、市外の養護老人ホームへの入所、及びやむを得ない措置による市内外特養 4 施設への入所に係る委託料で、入所費の改定等により、前年度比 51 万円となりました。

141、142 ページ、最初の丸、高齢者生活支援事業費は、高齢者に対する種々の支援事業の費用です。1 行目の在宅要介護高齢者家族手当は、6,621 万円の皆増ですが、介護保険特別会計から 2 年ぶりに一般会計に戻したもので、前年度実績より 90 万円ほどの増となったほか、一番下の紙おむつ給付費が要介護 5 の方の分を介護特会から戻したことで 265 万円増となりましたが、高齢者等要援護住宅除雪援助委託料が、少雪のため、豪雪だった前年度から 968 万円減額となるなど、全体的に利用者数の減などにより、前年度から 407 万円減の決算となっております。その下の丸、介護保険対策費、介護保険特別会計へのルールに基づく繰出金で、介護保険担当部署の人事異動等により、人件費及び事務費分が 968 万円減となりましたが、低所得者保険料軽減分の一般会計繰入金の 488 万円の増、及び介護給付費の 824 万円増などにより、前年度比 351 万円の増額決算となりました。次の丸、介護保険事業費は、社会福祉法人が社会貢献の一環として行う、低所得者の利用負担軽減に対する補助金ですが、26 万円の減です。一番下の丸、後期高齢者保健事業費は、44 万円増の決算です。2 行目の健康診査委託料は、新潟県後期高齢者医療広域連合から市が受託し、新潟県健康づくり財団に再委託したもので、前年度より受診者が 43 人増え、31 万円の増です。その下の人間ドック助成金は、1 人 1 万円を助成するもので、こちらも 13 人増の 60 人に対し助成を行った結果となっております。

143、144 ページです。丸、後期高齢者医療対策費のうち、上の行、広域連合負担金は、共通経費の市負担分で 240 万円の増、下の療養給付費負担金は、ルールに基づく 12 分の 1 の負担分で、療養給付費の増により 592 万円の増額となり、あわせて 833 万円の増となりました。次の丸、後期高齢者医療対策費、特別会計繰出金は、後期高齢者医療に係る、職員の人件費、保険料を軽減した分を一般会計から補填するための繰り出し及び一般事務費で、総額 450 万円の増となりました。次に 4 目包括支援事業費です。認定調査臨時職員 6 人の賃金と、下から 2 行目、居宅介護予防支援事業の 24 事業所への委託料が主なもので、処理件数の微減などにより、24 万円減となりました。

下の欄、5目国民年金事務費は、記載の内容で3万円の増です。

最下欄、6目社会福祉援護事業費、丸の社会福祉援護費の市遺族会の補助金は、5つの遺族会への会員数に基づく補助金であり、下の行、災害見舞金は、住宅火災の全焼1件、亡くなられた方お人への見舞金です。次145、146ページになります。一番上の丸、住宅補助制度事業費は、平成26年度に貸付金から補助金に変更して開始した事業で、県単補助2分の1で改造工事を対象として、5名に対して助成したものです。内訳は障がい者1名、高齢者4名です。

下の欄、7目生きがい福祉施設管理運営費です。丸の福祉施設管理運営費は、福祉センターしらゆりと大和・塩沢の両老人福祉センターの指定管理3施設の運営費等です。各施設の年間利用者数は、しらゆりで2,705人増、塩沢老人福祉センターで343人減、大和老人福祉センターで692人増となりました。温泉使用料及び施設修繕料の増額、券売機の購入などにより146万円増となりました。一番下の欄、8目老人ホーム魚沼荘管理運営費です。継続費逓次繰越額9,368万円につきましては、6月議会でもご報告申し上げました、魚沼荘改築事業に係る、設計監理監督委託、建築工事及び施設備品購入に係る経費の合計額です。丸の魚沼荘施設管理運営費は、施設の維持管理経費及び入所者に対する生活支援に係る経費ですが、前年度比306万円増の決算となりました。増額部分では、はぐっていただきまして148ページ下から5行目、社会福祉協議会に委託しております、相談・生活支援業務委託料が、日常生活支援に係る相談支援員等の増員のため1,073万円の増となったほか、その下の行、給食業務委託料において、改築工事期間中の給食提供方法の変更により105万円の増がありましたが、全体的には改築事業に伴う年度途中での新施設への利用切かえによる維持管理経費の項目ごとの増減の結果、全体的には経費が節減され、その他の項目では874万円の減額となっております。

次149、150ページをお願いします。中ほど丸、魚沼荘改築事業費は、平成26年度に着手した施設改築事業における、確認申請等手数料、監理監督、建築工事、施設備品購入などに要した経費です。本事業は、今年度の雪消え後に、残った周囲の整地、外構及び植栽工事を行い、7月末で完了いたしました。昭和31年の開設以来60年の節目となりましたので、来る9月29日に竣工式と60周年記念式典を挙げるべく予定しております。一番下の丸、魚沼荘改築事業費 逓次繰越の1億6,245万円は、前年度からの繰越金により執行しました、改築工事に係る、設計監理監督業務委託、施設本体工事及び施設備品購入に要したものであります。

次151、152ページをお願いします。丸の臨時福祉給付金事業費は、消費税率引き上げに伴います、所得の低い方への負担軽減を目的として、国が前年度に引き続き実施した制度で、非課税者及びその扶養者に対し6,000円を支給したものです。5,975件の申請に対し、5,943件8,853人の方に支給し、これに要する費用として、給付金5,311万円を主として、事務経費等の諸経費を加え総額6,334万円の決算となりました。

なお、翌年度繰越額欄の繰越明許費、総額1億8,998万円、つきましては、6月議会でご

報告申し上げました、国の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費として、前年度の補正で計上しました1人3万円支給に係る経費ですが、市長の所信表明でもご報告のとおり、8月1日で申請を締め切り、該当者に支給を行ったところです。

以上、1項社会福祉費合計では、魚沼荘改築工事及び運営関連経費の増などにより、前年度より3億5,779万円、8%増の48億944万円の決算となりました。

次に153、154ページをお願いします。2項の児童福祉費です。1目子育て支援費（児童福祉総務費）です。丸、子育て支援総務費は、選択制による出生祝い用の紙おむつ用ゴミ袋の購入が主なもので、前年度より20万円減となりました。前年度を上回る433件の支給がありましたが、祝い品購入費及びその他経費の減額がその要因です。その下の丸、学童保育対策事業費は、17の学童クラブ運営に係る経費で、前年度より1,264万円増となりました。主な増加要因は、3行目、4行目の委託料の1,317万円の増で、NPO法人への13クラブと、私立保育園及び萌気会への4クラブの委託分の利用者数増によるものです。次の丸、学童クラブ施設整備事業費は、浦佐小の大空クラブの新築移設、北辰クラブの増設及び大崎クラブの増築等に係る設計監理監督委託及び工事請負費が主なもので、あわせて社会福祉法人長慶福祉会によるたんぽぽクラブ施設整備への補助も含めて、7,698万円の増となっています。

155、156ページをお願いします。一番上の丸、ほのぼの広場事業費は、3地域に設置の「ほのぼの広場」における臨時職員賃金及び遊びの教室や親子学習会等の費用が主なもので、ほぼ前年同額でした。3会場の延べ開催日数は583日、利用者数は前年度より1,933人増の20,226人でした。次の丸、ファミリーサポートセンター事業費は、3月末の会員は141人、年間活動回数は150回で、前年度に比べ会員数が13人増えましたが、利用回数が24回減の150回で、園児・児童の送迎や帰宅後の預かりが主な内容でありました。次の丸、マタニティ・育児教育費は、生後2、3か月の保育担当者を対象とした偶数月に開催の育児学級における医師への講話報償費です。参加者は、育児学級が139人、両親学級、マタニティ教室が妻117人、夫96人で、いずれも前年度を上回っております。次の丸、子ども医療費助成事業費、県単は、ゼロ歳から中学校卒業までの一部負担金を除く医療費の助成で、国保と社保相互の対象者と支払単価の増減があり、助成金は前年度比136万円増ですが、過年度返還金が295万円増の結果、前年度より176万円減となりました。

下の丸、子ども・妊産婦医療費助成事業費、市単独は、次の158ページ記載のとおり、ゼロ歳から5歳までの一部負担金など県単での助成対象外分と、妊産婦の自己負担分全額を助成する市単独の事業費ですが、本事業は、最下段の丸、繰越明許費、地方創生先行型事業交付金4,000万円活用によるもので、総事業費といたしましては6,884万円となり、前年度比では987万円の減額となりました。これは、子ども医療費、妊産婦医療費ともに、1件当たり支払額の減及び件数の減によるものです。次の丸、ひとり親家庭等医療費助成事業費は、対象者の減、助成件数ともに減となったため、前年度比162万円の減となっております。下の丸、不妊治療医療費助成事業費は、特定不妊治療及び人工授精に対する助成ですが、2つ下の丸の繰越明許費、これも先ほどご説明しました地方創生先行型事業交付金555万円を活

用したものです。結果として、延べ申請件数が76件で、前年度より1件増、うち人工授精が6件増の22件となり、62万円の増の決算となりました。なお、新設した不育症医療費助成事業につきましては、申請がありませんでした。下の丸、養育費医療費助成事業費、県単は、出生時の体重が2,000グラム以下か、指定医療機関での養育が必要な、1歳未満の乳児に対する養育医療に係る費用で、助成対象者数の減により52万円の減額です。

次に表の欄、2目児童措置費です。最初の丸、児童扶養手当支給事業費は、受給者数の減により831万円減額であり、一番下の丸、児童手当支給事業費につきましても、支給対象児童数2,270人ほどの減により、2,792万円減の決算となりました。ただ、所得制限による特例給付の対象者につきましては190人ほど増となっております。

次、159、160ページです。上の丸、母子家庭等対策総合支援事業費は、自立支援教育訓練給付金と高等職業訓練促進費などからなりますが、平成27年度はいずれも受講希望がなく、記載の訓練等給付費の1件1人分5万円と、過年度返還金13万円の決算となっております。

下の表、3目児童福祉施設費です。繰越明許費の72万円は、国庫補助による保育所等利用者負担軽減に係るシステム改修に要する経費で、13節委託料に繰り越したのですが、今年度にシステム改修を行い執行済みであります。

丸の常設保育園管理運営費は、公立保育園の施設管理運営に係る経費で765万円の減となりました。1行目の医師報酬のうち、私立の健診分がそれぞれの補助金に移行し178万円減となったほか、162ページ最上段記載の除雪等業務委託料が、少雪により581万円の減となったこと、修繕料の減など管理経費等、経常経費の節減により全般的に減額となったことが主な要因です。

めくっていただきまして161、162ページ、丸の常設保育園保育費は、公立保育園の保育等に係る経費ですが、前年度比2,650万円減の決算です。これは最初の行の非常勤職員及び産休等代替職員賃金が、雇用の減により1,550万円ほど減となり、164ページ上から5行目、保育園児童管外保育委託料が91万円減額となったほか、燃料費、光熱水費など費用全般で減額となったことによるものです。同じページ丸、公設民営保育園委託事業費は、めぐみ野、上町、浦佐認定こども園の3園に対する委託料と、一時預かり、病児・病後児保育、休日保育など特別保育事業補助金です。3園において園児数の増等の結果により、前年度より3,491万円増額となりました。次の丸、私立保育園委託事業費は、野の百合、わかばの私立2園に対する委託料及び特別保育事業補助金です。この項目としましては、前年度比1億6,449万円の減額ですが、金城幼稚園・保育園及びむいかまちこども園に係る負担金・補助金が、次の166ページの丸、私立認定こども園事業費に移行した結果であり、2園に係る経費は園児数の増などにより増額となっております。164ページに戻っていただきまして、一番下の丸、保育園等施設整備事業費は、保育園の改修工事に係るもので、空調設備の設置をはじめ、菟神保育園の増築工事、八幡保育園の改築に係る設計、用地測量、不動産鑑定等の経費です。

次166ページ、上から3行目の私立保育園施設整備費補助金は、本年4月に開園した、たんぼぼ保育園の新設に係る補助金です。下の丸、認可外保育施設補助事業費は、認可外保育

施設、たんぼぼハウスの一時預かりや休日保育などに対する補助金で、一番下の行、認可外保育施設運営費補助金として、認可保育園に移行するための運営費として 984 万円を補助したことから、前年度より 1,001 万円の増でした。下の丸、医療施設病児・病後児保育委託事業費の特別保育事業等補助金は、萌気診療所が「はなてまり」で実施の病児・病後児保育、及び野の百合保育園内の「ゆりかご」、わかば保育園の「すずらん」で実施している病後児保育に係る補助金で、利用者減による 100 万円の減額です。平成 27 年度の利用者は、1 日・半日で延べ 367 人でした。丸、私立認定こども園事業費、2 億 941 万円は、平成 27 年度からの新制度により、幼稚園部も施設型給付の対象となったことから新設した項目で、金城幼稚園・保育園、及び、むいかまちこども園の運営及び特別保育に対する負担金及び補助金です。次の丸、保育園等施設整備事業費、繰越明許は、前年度に繰り越しました私立保育園の新設及び改築事業に係る補助金で、わかば保育園への 1 億 5,050 万円及び野の百合保育園への 1 億 8,875 万円の計です。それぞれ、平成 27 年 8 月及び本年 4 月に開園となっております。

一番下の表から 168 ページに続きます、4 目子育て世帯臨時特例給付金事業費は、前年度に続く 2 年目の国による子育て世帯への支援事業であり、対象者 4,252 件、7,391 人に対して、1 人 3,000 円の 2,217 万円を支給したものです。支給に係る事務費、システム導入等の委託料等を合わせ、2,536 万円の決算となっております。

以上、2 項児童福祉費合計では、学童クラブ施設及び私立保育園整備事業費が大幅に増額となったことから、前年度より 20.3%、6 億 112 万円増の 35 億 6,165 万円の決算となっております。

168 ページ下の表、3 項生活保護費です。1 目生活保護総務費。丸の生活保護一般経費は、生活保護事業に係る一般経費で、最後の行、保護費国庫負担金の精算による返還金が 219 万円増額となりましたが、各項目で減額の結果、162 万円減の 1,427 万円となりました。

2 目生活保護扶助費です。丸、生活扶助費の生活保護費は、保護世帯・人数ともに前年度より増えましたが、生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費とも減額となったことから、前年度より 3,475 万円減となりました。特に医療扶助費は、受給者が他の制度の適用となったことや医療費削減への取り組みなどから、17.4%、2,264 万円減となったことが主な要因です。なお、年度末の保護対象は 145 世帯、176 人で、本年 4 月現在の保護率は人員で 2.99 パーミル、世帯が 7.22 パーミルでした。県平均の 9.22 パーミル、18.14 パーミルを大きく下回り、20 市でも最低の数値となっております。下の丸、生活保護施設費は、長岡市及び柏崎市の 2 救護施設に入所している 12 人分の事務費負担金で、入所費用の増などにより 284 万円の増額となっております。

170 ページ、丸、生活困窮者支援費は、生活困窮者自立支援法の施行に伴い制度化された事業のうち、市が実施した 4 事業に要した経費で、臨時職員賃金のほか、社会福祉協議会及び NPO 法人への委託料の計です。

以上、3 項生活保護費の合計では、生活扶助費の減の影響により、前年度比 4.7%、1,287 万円減の 2 億 6,044 万円の決算となりました。

以上、3款民生費の合計は86億3,154万円で、生活保護費で前年度決算を下回りましたが、魚沼荘改築事業費、自立支援事業費の増に加え、私立保育園や学童保育施設など、子育て支援施設整備及び運営に係る費用の増などにより、社会福祉費及び児童福祉費の増により、前年度比12.2%、9億3,853万円の増額決算となりました。以上で3款の説明を終わります。

○議 長 休憩といたします。再開時刻は3時ちょうどといたします。

[午後2時41分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後3時00分]

○議 長 本日の議事につきましては、4款衛生費までを予定しております。進捗状況によっては、宣言をして時間延長をお諮りいたしますので、あらかじめご了承ください。

○議 長 民生費に対する質疑を行います。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 済みません、3点お願いします。136ページ、人工透析の通院費助成についてお伺いいたします。これは何年前か、人工透析の患者さんの通院費が助成されるようになったのですが、実際、人数が多いのですが、どこら辺から通院しているかというところをちょっと確認したい。というのは、この助成については10キロ以上、多分、月2,500円ぐらい出ているのですが、この実態が、その人たち——出ないよりはいいのですが、実態が合っていないのではないかという、私は気がするのです。私は全然わからないのです。だけれども、医療関係者から、これはちょっと大変だよというような話を私は聞きましたので、全くわからない中で、そういう実態はどうなっているのかというところを含めてお聞きしたいというふうに思います。

あと2点ですが、156ページ、以前大分しつこく質問しましたファミリーサポートセンターの関係です。何年前まで質問していたのですが、その何年前から全然、数値的にあまり進展していないような状態です。実はそのころから私はこの事業を本当に期待している事業として、もうちょっと何かこう、皆さんが利用できるようなやり方はないか、自己負担が少なく——公費負担が持ち出しになるかもしれませんけれども、何かちょっと中途半端なまんま。努力もしているのでしょうけれども、なかなか改善がなされないで推移していますので、その辺の取り組みの考え方をちょっと。だめならだめで、やめるというわけにはいきませんが、考え方をお聞きしたいという点。

もう1点が170ページ、生活困窮者支援費の関係であります。簡単に説明を受けましたけれども、これは多分、去年から、平成27年度から始まった事業として、相談生活支援とそしてまた子ども健全育成支援ということで、社協と当時の夢想舎ですか、そういうところに委託をしながら進めていたのです。その途中なかで、社厚の委員会の中での中間報告を受けた限りでは、なかなか事業実績として表れていない。だけれども決算としては1,600万円、相談のほうが、そしてまた健全育成のほうが200万円ということで、この補助の関係もあるのでしょうか、その金額が出ているのですが、そのかけた事業費に見合った内容といい

ますか、実績になっているかということです。資料も添付されていますけれども、その資料を見てもなかなか1,600万円の相談事業になっているのかなというところがありますので、そこら辺の実態を教えてください。

○議長 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の人工透析がどこからというか、受けられている方がどこから通院されているかということにつきましては、100名ほど対象者がいる中で、ちょっと分析しておりませんので、ここで数字はありません。確かに議員がご指摘のように、これはタクシーで通うには、基幹病院に通ったり、市民病院に通ったりしなければならないので、かなり金がかかる。これを何とか増やしてもらえないかという相談は、市民病院の開院、基幹病院の開院後に受けておりますので、できるだけ市民バスも使ったり、公共交通機関を乗り継いだりしてということで説明をしているのですけれども、なかなか少ないので、それでは足りないというご意見は聞いています。これらにつきましては、また今後分析をする中で、方向性を見出していききたいというふうに思っています。

ファミリーサポートセンターにつきましては、確かに一時は増えておりましたけれども、ここで提供会員、それから利用会員とも伸び悩みがあります。これは何とか、制度としてはいい制度だというふうに思っておりますので、伸ばしていきたいというふうに思っていますし、議員がご指摘のように、その活用方法がまた限定されているということがありますので、その辺が課題かと思っております。

実は今年度、日曜保育、休日保育にこのファミリーサポートセンターを活用してということで、それに対しましてこれを日曜日に活用するにつきましては、利用料が高くなるのではないかということで、これを下げる方法でも検討しましたが、財政等の調整がつかなくて、現行のままということになっております。この辺からちょっと保育の、預かり保育ですとか、いろいろなメニューを増やしまして、そこら辺で活用を図っていききたいというふうに考えております。

3番目の生活困窮者の自立支援事業の関係ですけれども、ご指摘のように、委託料の割には実績が上がらないというようなことがあります。生活困窮者の相談件数につきましては142件、そのうちにプラン作成件数が17件ということで、これは資料に掲載しているとおりでございますけれども、まだまだ周知が足りないということもあります。生活保護の相談、それとこの生活困窮の部分の相談というのが明確にされていないということがありまして、これは本当は社協につないでもいいのではないかという相談も福祉課のほうにきたり、さまざまところに行ったりして明確にできないということでの、区分けができないという部分もあります。確かに相談件数というのは増えているということもありますので、社協さんもこれにつきましては、一生懸命取り組んでいるということもありますので、今後さらに周知を図りながら適正な運用を図っていききたいというふうに思っています。

それから、もう1つ、子ども健全育成事業につきましては、委託しておりました夢想舎さんがやめたということもありますし、平成27年度中につきましては、実際に利用者が少な

ったり、これはいろいろ交通のアクセスとか、通学の問題とかいろいろ課題がありまして、なかなか伸びなかったということもあります。今年度からはこれを社協さんに委託するというような方法をとっておりますので、これも含めてできるだけ周知し、また充実を図っていききたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 わかりました。そして、人工透析の関係につきましては、部長のところにも医療関係のところからお話がいつているということなので、お任せするしかないのですが、この関係は本当に命——似たようなもので福祉タクシーがありますけれども、それとまたひとつ違う、命に直結する、そしてまた10キロ以上なんていうのは、私のところからここまで十二、三キロもあるのでありますが、10キロというのは非常にね、このところで2,500円というのは大変ですので、医療関係のほうとも相談をしながら進めていきたいというふうに思います。

もう1点、最後のほうの生活困窮者支援のほうですけれども、そのように制度が始まったばかりでなかなか大変なところもあるのですが、生活相談、重要な部分ですけれども、これを社会福祉協議会にぽんと任せても、なかなか私は制度が見えない部分もあって大変だと思うのです。だから、行政のほうと一緒に、これを国も——国は力を入れていない事業はないわけですけれども、非常に力を入れながら進めて始めた事業でありますので、きちんと道筋を立てるように。こういうこの平成27年の実績を私はいいと思っておりませんので、伸ばすようなことで検討といいますか、進めていきたいと思っております。その考え方だけでも1回お願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 実はこの社協の事務所の位置と本庁舎ということで、当初、本庁の近くにこの事務所を置いて、常に連携できるようにということで考えたのですが、それは事情により、今の形で社協の事務所でやっていただくようになっております。その辺のところ大きい部分もあると思っておりますし、また、連携をとりながらやっているのですが、利用者側からするとなかなか見えない部分がありますので、その辺の周知を図りながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 3点お伺いさせていただきます。142ページ、在宅要介護高齢者家族手当でございますけれども、我が市におきましては、ことしから緩和いたしまして3か月ということで、冬云々を関係なくやったわけでございますけれども、それに基づきまして、介護度4以上の方に、多分3万円でしたでしょうか、していたかと思うのですが、実際それによってどのぐらい該当がいる中で伸びたというふうに見ているか。その推移的な部分はどうでしょうか。

前のときは実際、それは個人の部分ですから一概には言われませんが、周知していききたいというふうなことで前は申しておりましたけれど、そのあたりの推移というものをち

よっとお聞かせいただきたいと思っております。

2点目であります。152 ページ臨時福祉給付金事業の件でございます。これは今、非課税の人ということで6,000円——ことしは3,000円ですけれども、やっております。ちょっと私が聞き取れなかったのもう一度申しわけないですがご説明をお願いしたいのですけれども、対象者が何人のうちに幾つの申請があったのか。ここに5,975件という申請があります。そのうちに実際支給した人は5,943件で、8,853人というふうにお伺いしておりますけれども、対象者が何人いる中で、このような申請件数になったのかお伺いさせていただきたいと思っております。

3点目であります、最後ですけれども、158 ページ、不妊治療医療助成事業でございますけれども、見ますと、不妊治療に関しましては結構周知されておまして、件数もかなり多いように見ておりますけれども、不育症という部分に関しては、せっかく我が市においては県下でも2番目にこういう形になりましたけれども、実際件数がなかったようにみております。やはり、私が地域を回っておりますと、こういう方がかなりいるのです。本当に多くいる中で、こういう件数がないというものを、どのようなご判断をされているのか。

そして今、県が——私どもは県下としても早くからこれに取り組んでできましたけれども、国からの補助があったわけですけれども、この金額ですね。実際に1回不妊治療をするとのくらいかかるのか。そして不育治療するにはどのくらい金額がかかるのか。多分、掌握されていると思いますが、ちょっとお伺いさせていただければと思っております。よろしくをお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の在宅要介護高齢者家族手当でございますが、対象者が207人ということで621万円の決算となっております。これは1月1日から12月31日までの間において、議員ご指摘のように3か月以上在宅で介護をしている方に3万円を支給ということですが、これは要介護4以上ということですが、平成26年のみは特別会計から支出しておりましたが、この時点で177人ということで、ここで見ますと30名ほど増えているということになっております。

それから2番目はちょっと数字を拾っていますので、後でご説明申し上げます。

3番目の不妊治療、不育症治療の件です。ご指摘のように、平成27年度から新たに制度化しました不育症治療につきましては、いろいろな声を聞く中で、ようやく制度化させていただいたものですが、残念ながら私どもの周知不足、まだ周知が足りていなかった部分もありまして、申請もありませんでした。これはそういう理由もありますけれども、やはり県内にそういった治療を受けられる施設が限られているということがあって、実際にまだそういうものが進んでいないのではないかとということが1つの理由として考えられます。

それから不妊治療に関しましては、この一、二年、件数が増えております。平成27年、平成26年と、76件、77件ということで増えていますし、人工授精のほうもそれに伴って増えております。ただ、この理由としましては、今年度から要綱を改正しまして、これは国もそ

うですけれども、43歳未満ということに限定したことがありまして、それで急いだということではありませんけれども、そういったことで早くやはり治療を受けて、助成を受けようという動きが出たのではないかというふうに思っております。

この制度につきましては、県が先に補助しまして、初回で20万円、その残りの分について市が補助するという制度になっておりまして、この治療費につきましては、いろいろな治療方法によって差がありますので、かなりの差があります。高いところで60万円、安いところでは20万円、30万円というところがありますので、私どもが申請を受けている中ではいろいろな内容がありますので、それは一概にこの辺が妥当か、平均かということは言えませんけれども、かなりのばらつきがあるということは理解しております。

2番目につきましては福祉課長が申し上げます。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 それでは、2点目の臨時福祉給付金の関係でございますが、対象者のほうでございませけれども、1万669人でございます。その中で受付件数でございますけれども8,931人でございます。件数といたしましては5,975件となっております、決定のほうは8,804人というふうになっております。以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 最初の在宅介護の家族手当の件でございますけれども、平成26年度は177人。それで今年度は207人というふうに、30人伸びているという報告をいただきましたけれども、この対象者何人のうちに、この状況であるのかという部分をやはりお聞かせいただきたいと思っております。

これは申請・申告する、しないは、ご本人個人ですから、一概には言われませんが、きちんと我が市が、前の税金の還付金の問題ではないですが、こちらがきちんとお伝えしてあれば、私は問題ないと思うのです。それでいてご本人がご辞退するには全然私はいいと思うのですけれども、その部分がどのようにになっているのか、ちょっとこの点をもう一度お伺いしたいと思っております。

臨時給付金の件も全く同じく、この1万660人ちょっとですか、の中でのこの8,937人のあれがあったということですから、その差ですね。人数のこの差をどのように見ているのか。本当に私はご辞退するという形で見ているのか、それともそうでなくしているのか。その点をどのようにご判断されて、この数字をどのように見ているのか。同じくお聞かせいただきたい点。

それと、ちょっと私がある人からも言われたので、私も調べてみたけれどもよくわからないのですが、非課税という部分の中で、例えば給与と年金との違いが出てきています。私も自分なりに調べたら、給与だと、非課税は収入が単身の場合、100万円ぐらいまで。夫婦だと156万ぐらいだと非課税になるのではないかと考えているのですけれども、年金だと単身は155万円、夫婦だと211万円までが非課税というふうになっています。どうもこのところが、年金をもらっている方のほうが有利というか、ちょっとそのギャップというか、矛盾

しているのではないかというような私は——勘違いしているのかもしれないのですが、例えば同じ収入だったら全然問題ないのですが、この年金と給与のこの差ですね。その点、これは国が決めたのだからしょうがないといったらそれまでかもしれないけれども、ちょっとこの点が私はわからないので、もう一度その部分をご説明いただくと、多分、市民の皆さんも納得し、そうだなということを感じるのではないかと思うので。ちょっと私が間違っているかもわからないのですが、ちょっとその点を確認の意味でお聞かせいただきたいと思っています。

あと3番目の不妊治療に関しまして、実際、今、部長がおっしゃったように50万円から60万円が大体1回にかかるわけですし、今、28万円まである面では補助を出している。そういう部分で、ここをやはり、お若い皆さん——人口減少問題等がある中で、もう少し今後の部分で、現場の声を聞いた中で、今後どうしていこうか。本当は授かるべき、すごく、一番近道といったら失礼ですが、そういう可能性がある部分であります。ちょっとこの点をもう一度吟味していった中で、本当に周知、徹底をしていって、我々行政から応援をしていくという体制を組んでいただけないものかというふうなものを希望した中で、もう一度この金額等についてお伺いするものであります。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の在宅高齢者の関係ですが、これについては対象者が何人というか、明確な対象という捉え方はしておりません。ただ、ご相談にみえたときに、もうあらかじめだめな方、それからちょっとどうしようかというか、該当するかどうか微妙なところということでの捉え方ですので、その対象者が、さっき申しあげました実際に支給されている方よりもかなり多くなっているということではなくて、大体の方が、特別な事情を除いて支給対象になっているのではないかということです。中にはやはり納得できない方もいらっしゃると思いますので、その辺につきましては今後の課題となると思いますけれども、検討していきたいというふうに思っております。

それから、ちょっと2番目のところの給与と年金のことにつきましては、先ほど議員がおっしゃいましたけれども、こちらでも細かい分析で幾らまでということではしておりません。税務課の給与、それから収入の調査と突合してやっているものですから、細かいところまで分析していませんので、ちょっと答えかねます。

それから、3番目の不妊治療と不育症の関係ですが、再三申し上げておりますが、南魚沼市は人工受精の助成ということで、ほかの市にはあまり例のない助成もやっていますし、ほかのところでは所得制限も設けているところもありますので、そういった意味からいえば、かなり充実した制度であるかと思っています。

ただ、先ほど申しあげましたように、年齢制限をしたり、回数を国に準じて6回に制限したりということではしておりますけれども、できるだけ若いうちにこの制度を活用していただいて、お子さんを授かっていただきたいという意味を込めまして、この制度をつくっております。まだ具体的にその医療費が高いので、さらに上げてくれという具体的な声は聞いて

おりませんけれども、県の助成、それから市の助成を合わせると、かなりの部分で助成の対象になっておりまして、自己負担が少なくなっているのではないかというふうに評価しているところです。以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 最後の部分だけもう一度、再度質問をさせていただきます。確かにかなりの金額になっておりますけれども、先ほど一番初めに部長がおっしゃったように、今、市報でも時たま載せていただいています。ですけれども、以外と知っていないのですね、以外と。やはりもう少し私はアピールしてもいいのかというふうに思っています。前々から言っていたように、私どもの魚沼基幹病院ができました。まさに今、私はそういう面ではいいときだと思っているのです。今まではこの地域はなかったのですから、なかなか遠くて難しかった部分もありました。新大のほうまで行かなければだめでしたけれども、そういう面では今、私どもは援助できる、素早くできる、形にできる支援ではないのかというふうに思いますけれども、その啓発についてももう一度お聞かせいただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 確かに大々的に、いろいろな媒体を使ってPRすればよろしいのですが、ほかの事業との関係もありますので、それだけ特化して大々的にできるということではありませんので、通常の範囲でやりたいと思います。

それから、保健課に相談に来られる体制をつくりたいというふうに思っています。お子さんの育児もそうですけれども、ご婦人のいろいろな悩みに対する相談窓口ということでの、今後の支援センターですかね。支援センター的なものも含めての窓口が必要で、そのPRを兼ねてやることによって、そこに相談に来てこういう制度がありますよということもできるのではないかと考えておりますので、それらも含めて検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 点伺います。140 ページの敬老会について。以前も申し上げたことがあると思いますが、去年も話をしました。ことしは対象者が 8,879 人の中で、4,515 人が平成 27 年度の参加だったということですが、50.9%、ほぼ半分です。私のいる柳古新田という集落では、やはり半分。対象者が 27 人のところ 13 人でした。要するに半分以下ですね。

それで去年の区長さんが発案して、ことしの例を言いますと、出席した方 13 人の中は、女の方が 11 人、男の方が 2 人です。非常に男の方が少ないということで、去年は 71 歳以上の男の方を取り持ちながら呼ぼうということでやっていただきました。それが非常に好評でありまして、ことしはどうしようかということだったので、ことしもやるということでやらせていただいて、そうすると今度は追加になった方々が、男の方が多くて、女の方が 1 人でした。それで、30 数人でやったのですが、その方々には会費制でお願いしました。2,000 円です。そうしたら快く来て、取り持ちながら自分たちで参加していただいたわけです。

やはりこの状態がこう続いていったときに、健康年齢とかいろいろいわれますけれども、

どうも行きたくても行けない健康状態の方々が増えてきているのではないかという感じが、私はしているのですけれども、毎年の推移をみて、どんな感じで減ってきているのか。これから団塊の世代を迎えるわけでありますので、私のところは71歳の方がことし初めて呼ばれた方ですが、ちょうど団塊の世代が始まる方々ですよね。そういうことで、予算的な問題も推移があるかと思えますけれども、この事業を続ける中で、もうひと工夫できて、段階的に若干の年代を下げていって、参加者をせっかくのご苦勞をしてもらうのに、より多くの方々が参加というような方向が探れるような資料になるかどうか、なったかどうかひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 敬老会はご承知のように、さまざまなその地域の方式によってやっています。対象者は77歳以上ということですがけれども、地域によっては若い方も参加され、また地域の女性を呼んで、取り持ちに参加させていただくというような方法をとっておりますので、これはそれぞれの工夫だと思います。

ちなみに市全体では大体50%前後、前年度より若干下がりましたけれども、50%を推移しております。傾向として見ますと、やはり行政区の小さい単位でやるところですと、出席率が57%、58%になっておりますし、合同でやるところになりますと40%台に下がるということの結果として50%になっております。ちなみに柳古新田は、昨年、対象者が33人のところ16人の参加ということで、対象者がかなり減ったのではないかというふうにみております。その辺の事情はちょっとわかりませんが、柳古新田のようにいろいろ工夫してやられているということでもいいことと思えますが、あまり若い方を出席対象に広げますと、またお年寄りもいろいろと不自由を感じたり、盛り上がらなかつたりするという傾向もやはりあると思います。その辺のところは地域の事情によって考えていただければと思います。

77歳以上を対象することによっても、まだ対象者は全体的には減ってはいますけれども、まだまだ元気なお年寄りで構成されているという年代だと思いますので、このままで当面はみていきたいと思っております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私がちょうど10年前に区長をやっていた当時は、大体60%というふうにいわれていた時代だったと思うのですけれども、そういった推移を見て、ひとつ、何らかの——合併したために多分2歳上がったのですよね。そういう形で、大和の場合だと75歳からとかというような形でいたものが、77歳になったがために、非常に待ち望んだという方が当時いたわけですね。そういった中で、出席率等を考えたときに、せっかくやるのであれば、そういった配慮が必要な時期ではないかというような感じがしました。推移を、ここで今50%でいいのではないかという話ばかりでなく、もうちょっとさかのぼった率を見てみたほうがいいのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 半数の方が出ていただけるということになりますと、半数が元気だけ

ども出ないということではなくて、やはり対象者の中にも病気、それから寝たきり等でも出られないという方もいらっしゃいます。そういった方が増えれば当然、出席率は下がるわけです。その辺のところの事情もありますので、分析をしながら、出席者が減ってきたからといって必ずしもそれがよくないことではないか、ということではなくて、そのおっしゃることもわかりますので、研究していきたいと思っております。以上です。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 細かな点を4点ほどお願いいたします。140 ページですが、今ほどの敬老会のことであります。前にも質疑がありましたけれども、この米寿の表彰状は、やはり額つきでお願いしたいということです。と申しますのも、くるくるとした筒に入れてしまうと、もうそのまま人目に触れずに、葬式のときに燃すという形になりがちなのですね、はっきり言って。

お年寄りにしてみれば、俺のものがこうして額になって、市長さんの名前がこうついて、長生きしてよかったなあと思う人がやはり多いのです。もう一考お願いできないかということがまず1点であります。

もう1点ですが、臨時福祉給付金に絡んでですが、こういったら悪いのですけれども、高齢のために字があまり読めない家庭、それから元々字があまり得意でない方、こういう方に郵送でいった場合、漢字がずっと並んでいるのがいって、封筒を開けてみると同じ形だと。何が書いてあるかわからないと。それでみすみすいただけるチャンスが来ない人が、私はいるのではないかという気がしているのです。

これはこれに限ったことではなくて、とにかく私どもが見てもなかなか面倒なことが書いてあるなということで、うまく伝わるような役所の文書、字を読むのも苦手な人がきちんと読めるような文書、そういうふうにと一つ書いてほしいのです。細々したことは小さく書いておけばいいのだから、ちゃんとわかるように、お得なお知らせが入っていますとかそういうことを書いてもらって、そうしてもらえないかと私は思っているのです。

それから、154 ページになりますが、学童クラブのことです。なるほど、ここまで子どもが減ってくる、家に帰っても遊ぶ相手がいないということになると、学童というのはなかなか年の違う子どもたちが交わるにはいいところなのだけれども、反面、孫親がいるような家庭であれば、やはり5年生、6年生は家に帰って宿題をやる、また孫親と触れ合う、自分の時間を持つ、こういう生活習慣も私は欲しいような気がします。

その辺のことで、それは保護者からのいろいろな要望があるだろうけれども、一言添えた中で、そういうような要望にある程度応えるというようなことがとれないものかと思っています。

それから4点目ですが、15 番議員が本当に力を入れています、不妊であります。158 ページ。私も生き物商売でしたから、とにかく人間も豚も九十何%までは遺伝子は同じですから。こういう言い方は悪いのだけれども、本当に年間 150 回のお産がなければ、うちは成り立たない仕事でしたから、そういう中でも不妊があり、また妊娠をしても着床をしないという例

がやはりあるのです。私はこれがなかなか周知しないというのは、結婚してしばらくたってから、そういう問題に突き当たってから、そういう文章を見るというのはなかなか難しいことですから、婚姻届けに2人で来たときに、それにきちんとかういうことがあるので、いつでも気軽に相談してくださいというのを何でやらないかと思います。それも含めてひとつ答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 88歳のその額つきの件であります、以前申し上げましたように、経費だけの問題ということではなくて、やはり相当数が増えておりまして、担当の区長さん方からも、とてもあんな額を20も30も渡されたって、どうしようもないという話も出たということの中でやったのです。申し上げますが、叙勲の賞状も額はありません。筒の中に入れて巻いたやつです。それを私は持って行ってやってくるのです。

ですから、額に入れたほうがいやということはわからなくはありませんが、100歳はどうだったか——100歳も確か額はなかったと……（何事か叫ぶ者あり）100歳はあったか。国はことしから100歳のお祝い品の銀杯ですね。純銀を今度はメッキ製に変えました。本当なのです。ことしからもらう人は大変な、価値の落ちるものをですね。これは国は全く経費節減ということだそうです。

それはそれとして、いただく方と、それをまた配付をお願いする方のいろいろな問題点ありまして、額がないからということになりますと、さあ、ではどうすればいいんだろう。全戸に市の職員が配って歩くというわけにもいきません。結局、敬老会のときに、あそこで私が読んで渡すと、これがごちそうだという人がいっぱいですので、そこが非常に問題点があります。改善できるところは改善させていただきますが、そんな状況もあるということをご理解いただきたいと思っております。あとは担当部長。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2点目の、これは臨時福祉給付金に限らず、案内文書の工夫ということですが、それぞれ担当課では、最初の案内につきましてはちょっと目立つような形で工夫しております。ただ、詳細を説明する文については、なかなか紙面の都合とかいろいろあって、お伝えしたい部分もいっぱいありますので、小さい字になるかと思えますけれども、まずは読んでいただくというための工夫はしているところですので、さらに工夫したいというふうには思っております。

それから、学童クラブの件ですけれども、やはり私たちも、国、県が、放課後の児童の安全・安心を守るためにという意味で、学童クラブ、それから放課後子ども教室とかということで方針を出しております。また、保護者の方につきましても、そういったところへ行けば安心だということでの預かりをお願いするという傾向になっております。こういった状況の中で市が施設をつくり、また小学校6年生まで受け入れるという制度になっていながら、できるだけ家へというようなことも、表向きは言えませんが、できるだけそれをにおわすようなことではいきたいと思うのですけれども、事業をしている上では、なかなかそれを

はっきり伝えることはできませんので、その辺のところもちょっと研究をしたいというふうに思っております。

それから、不妊症の関係ですけれども、婚姻届を提出していただくときには、市のいろいろな、さまざまな事業を1冊にまとめたものを、子育てに関してもそうですけれども、お渡ししてごらんいただくようにしておりますし、その時点でも何か心配ごと等があれば、当然そこでお聞きするようにしております。ただ、おめでとうございます、はいどうぞ、ということではないというふうには思っております。今後、市民課と相談しながら研究していきたいと思っております。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 敬老会の額の件ですが、これは市長の答弁をよく聞いております。聞いておりますが、お年寄りにしてみれば、自分の名前が書いてあるそれがそこへ飾ってあるなんてことは、私も含めてなかなかない人だっているのです。そういうことが本当に生きる張り合いになると思っていて、多少のその区長さん方の手間がどうこうということは、あるかもしれませんが、普通、区長さんであればその程度の手間は、役員さんと話をしながら――それは苦情は出るかもしれないけれども、そこはひとつ市のほうでよしなにやってほしいという気がします。

あと、学童クラブのほうはわかりました。私の出身母校の小学校では、私どもの卒業時は98人いました。ことしの入学生は10人です。本当に10分の1にまで子どもが減っているということになると、今言われたような学童クラブが果たす役割というのは大きいと思うのですが、少し家庭のこともこうにおわせながら、この事業を進めてほしい。それだけでございます。

今、市長からフォローしてもらいましたが、4点目のその不妊治療のPRのことは、そんな形で進めてもらえばよろしいと思います。ありがとうございました。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 134ページの出産育児一時金ですけれども、今、基幹病院の4階にいくと、大体ご婦人方が、いつ生まれてくるかによって支払う費用が変わるという話で、かなりいろいろ世間話をしているところだと思うのです。実際、けがをするのは日中が多いわけです。風邪をひいても土日休めばいいやという、さまざまな統計の中から病院は土日休んでいるはずですが、出産に関して言えば、土曜日でも日曜日でも、昼間も夜中も関係ないのが本質です。その本質に対して、病院の人員配置の都合とかさまざまな問題があって、土曜日、日曜日に生まれてくると、それに対して人員配置をしなければいけない。当然夜に対しても人員配置しなければいけない。24時間産婦人科を稼働するのも、経営上なかなか難しい。だから割増になってしまう。そういう割増に対して、市が用意している出産一時金が、多少、夜に生まれてきてしまう、土日に生まれてきてしまうという理由だけで、何か一時金の額が変わらなくて、子どもに対して考えているのであれば、生まれてくるということの本質を捉えて、その一時金の割増ということもいずれ考えていかなければいけないと思うのですけれど

も、その点に関する見解を教えてください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 お尋ねしますけれども、一時金のことでしょうか。子育て支援の関係でしている事業というのは、出生時の祝い品というか、そういうことですが、国保のことでしょうか。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 出産育児一時金の金額でありますけれども、これも標準的なものが示されておりまして、それに沿って、今42万円ですか、とういうことで支給をしております。平均的なその出産費用を厚生労働省でもってとりまして、大体、標準はこのくらいですとういうことで示された中で、国保の保険者は大体一律でもって金額を定めているものであります。この点について、それぞれ場合によってはやはり金額的にばらつきはあるのですが、聞いているうちではあまり大きな自己負担と申しますか、それを越えた自己負担になっているという例は、あまり聞かない状況でありますので、42万円で大体合っているのかとういうふうに私は思っております。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 42万円という数字で合ってはいますし、それが標準的なのは当然理解ができるのですが、市が産みやすいとか、子育てとか、そういうものを推進していく中で、出産を控えた妊婦が多少気にするのは、やはり生まれてから支払う差額が、日中生まれるのか、夜間生まれるのかで変わってきてしまうわけです。そこら辺も市独自の何かしらの補助とか、そういうものも考えていかないと、だんだんいけない時期になってきているのかと思うので、その点をもう1回見解があれば教えてください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 これは国保の被保険者に限らない話になるかと思っておりますので、もう少し全庁的な議論が必要かとういうふうに思っております。

[「終わります」と叫ぶ者あり]

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まずは162から164ページの保育園の部分ですが、毎年お聞きをしていますが、保育士、正職と臨時等のあれですね。常設保育園のほうではどの程度であったのか。もう1つは子ども1人当たり幾らぐらにかかったのか。常設保育園、公設民営、私立保育園と3パターンあるわけですが、それぞれ決算で幾らかかったのかとういうところを教えてください。

それから、168ページの生活保護でありますけれども、この平成27年度の生活保護を受けられた方の増減というのを見ると、高齢の世帯が40世帯から61世帯と21世帯も増えている。こういうのが出たわけです。全体では11世帯増えただけですが、高齢の方が40世帯から61世帯で21世帯も増えているというところで、この辺はどういう内容であったのか

よっとお聞きをしたいと思います。

それからちょっと戻りますけれども、166 ページの私立保育園のたんぼぼさんへの補助金、1 億 2,200 万円であります。たんぼぼさんは新しいところに移ったわけでありまして、今までのマンションの部分で学童保育、こちらをあわせてやるということであったわけでありまして。当然、新築でやっている部分に移らなければ、その学童保育の部分は工事ができないと思います。その学童保育ということをやるときにも、一番懸念をしたのは、ほかのところでも、学童保育で働く方の人材確保が非常に厳しいという話をさせてもらいました。

実際平成 27 年度も、夏休み、春休みであれば、介助員の方の応援体制があつて何とかなると。それ以外のところは実は一番厳しい。かつかつの状態で行っているところで、こういうような方たちが入ってくるということになると、それこそ相談員の確保が非常に難しくなるのだというのがあったわけです。そうすると、今までの NPO 法人であったり、私立で行っているところで、どのような声があったのかということをお知らせ願いたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 点目の保育園の正職と臨時の割合ですけれども、数字で言いますと、正職が 40.8%、それから臨時 59.2%ということになっております。それから 1 人当たりの経費ですけれども、この年度、平成 27 年度は、公立及び民間の保育園もほぼ同じで 106 万円程度になっております。昨年は若干、民間のほうが安かったという傾向がありましたけれども、制度の実施によりまして、同じということになっております。

それから、生活保護の高齢者が増えたというのは、年齢が上がるということはもちろん全体にそうですけれども、高齢化して身寄りがなくなって、それから年金の支給も厳しくなって、それで保護に至るというケースが数件ありますので、そういったことから高齢者の対象者が増えたということだと思っております。

それから、3 点目のたんぼぼの学童保育の開園に伴います人材確保の関係ですけれども、今のところはそれぞれのところで順調に確保されて、運営をされておりますので、スタッフが足りなくてということでの声は聞いておりません。ただ、厳しいことは引き続き厳しいというのはありますけれども、何とか確保してやっているという状況であります。以上です。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 学童保育の人材確保については、そういう声を聞いていないということであれば、それ以上ないわけでありまして。

保育園のほうの公立、公設、私立を見ても、1 人 106 万円とほぼ変わらないということは、民間に任せれば人件費の部分が 2 割カットになって、それこそかかりも少なくなるという話であったわけですが、こういう状況になってきたというのは、やはり 3 歳未満児からの預かりと申しますか、それが増えているので、結局は公設公営であっても、公設民営であっても、私立であっても、ほぼ変わらなくなっているのだというふうに解釈をしてよいのかという部分です。

それから、生活保護については、身寄りのない方が増えてきているといっても、40 世帯が

61 世帯ということで、世帯数でいくと 5 割も増えたわけですね。そうすると、平成 26 年度にそういう恐れがあった。あるいは、平成 27 年、どういう事情があったのかは知りませんが、急にそういうふうになったというのであるのかというところが、これほど増えるということは、何があったのだろうかというふうに思うわけです。ただ、高齢化になって、1 年歳をとったらだめになったという問題ではないだろうと思っていますので、そこら辺を担当としてはどのように分析しているのか、お考えがあったら伺っておきます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 点目の 1 人当たりの経費につきましては、先ほど私、106 万円と申し上げましたけれども、実際には 101 万 6,000 円ということで訂正させていただきます。これにつきましては、やはり制度が統一されて、私立も同じような保育、1 号認定、2 号認定、3 号認定という同じような扱いになったということによって、統一されたのではないかとこのように思っております。

2 点目の生活保護の実態ですけれども、先ほどもちょっと申し上げましたが、受給中に 65 歳になった方が 10 人以上いらっしゃいます。それと、受給中に家族もおって高齢者だけの世帯ではなかったのですけれども、その同居の家族の方がまた世帯分離したりするケースもありましたし、その方が施設に入られたりして別々になったというケースも中にはありますので、それらの総体として、ちょっと増加数が多いのですけれども、そういう結果になっております。以上です。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 いっぱいあるのですけれども、2 つに絞って質問します。154 ページですけれども学童保育です。平成 27 年 11 月に暴行事件があったわけですけれども、それが今年度に発覚というか、事件というふうになったわけです。以前、一般質問でもしましたが、人材確保の難しさ、また、市のほうが上になっているわけなので、市がしっかり指導していかなければいけないという部分ということで、何かしら改善点がこういうふうになったということで、どういうふうになっているか、まずそこを先にお聞かせいただきたいと思います。

もう 1 点が、160 ページの母子家庭対策の支援のことです。平成 27 年度は 1 件だということで、先ほど説明がありましたけれども、制度の利用の、母子家庭って、多分、結構多いと思うのです。何かしら改善していかなければいけないかというふうに思っています。母子家庭の方がすごく仕事のスキルが上がって、給料がとれるようになれば、そういったような補助やいろいろなことから解除され、すごく市としてのメリットというものが出てくると思います。そういうためにもやはりこういうような活用をしていかなければいけないというふうに思っているのですけれども、多分母子家庭なので子どもを育てているときの時間帯の預け方とか、いろいろな部分があると思います。改善をして——改善というか、この制度のもうちょっと改善、使いやすさ、もっと人数が多くなってもらいたいと思うのですけれども、何かその点で気づいている点とか、こうしたほうがいいのではないかとこの点があったらお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の学童の関係でございますけれども、確かに昨年の11月の事故につきましては、逮捕者を出してしまった。また、該当するお子さん、それから保護者の方には多大な迷惑をかけ、またいろいろな心配をおかけしましたことにつきましては、おわび申し上げます。その後、そのお子さんもほかの学童に通われているということで、学校にも元気で通われているということで安心してるところです。

ただ、その後の体制整備、それからフォローですけれども、何回かお話をさせていただきましたが、対象の実施している事業所にはそれなりの周知をし、それから対象となったNPOにはマニュアルの作成ですとか、その後の聞き取りですとか、あとは随時指導に入らる中で、体制をとっていておりますので、今のところ順調に推移していると思います。改善されるべき点は改善されているのだと思いますが、まだ今後の注意をしながら見守っていききたいというふうに思っております。

それから、2点目の母子家庭等の対策総合支援事業です。確かに数年前は何人か受講され、利用されて、実際には看護師、保育士等で病院等に勤務されている方もいらっしゃいましたし、平成27年度もそれらの方も小出病院に就職されているということで、一定の成果はありました。効果有効な事業だと思っておりますが、平成27年度は希望者がなかったということで、実績がほとんどゼロに等しいわけですけれども、なぜこれが対象者といえますか、希望者がいないかということになります。やはり時間がとれなかったりする部分もありますし、制度的にはまだもう少し充実する、金額的なものと、あとは無利子等ですのでそんなに後年の負担というのはないのですけれども、やはりその辺の返さなければならないという部分もあります。支給の事業もありますので、それらの活用も必要かと思っておりますけれども、まずもってそれぞれの対象する家庭への周知といえますか、実際にそれができるかどうかの相談にのって導いていくということが、方法的にまだ不十分なのかというふうに思っております。これらにつきましては、母子家庭等もかなりあるわけですし、経済的な問題を抱えているところもありますので、できるだけ相談にのりながらやっていく必要があるだろうというふうに思っております。以上です。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 まず、最初の学童保育ですけれども、非常にやはり人材確保が難しいという、働く時間的な短さと、時給といましようか、その給料の安さということで、やはり改善点をしていくべきだろうと思っております。それは子どもを預かるという大前提が、市がやはり行っている事業なので、これは委託にはなっておりますけれども、市としてそういうところはしっかり対応していかなければいけないと思っております。

そこで、負担がもし保護者にかかるのであれば、それもしっかりした人材ということになれば、仕方がないものかというふうに思っておりますけれども、その点をしっかりやってほしいということで、答弁をいただきたいと思っております。

母子家庭のことに関しては、本当にスキルが上がって看護師、保育士なんてなれば、やは

りいろいろな対象から外れる部分というのは大きいと思いますので、今言った不備な点——これに絡むほかの事業もあるとは思いますが、そういった面でそういうことをしていくことによって、市の補助というのは、障がい者も同じだと思っているのです。働いて税を払うようになれば、いろいろなものとまた変わってくるという観点もありますので、しっかりその辺は対応というか、この施策をもっと周知ということをするべきかと思っています。今ほど答弁ではそう言ったけれども、もう一步踏み込んだところがひとつあればお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の学童保育の人材確保につきましては、確かに議員ご指摘のように、単価がそれほど安いということではありませんが、就労時間が短いということによって、時間的な部分の制限も受けたりして、総体的には収入につながらないという実態は聞いておりますし、また感じておりますので、その辺を増やせるかどうかというのは、研究が必要かと思えます。中にはその時間帯でなければ勤められないという方もいらっしゃると思いますので、その辺のところの調整が難しいので、また、NPOとも話し合いながら研究していきたいというふうに思っています。

母子家庭の関係につきましては、やはり子育て、福祉関係もそうですけれども、これだけの事業がありながら、まだまだ知らない方がいらっしゃる。こういう制度があったのに、先ほどの不妊治療もそうですけれども、まだ周知が足りないのかなというふうなのがありますので、その辺の案内はきちんとやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2点ありますけれども、1点は158ページの不妊治療については、私も本当に15番議員と同じ思いであります。なるべくいろいろな情報をとってもらって、いろいろな方法を考えて、少しでも子どもを産めるような支援をしていただければと思います。

あとそれと166ページですけれども、休日保育事業等補助金、上から5段目ぐらいなのか。去年は市内の子どもであればたんぽぽさんが受け入れてくれた。今回から、ことしから認可保育園になったら、私立保育園になったらだめになったということだったのですけれども、ことしは春から、例えば去年は20人だか30人ぐらい、毎月大体七、八人ぐらいの利用者が確かいたと思ったのですけれども、ことしは実際、園児以外が入れなくなったわけですから、困ったというふうな声、相談があったかどうかをちょっと聞いてみたいです。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 直接保護者から困ったということは、私はお話は聞いておりません。ただ、議員さんからも直接そのことについて改善点を指摘されておりますので、現時点では決定ということではございませんが、平成28年度から支援センターも含めて、どういう対応ができるのかということについて現在検討中でありまして、以上です。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 私のところに相談というのは本当にありましたし、それを伝えたこともあ

りました。それ以外にも今までずっと、毎月七、八人使っていた人たちが来なくなったというのは、逆に言ってみれば、いくら言っても市は聞いてくれないというふうな諦めの姿勢でいるかもしれないわけです。そういう非常に残念なことがないように、早くこれは私は何とか方法を考えてやるべきだというふうな思いがあります。

それこそ、この間お話ししましたけれども、長岡だって、いろいろな方法を考えて私立保育園で受け入れたりしているわけです。そのいろいろな方法を考えて、では誰も 365 日、保育園に子どもを普通の親は預けるなんて思っていないわけですから、何とか——こちらのほうはサービス業が多い、例えば看護師だって、いろいろな職業のサービス業の方が多いと思います。それと困ったときにいざとなったら預けられる施設、そういうところがあるのは私は大事だと思います。考えている、考えているはいいのですけれども、実際では何を考えているのかという点が、ちょっと見えないので、もう 1 回答弁していただければと思います。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 たんぽぽ保育園につきましては、平成 27 年度認可外でありましたので、通常の保育ということとはまた別の扱いでお受けすることができました。確かにそのことによって、月数名ではございますが、預けることができなくなったことへの不便は承知しております。

私たちにつきましても、例えば市内に各 3 つの地域がございしますが、それぞれどちらかの保育園でそれを対応するのがよろしいのか、あるいは、今、坂戸にございます新センター、市の中心地でございます、そちらでも対応はできるという一面もあります。ですので、それについて平成 28 年度から対応しないということではなくて、対応するような考えで検討しているということでございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることのご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ声あり〕

異議なしと認めます。よって、3 款民生費に対する質疑を終わります。

○議 長 4 款衛生費の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 4 款のご説明を申し上げます。資料の 169、170 ページをお開きください。はじめに 1 項保健衛生費、1 目保健衛生対策費です。最初の丸、保健衛生対策費一般経費は、乳幼児健診をはじめとします母子保健事業対応の臨時職員賃金が主の保健課の経常経費ですが、一番下の行、地域医療連携事業負担金、いわゆる「うおぬまマイネット」の自治体負担分 3 万 6,000 円が皆増ですが、その他の項目の減により、全体として前年度より 3 万円の減です。

次の丸、保健対策推進事業費は、健康推進員活動及び食生活改善事業等に係る経費で、ほぼ前年度並みの決算です。次の丸、保健対策推進事業費は、健康推進員の報償費及び食生活改善推進協議会への事業委託料等で、ほぼ前年度並みの決算です。

めくっていただきまして 171、172 ページ、最初の丸、母子保健事業費は、乳幼児健診、妊

婦健診及び指導に要する経費で、乳幼児健診の受診者数の減少による医療機関への健診委託料が減額となりましたが、健診時の報償費の増及び農村検診センター廃止による健診会場使用料の移管などにより、前年度より 71 万円の増となりました。下の丸、歯科保健対策事業費は、1 歳、2 歳、2 歳半の歯科検診事業や虫歯予防教室等に係る経費で、健診時の材料費等の減により 12 万円減となっております。下の丸、自殺予防対策事業費は、県の自殺対策緊急強化事業の補助金を受けて事業を行った結果、前年度より 27 万円の減の決算ですが、県及び関係機関等との共同実施を含めて、各種事業を実施したところです。

めくっていただきまして 173、174 ページ、上の丸です。公衆浴場確保対策事業費は、六日町温泉公衆浴場企業組合に対する運営費補助で、湯沸かし料相当として温泉使用料の 5 分の 4 を補助したもので、前年と同額です。

2 目健康診査事業費です。2 番目の丸、住民健診事業費は、基礎健診以外のがん検診等各種健診事業に係る経費で、主なものはがん検診等の健診機関への委託料で、がん検診受診者の増及び委託単価の増などにより、前年度より 846 万円の増となりました。また、下の 2 行に記載の魚沼地域胃集団検診協議会への胃がん、大腸がんの検診委託料の 153 万円の増、及び協議会の解散に当たり検診車の処分収入を清算原資とするため補助金として支出した 600 万円の皆増もその要因となっております。次の丸、基礎健診事業費は、16 歳から 39 歳、非保護世帯など特定健診を除く基礎健診に係る経費で、受診者数の減により 41 万円減となりました。なお、国保、後期高齢者等を含めた市の健診会場で受診した方は、前年度より 3 人多い 7,402 人であり、うち 40 歳から 74 歳までの特定健診では 63 人増の結果となっております。一番下の丸、健康増進計画策定事業費は、第 2 次の健康増進計画、健康まちづくり食育推進計画の策定に係る経費で、業者への委託料及び印刷製本費です。

175、176 ページお願いします。下の欄、3 目予防費です。下の丸の予防対策事業費は、結核や感染症などの予防接種に係る経費で、前年度より 1,212 万円減となりました。これは 2 行目の予防接種委託料が、平成 26 年 10 月に定期接種化された水痘ワクチンを除き、全般的に接種対象者が減ったことにより、1,193 万円減額となったためです。

4 目医療等対策費です。継続費の 21 億 7,002 万円は、新市立病院建設事業の工事費分と、同じく病院事業対策費として、新市立病院整備事業出資金等に充てる繰越明許費分の合計額です。丸の中の島診療所費は、検査機器ほかの医療機器購入費用 110 万円の皆増や、給湯・空調設備の改修費 59 万円の増の一方、運営資金貸付金が 240 万円減の 1,520 万円となったことなどにより、57 万円の減となっております。なお、年間利用者数は、前年度より 1,385 人増の 2 万 1,754 人で、1 日平均 82.1 人となっております。一番下の丸の休日救急診療所費ですが、平成 27 年 6 月から外科診療を休止し、医療再編により救急診療体制が整った 11 月からは診療所を閉鎖したことから、前年度より 3,853 万円減の決算となりました。そのうち 1,532 万円につきましては、前年度の齋藤記念病院の医療機器購入費補助金の皆減によるものです。また、この間 39 日間の開設で、利用者数は、前年度より 736 人少ない 903 人、1 日平均では 23.2 人でした。

次 179、180 ページですね。丸、病院事業対策費、特別会計繰出金は、病院事業会計への補助、新市立病院整備事業への出資金及び城内診療所特別会計への繰出金ですが、城内診療所への繰出金は 7,234 万円の減額となりましたが、新市立病院整備事業出資金及び関係する病院事業への補助金などにより、前年度比 8 億 305 万円の増となりました。下の丸、新市立病院整備事業費は、病院事業会計から受託分の新市立病院建設に要した経費です。関連事業費の減などにより 1,010 万円の減額決算となっております。次の丸、地域医療再生基金事業費は、県の地域医療再生基金の補助を受けて行った、市民への普及啓発に係るもので、ほぼ前年並みの決算となっております。一番下の丸、市立六日町病院事業費は、県立六日町病院閉院後の 5 月から市民病院開院までの 5 か月間、人工透析をメインに、市民への継続した医療を提供するための暫定病院運営に係る費用で、186 ページまでの記載の内容で、決算額は 4 億 2,317 万円でした。この間の診療日数が 105 日、6 科による診療の結果、利用者数 19,362 人、1 日平均では 184.4 人でありました。

次 185、186 ページ、上の丸の病院事業対策費、特別会計繰出金、繰越明許は、新市立病院整備事業費の合併特例債分を病院事業会計に出資金として繰り出したもので、繰越明許費 5 億 9,190 万円のうち、5 億 7,250 万円の決算となっております。次の丸、新市立病院整備事業費、逡次繰越は、前年度に繰り越した、新市立病院整備に係る経費で、管理監督委託、関連工事等の費用です。

以上、1 項保健衛生費の歳出合計は、61 億 1,164 万円となり、新市立病院事業費を含む医療等対策費の 26 億 8,957 万円増を主な要因としまして、前年度比 78.5%、26 億 8,712 万円の増となりました。1 項保健衛生費の説明は以上です。説明を市民生活部長に交代します。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 項の環境衛生費からご説明申し上げます。2 項 1 目環境衛生費、対前年度 229 万円減の 1,071 万円でありました。備考欄一番上の予備費の充用 59 万円は、地盤沈下対策に係ります水準点移設の業務の委託料であります。後ほど説明申し上げます。

丸の一番目、環境衛生費一般経費であります。対前年度 43 万円減の 88 万円であります。平成 26 年度夏に大量発生したマイマイガの駆除、卵塊の除去でありますけれども、その作業委託料 75 万円が減となったものであります。平成 27 年度はマイマイガ幼虫駆除薬剤購入費 34 万円の増ほかとなっております。次の丸、公害等対策事業費、対前年度 4 万円の増 119 万円であります。

1 ページはぐっていただきまして 187、188 ページでありますけれども、上のほうですが、前年度同様 13 河川につきまして年 4 回の水質検査と市内 15 区間の騒音監視委託料であります。次の丸、地盤沈下対策事業費であります。前年度比 13 万円減の 344 万であります。この中の上から 6 行目、修繕料 50 万円ありますが、これは北辰小学校に設置しております観測井戸、これは 60 メートル級のやつでありますけれども、この水位計の修繕及び旧上町エコ住宅の北側の屋根の自然落下を防ぐために、羽根つきの雪止めの取り付けを行った経費であります。その 3 行下がりにまして、水準測量委託料 135 万円は、地盤沈下を監視するため、市

内 56 地点の標高を測量する業務委託であります。その下、井戸検査業務委託料 18 万円は、シルバー人材センターに検査業務の一部を平成 26 年度からお願いしている経費であります。その下、水準点移設業務委託料 59 万円、これは宅地造成事業工事がありまして、移設が必要となった南魚沼市管理の水準点 1 か所であります。この移設を行ったものであります。急に要請がきたものでありまして、既決予算がなく、補正の暇がありませんでしたので、予備費から全額を充用したものであります。2 行下がって、消雪設備改修工事費 6 万円は、総揚水量の抑制に効果が期待される節水タイマー、これは 1 時間のうち 15 分間運転を停止するというタイマーでありますけれども、これを 2 か所の市有井戸、これは大巻と東の開発センターにつけてみたのですけれども、それでどの程度効果があるかということ調べてみたかったのであります。残念ながら雪が極端に少なかったために、期待したデータが得られなかったということでもあります。この冬、また引き続き検証することになっております。

その下の丸、カーボンオフセット制度活用事業費、対前年度 7 万円増の 14 万円であります。これは平成 27 年 7 月 4 日に開催されましたイオン新潟フェアに参加をいたしまして、当市の「名水の森クレジット」の PR 活動を行ったときの経費であります。ステージイベントに出演をいただいた一村尾の太々神楽保存会様への謝礼金 8 万円及び抽選会の賞品として提供した南魚沼市の特産品の代金として消耗品費 5 万円を支出をしているものであります。次の丸、有害鳥獣対策事業費 30 万円増の 168 万円でありました。鳥獣被害対策実施隊員報酬 127 万円は、実施隊員 85 名に年額 15,000 円の報酬を支払ったものであります。年度末における実施隊員の数は 3 人増えまして 83 人となっております。有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金の 25 万円は、新規狩猟免許取得経費の一部補助及び射撃教習受講料の一部補助等を行うものでありまして、新規取得者 5 人に対して補助を行いました。技能講習費助成金 15 万円は、3 年ごとの狩猟免許更新時に義務づけられております技能講習の受講費 12,300 円を助成するものであります。平成 27 年度は 13 人に対して助成を行っております。一番下の丸、新エネルギー等普及促進事業 216 万円減の 336 万円であります。

1 ページはぐっていただきまして、これは繰越明許になっておりますけれども、平成 27 年 3 月議会で、国の補正予算に係る地域住民生活等緊急支援のための交付金に係る事業費の一部として 720 万円を平成 26 年度予算に計上し、明許繰越で平成 27 年度において実施したものであります。

一番上の行、太陽光発電システム設置費の補助金でありますけれども、設置者に対して、1 件上限 24 万円で 14 件を助成したものであります。前年度よりも設置件数が 9 件減少しております。

次の 2 目齋場管理費でありますけれども、前年度比 434 万円減の 3,240 万円でありました。印刷製本費は、市民課で交付する火葬許可証の作成費であります。修繕料が上がっておりますけれども、これは市が修繕義務を負っております齋場建物、ハード部分ですね、それに係ります修繕。具体的にはダクトの防鳥網の取りかえと、施設内の水漏れ修繕であります。1 行飛ばしまして、指定管理者委託料が 520 万円減少しております。1 つには灯油の単価が 20

円ほど下がったということがありまして、燃料費が 125 万円ほどの減でありますし、隔年で行っておりますバーナー、あるいはペット炉の修繕が 191 万円の減、それから平成 27 年度から開始をいたしました残骨灰の処理委託の入札であります。この入札におきまして、マイナスの 277 万円という札でありまして、この分が収入になるわけであります。この収入分を精算項目として差し引きをした分が、指定管理委託料の減額要因ということになります。

次の 4 款 3 項清掃費であります。1 目の清掃総務費であります。前年度比 237 万円減の 6,308 万円であります。備考欄最初の丸の清掃総務費は、ほぼ前年度同額の 58 万円であります。次の丸、浄化槽事業対策費は、240 万円減の 6,250 万円。繰出基準に基づき、主に起債の元利償還金のうち、浄化槽使用料等をもって賄えない経費の合計額を下水道特別会計に繰り出すものであります。

2 目のごみ処理対策費であります。前年度比 723 万円減の 2 億 7,208 万円であります。3 目の委託料と工事請負費から合わせて 329 万円を流用しております。主な理由は、平成 27 年 11 月に発生しました可燃ごみ処理施設発電タービンの故障であります。これに伴いまして、処理困難となった分を魚沼市へ処理を委託したことによるものであります。委託料からの流用 142 万円はその運搬を民間業者に委託した分でありまして、工事請負費からの流用 187 万円は魚沼市への処理委託費用分であります。備考欄丸のごみ処理費は、441 万円増の 1 億 6,472 万円でありました。一般廃棄物収集運搬業務委託料が 371 万円増であります。先ほど申しました、タービン故障に伴います魚沼市への委託分のほか、塩沢地域の古紙類のステーション収集への全面移行及び大和地域の粗大ごみの収集の新規委託などによる増額であります。次の丸、ごみ減量化推進事業費は、72 万円減の 280 万円。資源ごみ回収業務委託料が塩沢地区の古紙回収業務をステーション回収に変更したことにより 80 万円減少したことによりあります。

1 ページはぐっていただきまして 191、192 ページであります。備考欄の 1 行目でありますけれども、電気式生ごみ処理機購入費補助金は、前年度より 5 件増えまして、9 件の補助助成を行いました。次の丸、魚沼市ごみ処理委託事業費は、1,093 万円減の 1 億 456 万円であります。大和地域のごみ処理委託料の費用でありますけれども、平成 26 年度で増額要因となっておりました修繕費の精算分が平成 27 年度は解消されたということによりまして減額となっております。

次の 3 目し尿塵芥処理施設費、対前年度 1 億 9,445 万円減の 9 億 5,288 万円であります。繰越明許費 2 億 6,638 万円は、全て可燃ごみ処理施設整備事業費に係るものでありまして、タービンの故障に伴いまして点検、修繕を平成 28 年度に繰り越しとしたことによるものであります。内容としましては、点検業務委託料として 13 節委託料のうち、1 億 1,610 万円、定期修繕工事費分 9,028 万円、タービン修繕工事費分 6,000 万円の計 1 億 5,028 万円を 15 節の工事請負費から繰り越しをしております。

備考欄、一番上の予備費から 925 万円を充用しておりますけれども、これは先ほどと同様にタービンの故障により発電ができなくなったことから、可燃ごみ処理施設運営費の光熱水

費、電気代ですけれども、これが不足することになり予備費から充用したものであります。備考欄、最初の丸であります。廃棄物処理施設一般管理費は、前年度比 862 万円減の 3,754 万円でありました。減額の要因としましては、下から 4 行目の除雪等業務委託料が少雪のため 98 万円の減、下から 2 行目であり、指定袋保管配送業務委託料が在庫による調達ができなかったので、これが 296 万円の減となっております。

次の 193、194 ページであります。上から 2 行目、土地の借り上げ料が、新堀新田の最終処分場の用地の買収によりまして、借地料 246 万円が減少となっております。また、ここには記載がございませんけれども、平成 26 年度に実施しましたボイラーのキレート処理等に係る建設機械借り上げ料が 199 万円の減となっております。次の丸、し尿等処理施設運営費であります。前年度比 546 万円減の 1 億 2,179 万円でありました。2 行目、燃料費が 196 万円の減。発生する汚泥を可燃ごみ処理施設で処理する量が多くなったことによりまして、し尿処理施設での重油の使用量が減少したということであり、その 2 行下、光熱水費の電気について、使用実績に伴い、契約電力が 1500 キロワットから 1400 キロワットに下がったということによりまして、213 万円の減となっております。

次の 195、196 ページであります。3 行目、修繕工事費負担金は、2 か年にわたって実施をしており、島新田地内の排水路改良に伴う地元負担金の支払い分であり、これが 139 万円の減となっております。次の丸、し尿等処理施設整備事業費であります。189 万円増の 2,633 万円であり、処理施設定期修繕工事費が 229 万円増となっております。これは年度ごとに定期修繕をする箇所が異なるために増減が出てまいります。次の丸、し尿等受入施設建設事業費 802 万円増の 1,829 万円であり、実施設計委託料ほか記載の 3 項目が皆増となっているわけであり、平成 26 年度実施しました欠之下の集落センターの改修など、地元の環境整備に対する補助金 1,011 万円が皆減をしており、次の丸、可燃ごみ処理施設運営費、前年度比 711 万円増の 3 億 8,809 万円であり、消耗品費は 2 年ごとに交換する潤滑油・作動油等であり、253 万円の減であります。燃料費は LPG の単価が 30 円下落したということにより、1,256 万円の減となっております。光熱水費の電気料は、発電設備の故障により購入電力が増えたために、2,941 万円増となっております。

次の 197、198 ページ、上から 4 行目であり、飛灰処理業務委託料 627 万円の減となっております。これは米沢市の最終処分場への受け入れ量が 200 トンほど減少したことによる減少であります。その下、廃棄物処理業務委託料が 146 万円増となっております。発電設備の故障に伴い、ボイラー設備への影響が懸念されるため、故障の当初は運転ができなかったということにより、魚沼市や民間業者への処理委託料がこの点増加をしたものであります。3 行下が、スラグ処理業務委託料が 279 万円の減であります。下水道工事が少なくなったことにより、それまで埋め戻し材として利用して、スラグの利用が大幅に減少したことにより、次の丸、可燃ごみ処理施設整備事業費、対前年度 2 億 2,970 万円減の 9,664 万円であり、大幅な減少でありますけれども、

修繕用の部品購入費が 271 万円の減額、施設修繕工事費が 4,210 万円の減額となったほか、先に申しましたとおり、発電設備の故障に伴いまして平成 27 年度に予定をしておりました発電設備の定期点検費用、これが 1 億 1,610 万円及び溶融炉の定期修繕費用、これが 9,028 万円、これを翌年度に繰り越して支出するというにいたしましたものであります。次の丸、不燃ごみ処理施設運営費であります。前年度比 112 万円減の 9,059 万円であります。

1 ページはぐっていただきまして、199、200 ページであります。上から 5 行目です。不燃ごみ処理業務委託料、これが 148 万円の増となっております。これは労務単価の上昇による増でありますけれども、南魚沼福祉会の魚野の家さんに処理業務を 560 万円で委託をしている部分であります。その労務単価の上昇をみたということでもあります。それから平成 26 年度に実施をしました仮排水ポンプの設置に係ります建設機械の借り上げ料と排水ポンプ設置工事費合わせて 326 万円が皆減となっております。次の丸、不燃ごみ処理施設整備事業費、これが対前年度 2,753 万円減の 6,266 万円であります。平成 26 年度に実施をしました排水路ポンプ設置工事費 3,698 万円が皆減となったものであります。

次の丸、ごみ埋立処分施設運営費、対前年度 3,675 万円増の 5,026 万円であります。新堀新田最終処分場の用地を購入したために、下から 2 行目の不動産鑑定業務委託料、1 ページはぐっていただきまして 201、202 ページであります。その上から 3 行目、土地購入費、この分を合わせまして 3,297 万円の皆増であります。その下の環境整備補助金 300 万円は、榊形山最終処分場に係ります小栗山区との協定書に基づきまして、コミュニティセンター建設工事費の一部を補助したものであります。次の丸、広域ごみ処理施設建設事業費、84 万円増の 176 万円であります。これは新ごみ処理施設建設に当たりまして、報償費、あるいは費用弁償など、新ごみ処理施設検討委員会の開催経費であります。それと調査設計業務委託料で、建設候補地公募に係りますその選定基準ですね、この設定の経費を支出したものであります。

次の丸、環境衛生センター附属施設費、前年度比 136 万円減の 479 万円であります。金城の里でありますけれども、指定管理委託料が 94 万円の減少であります。これは可燃ごみ処理施設の稼働日数が前年度より多かったということでもあります。稼働しない日は自分で灯油を燃して温めるわけですので、それが日数が少なかったということでもありますし、また灯油の単価が先ほど申しましたように 20 円ほど下がったことによりまして減であります。1 つ丸をとばしまして、次の不燃ごみ処理施設整備事業費、繰越明許の分ですが、5,407 万円は、河川管理者との協議が遅れたために、平成 26 年度内に完了しなかった排水路ポンプ設置工事費であります。総工事費 9,105 万円のうち、未完了部分を平成 27 年度に繰り越して施工したものであります。

次の 203、204 ページであります。4 款 4 項 1 目上水道費であります。対前年比 5.8%、2,117 万円減の、3 億 4,425 万円を水道事業会計に繰り出すものであります。高料金対策で 1,123 万円の減、広域化対策で 852 万円の減となっております。高料金対策から児童手当補助金分までは基準内繰出金でありまして、その他基準外繰出金は、福祉減免相当額として繰り出しているものであります。全て繰出基準に基づきまして、水道事業会計へ繰り出したものであり

ます。以上で4款の説明を終了いたします。

○議 長 衛生費に対する質疑を行います。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では、1点だけお願いします。194ページのし尿汲取業務委託料ですけれども、説明がなかったのですが、これは平成26年から平成29年の間、一定額でし尿汲取量が減っていくので、一定額という契約になっているのですけれども、その一定額は、平成26年から多分この額になっているのですが、この額でいやおうなしなのですけれども、その後、業者のほうからいろいろな話がきているのか。

あわせて、予想以上に減っていれば、また平成29年以降といたしますか、平成30年以降、何らかの方法を検討しなければならないことになっているのでしょうか、そこら辺の見通しというか、今後の予定をちょっと教えていただきたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 確かにし尿の汲取りの量は、年々下がっておりますけれども、今のところ業者からこれではというような意見は出てきておりませんので、今しばらく様子を見たいと思っております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 様子を見ようというのではなくて、多分、平成26年から平成29年はこの定額なのですね、きっと。定額で、この先のことは決まっていなくて、この状況をみて決めるということでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご存じのように平成30年度から、五日町のあそこにし尿受入施設ができて、全く体系が変わってきますので、それまでの間の暫定ということで今、考えております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 190ページから数ページにわたって書いてある、発電タービンが故障したことによる民間業者、あるいは小出、それからもろもろの余計にかかったお金というか、かかるお金があると思うのです。それが年を越えてことしの8月なり9月に再開ができるだろうと、こういう話は報告をもらっているわけでありまして。ことしの予算では6,000万円というのが、タービン代というのが入っていますけれども、それに関連する故障による損害と申しますか、それはどの程度試算されて決算を迎えたのか。あるいはまた、翌年8月までの分があるわけですが、その辺を網羅した中で補償費等を、あるいはどちらがどういうふうを持ち分、案分とかいろいろあるかと思えます。こういった形になるのかひとつ説明をいただきたいと思えます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 タービンの故障に伴いました損失額、発生した負担分でありますけれども、平成27年度決算の合計で考えますと、その修繕料は平成28年度で考えておりますけれ

ども、3,590万円ほどになります。魚沼市に処理委託した分が296万円、ガービッチさんに委託した分が237万円、電気代が余計にかかった分が3,058万円ぐらいであります。

タービンの製作、設置費につきましては、平成28年度に繰越明許しまして、これが5,940万であります。そのほか電気代、これが8月、今この9月末でもって何とかタービンを再開しようということで設置工事を行っておりますけれども、その分が約3,500万円、3,600万円ぐらいになりますか。合計しますと、一連の経費、損害額が1億3,120万ぐらいになるかと思えます。

この中で、今、交渉を進めているところでありまして、最終決着に至っておりませんので、決着ができましたときには、担当の常任委員会に詳細な説明を申し上げたいと思っておりますけれども、この中で今、費用負担、どこまでどちら側が持つかということにつきましては、協議中であります。

1つ言えますのは、なかなか原因としましては、別に不良品であったとか、製品そのものに、タービンそのものに元々の欠陥があったということではなくて、10年以上稼働した中で、やはり腐食が進んだということでありまして。腐食を進めた大きな要因が南魚沼市側が管理をしております、そのタービンの中に入れる水ですね。水質に腐食を進めるナトリウム分がかなり多く入ってしまったと。この管理の区分からしますと、タービンの設置業者、あるいはメーカーさんの責任はそうは追及できないのではないかと。瑕疵担保責任ももう終わっておりますし、顧問弁護士等とも相談をした中で、訴訟に持ち込んでも補償金がとれる見込みはまずないでしょうと、戦える要素はないでしょうということでありまして。

ただ、我々としては、これだけ短期間の間に腐食が起こるということ、なぜ我々に知らせてもらえないのか。そういうデータがあるはずではないかと、それがなければ我々もその注意を持って管理ができないではないかというようなことを、協議をしているわけでありまして、その点、協議が最終終了しましたあかつきには、詳しくご説明申し上げたいと思っております。本日はこの程度でご勘弁いただきたい。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 何の気なしに聞いていると、そうか、そういう事故だったのかという程度で終わってしまうのですけれども、私は今ほども最後にお話がありましたけれども、多分丸12年ですよね。平成16年からですから、12年間——要するに11年ですよ、平成27年の話ですから。それでそういった事故が起きて、当時安かったからといわれればそれまでですけれども、こういう問題がよそでも起きているのか、ここだけなのか。当時の話でいくと、そのメーカーの多分これは試作品だったと思うのです。本当に試験的な炉みたいな感じだという話が、何らかの文献を見ますとそういうふうになっています。要するに、どういった理由で選ばれたかはともかくとしても、これは大きな教訓だというふうに思うのです。

そして、12年で戦うこちらの場がない、戦う自分たちの島がないということで、どうもこのままいってしまいそうな感じがするのですが、そういう問題、それが私がいつも心配している、投資に対してこの炉の問題というのは、維持管理費という、要するにメンテナンスの

部分をきちんと保証していただかないと、30年、40年は使えないということなのです。

当時、これが何年の予定で買ったかというあたりは、つぶさにどういった計画を立てて、それによって受注をしていただいたというあたりが、やはり根本になると思うのです、私は。その辺をさておいて、ナトリウムが、あれがというのは、ずっと管理している人が、その水を入れたほうが悪いなんて話をしているのだったら、その水は入れてもらっては困りますということが途中であるわけですから。ちょっとこのまま今の部長の話でいくと、もう一切負担と、こういう話に聞こえるのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まず、このタービンは、30年やそこらで壊れるものでは本来ありません。こういった事件、破断が起きたというような事故は、ほかの施設、ほかの市町村ではないのです。南魚沼市だけです。業者に聞いてもほかではありませんねということで、非常に珍しいケースであります。

その負担部分でありますけれども、これも全額ということになるのか、我々としては、業者としても知らなかったでは事は済まないでしょうということで、我々も負担を求めているところでありまして、その点、もう少し時間をいただいて結論を出さしていただきたいと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ここで結論が出る問題ではないと思いますが、これから新ごみ施設をつくらうという段階でやっているわけでありまして。こういった事故が起きているわけですから、本当に慎重にというか、もうこういう繰り返しができないような準備をきちんとした形で建設をするなら建設をするという方向をきちんと見出していかないと、大きい火を使うお金だから、そういったことも保険料みたいなものだよなんて話では、これは済まされる問題ではないと思います。

これからどういった計画を、30年なり、40年なり、今は大体40年という話も聞いているのですけれども、そういった設計のものを入手するということが大体前提になっているのです。それは20年間の保証でメンテナンスをして40年という、そういった品物ですよと、ですから買ってください、買いましょうと、このごみ施設についてはこういう契約ができるものだそうです。

当時は多分そこまでの検討をされていなかったのではないかとということ、何の書類もそういうものはありませんということだと思っておりますが、その辺、きちんと調査をして、そして最善の対処をしていただくと。それがまた次のあらゆるところに多分、行政としての自力がつくものというふうに考えますので、ぜひ手を緩めないで頑張っていただきたいと思っております。市長、所見をひとつ、意気込みをひとつお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 本当にこのことにつきましては、想定外なんていう言い方ではちょっと説明がつかない部分であります。タービンが故障するということが自体が、そのタービンの製作

会社そのものもあり得ないと。その原因がよくわからないでこうしてきたら、うちのほうの水の部分だと。すると、さっき部長が言ったように、なぜそれを、全然最初から水質がおかしいとか、そういうことをきちんと saying していただけなかったかという問題が残るわけです。

ただ、さっき言ったように、製作そのものに瑕疵があって、発生した故障ではないということからみると、その問題で訴訟を起こしても全く勝ち目はないと、こういうことです。今、交渉をまた改めて、いわゆる説明責任とかそういう部分も含めてやっているということですので、ご理解いただきたいと思います。もちろん、こういうあり得ないような出来事が起きるということを、新ごみ処理施設のほうでは本当に念頭に置きながら、相当念入りに調査をして、慎重にやらなければならないといういい教訓をいただいたと思っております。そういうつもりでやらさせていただきます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 今の質疑の関連でございます。私は、これを当時の広域連合が発注する際の仕様書をつぶさにとっては何ですが、かつて見させていただきました。何でもかんでも突っ込んでいいなんてことは一言も書いてありませんし、これこれ、これこれの能力で、可燃性のやつをこれだけ処理する能力があるということで、幾つぐらいのメーカーだったでしょうか、7つだか8つのプラントメーカーに見積もりを出させたというような経過をとっております。

そういう中で、この機種が安かったこともありまして採用されたわけではありますが、こう言っていていかどうかわかりませんが、当時の現場の責任者が、こともあろうに飛灰を中へたたき込んだのですよね。千八百何十度というカルシウムが溶けるわけがないのを、それも1つの、後々大きく、考え方とか、ある程度故障の原因になったような気が私はします。今のナトリウムが入っている水なんて、これはいつごろから使っているかわかりませんが、これも我々市のほうで、地元の業者に委託しながらやってきたことです。こんな水を、では使っていていいのかどうかということは、やはりこれはメーカー責任というよりも、私は謙虚に——ここに関係者はいないのだろうね——行政として、また我々も反省をしながら、何でこんなことがあったのかということは、もう1回考えてみるべきだと思います、本当に。

発注した仕様合わないような管理をして、それで故障が多いの、あれが悪いのと言っている、私はそれはちょっと公正にみると、今、相談している弁護士さんが言っていることも、我々はよく噛み砕きながら、これから当たるべきだと思っております。所見があったら伺います。

○議 長 市長。

○市 長 私はその仕様書等は特にわかりませんが、私が連合長になったころ、実際にいろいろの説明の中で——メーカーではないですよ、そこに責任者としていた職員の口から、鍋でも釜でも何でも持って来いと、そういう話が確かに出ていた。出て、やったけれども、ちょっとおかしいと。いろいろ調べたら、プラスチックがやはり一番悪いということで、今プラスチックは確かに入れていないのですよね、業務用のやつは。そういうことです。

その飛灰を入れたなんていう話は、私は伺っていませんけれども、そういう齟齬はあったと。ですので、今それがどうこうということを行っているわけではありませんけれども、それとて、それは連合長の責任です。そういう説明をした職員を抱えていた、そのトップは連合長ですから、それは責任はそこにあります。

それはそれとして、今、議員がおっしゃった、そういう水を入れたのはうちのほうの責任だなんていう話はありませんよ。そういう水がだめ、それがそのタービンをだめにする原因だったなんて、今わかったことですから。だから、機械の中の維持管理はもう我々は任せていたわけです。それはご存じでしょう。ようやく——何年前からだ、あれはもう維持管理をメーカーに任せたのは。あの機械の関係のいわゆる維持管理に、年間の維持管理費を3億三千何十万円も払っているでしょう。それはメーカーに我々はお金を払ってお願いしていたわけですから、もうとても専門家でなければ維持管理、いわゆるそういうものができないと。

そこからもう何年もたって、ことしこういうことが出たわけですから、それはちょっとおかしいでしょうと。この水がだめだったのだということでは、それは簡単に言い逃れをしてもらったって困りますよということを今いっているわけです。

水が、ナトリウムが出た、それがだめだった。それが原因だということは、今はっきりしたわけですから、その水を当初から入れていたのはそれはそれでいいですけども、メーカーは、自分たちがお金をいただいて、維持管理を受けたわけでしょう。そのとき、きちんと。それは当然ですけども、この水はどのような水質があって、どうだこうだということは出てくるわけですから。それはメーカーは専門ですから、専門家の方はその程度のことは調べるでしょう。ですから、全てが行政側に責任があって、あなた方、おかしいよという話ではなくて、お互い責任の度合いはあるわけですから。

ただ、そのタービンそのものがおかしかったということにはならない。ですから、そこでいろいろ訴訟を起こしても、もうこれは勝ち目はありませんというのが、弁護士さんのお話です。その後は、今度はそういうことではなくて、そこに至る経緯、これも当然ですけどもお互いあるわけですから、100%メーカーとは言いませんけれども、100%我々ということもないわけでしょうということを今いっているわけです。

ですので、そういうことで、今、交渉を進めているということで、ご理解いただきたいと思っております。（「維持管理ではなくて点検です」と叫ぶ者あり）点検。失礼、点検で3億何千万円払っている。点検なんて、もう特にそうでしょう。点検なんて言えば。失礼しました、維持管理ではなくて点検、はい、そういうことです。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 ちょっと微妙になってきますから、あんまり突っ込んだ話もしづらと思うので。点検とそれから運転。その運転に水を使うわけでしょうけれども、その辺の水質の管理。私はどっちがどうということはないけれども、その運転していたほうの弁護士さんもそのことを考えながら、今のような確か判断をしているのでしょうから、その辺は、やはり我々も謙虚にみるべきは、謙虚にみるべきだと私は思っているのです。冷静にその辺は判断

しながら、これからの大きい投資になるわけですから、これからはそういうことをまたいい教訓にして、向かっていただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 当然我々も、そうエキサイトしてやっているということではなくて、冷静にお互い対応しているということで、先ほど岡村議員にもお話し申し上げましたように、そういう教訓を本当にきちんと今度は生かさないと、安易に機種選定もできないということがありますので、それは十分心得ながらやっていかなければならないことだと思っております。

○議 長 本日の会議時間は4款衛生費までとしたいので、あらかじめ延長をいたします。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、180ページ病院事業、新病院事業と六日町病院事業と、平成27年度は医療再編で、大変な引っ越し等もあったわけであります。六日町病院事業を見ますと、収入、支出で差し引きをすれば、1億4,246万円というマイナスが発生をしたわけであります。大和病院からの引っ越しも含めて、コンサルに相当の金額をお支払いして、患者さんに迷惑がかからないような引っ越しということでやったわけでありますけれども、この六日町病院事業だけで、これほどのマイナスが出るということは、ちょっと意外だったと思います。コンサルのほうでは、そういうものも出ますよというところでの指摘があったのかどうか、ちょっとお聞きをしたい。

それから196ページ、可燃ごみでありますけれども、タービンの修繕費は別としても、平成27年度、1トン当たりどのくらい処理費がかかったのかというところを、ちょっとお聞きをしたい。それから、同じページのし尿受入でありますけれども、当初から言われていました、合併処理槽の汚泥は受け入れができないという部分で、新施設の建設が始まっているわけでありますけれども、この合併処理槽の汚泥受入という部分は、結局どのようになったのか、お聞きをしたい。

それから、202ページの不燃ごみの排水ポンプ。やっとなんかポンプが設置をされたわけでありますけれども、能力は大體聞いておりました。問題は監視体制であります。いつそのポンプ稼働させるのか。あとはあそこには水門でありますね。水門の開け閉め、これをどうするのかというところについての地元との話し合いも行われているわけでありますけれども、その監視体制というのはどのようになっているのか、以上4点をお伺いします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 ただいまの医療再編とコンサルの関係でございますけれども、コンサルにつきましては、いわゆる市立六日町病院の立ち上げ、運営については、関係してございません。病院事業のほうで2つに分けて、あとは市民病院、市立六日町病院を立ち上げる。あと医療機器の移設、それから患者さんの移設といいますか、患者さんの引っ越しといいますか、そういった部分のコンサルということになります。

市立六日町病院のほうにつきましては、医療対策室が当時中心になって立ち上げてという

ことをございましたけれども、正直言いまして、あれだけの短時間の中で新たな病院を立ち上げて、申請を含めてですけれども立ち上げて、その間、患者さんの診察といたしますか、医療提供をしながら、大きな事故もなくやりきったという部分については、病院事業の中でも大変驚いて、高く評価をしているところです。特にあの期間で、1つ新しい病院を立ち上げるなんてことは、全国どこにも恐らく例がないことをございまして、そういう意味では本当に内容的にも、期間的にも、ある意味、離れわざをやっていただいたというふうに思っています。

ただ、病院事業のほうといたしましては、199床を140床と40床に分けるといいますか、縮小して引っ越すと。そちらに集中をしておりましたので、ただ、スタッフにつきましては立ち上げた病院にとっても新しいスタッフなんてわけには今現在まいりませんので、スタッフは県立六日町病院、それからうちの当時の大和病院のほうから配置をして、何とかやりくりをしたという状況もございます。また、透析につきましては、県立六日町病院が閉じたので、そこについては機器を新しくうちのほうから移設をして、何とかやりくりをしたということです。結果として、これだけの医業収支といいますか、マイナスにはなりましたけれども、あの期間、新しい病院を立ち上げて、なおかつ暫定病院であれだけのことをやりきったということについては、内容的には本当にすごいことをやったのだというふうに、はたから見ても感じているところです。

そういう中で、暫定的な部分で、診療材料等も含めて、本当にもう短期間のうちに対応した中で、とにかくやりきったという部分ですので、ご指摘のような若干の経費の赤は出ましたけれども、そういった部分ではあの経費の中であれだけのことができたというのは、すばらしいことだったのではないかというふうに感じています。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ただいまの市立病院事業費のことで、若干補足をさせていただきます。確かに収入が窓口保険分を入れて2億6,000万円ぐらいです。それで、歳出のほうですけれども、4億2,000万ということで、かなりの経費が足が出たという赤字になっておりますが、先ほど病院事務部長が申しあげましたように、短期間の興業だったということと、かなり先生方を、自前の先生ではなくて、県からの派遣、それからいろいろなところから来ていただいたということで、単価自体が高くなっております。かなり人件費の面で、通常の病院経営とは比較にならないほどの割合を占めていますので、そういったところが影響しているのだというふうに分析しております。以上です。

○議 長 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 では、ご質問にお答えいたします。まず、可燃ごみ処理の1トン当たりの単価ということだと思います。これにつきましては平成27年度決算におきまして、単純平均しますと約2万1,000円程度となっております。ただしこれにつきましては、平成27年度に、点検委託、あと定期修繕ということで、本来は平成27年度に実施すべものを、平成28年度に繰り越したというのが、下がっている大きな要因になります。この繰り越し分を加

えますと、約3万円という単価になります。それが1点です。

続きまして汚泥の件になります。合併浄化槽汚泥というような話でしたけれども、合併浄化槽についての汚泥につきましては、五日町の処理場で受入施設を今、建設ということで考えております。気になされているのは、合併浄化槽汚泥というよりも、いわゆるグリストラップで、そこで今処理しているけれども、今度受け入れができなくなるというようなものについてかなと思っております。それにつきましては、市内に民間業者のほうが処理施設をつくって、そちらで受け入れるという方向で話が進んでおります。

あともう1点ございました、処理施設の排水ポンプの運転ということですが、これにつきましては、今、自動運転と。ある程度水位が上がった場合には、自動で動くという方向になっております。ただ、自動で動いた場合につきましては、職員等にメールで配信がきます。動きましたというようなのがきます。それによって職員等も出ていくという場合が多いです。

ことしももう何回か動いております。突発的なゲリラ豪雨的なものがあって動いている場合が多くて、実害的にあまり本来動く必要がないようなときに動いているというのも実態としてはありました。なので、運転方法につきまして、またメーカー及び地元等と今後協議を進めて、もうちょっとこう、本来動かなければならないときに動く。そうでないときには例えば警報を出すとかという程度で、必ずしも動く必要がない——むしろ動きますと、そこにゴミ等、草等がたまったりして、むしろ悪い状況も起こり得ます。ですので、その運転状況について、今検討しているという段階です。以上です……（何事か叫ぶ者あり）水門につきましては確認の上、再度回答させていただきます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市立六日町病院事業でありますけれども、大変な赤字が出てどうするのだという意味ではないのです。やはり引っ越しの中で、この六日町の部分を約4か月、ショートリースでありますということは、織り込み済みだったわけです。この部分については、相当費用をかけなければだめだろうと。当然、大和病院も営業していますから、そのスタッフをもってくるわけにはいかない。頼りになるのは県立六日町病院のスタッフであると、これはずっと聞いていたわけです。そうすると、こういうのを含めてコンサルから引っ越しとしてこうですよと、やり方だけではなくて、費用的なものも相当覚悟しなければならないという話が当然あったかというふうに思ったのですけれども、この部分は多分なかったということであれば、非常に、そんなものかと思うしかない事態なのです。

ただ、このコンサルに対しては、相当な費用——引っ越しのためのコンサルに相当な費用をお支払いをしているわけです。なので、こういう部分が抜けていたというのは、初めからそうだったといわれればそうなのかもしれませんけれども、ちょっと手落ちだったのではないかという感じがしないでもないわけです。そこら辺は、医療対策室はもう解散してしまいましたので、市民病院事務部長としてはなかなか承知していない部分でありましょうけれども、釈然としないという部分があります。ですので、もし何かありましたら。

○議 長 市長。

○市 長 病院間の機器の移設だとか、あるいは患者輸送だとか、そういう部分について、コンサルを確か頼んだことは頼んだのです。そのことが大きくずれて赤字が出たわけではなくて、さっき福祉保健部長が申しあげましたように、スタッフの確保にまず相当の難儀をしたわけです。そこで県のほうにも、あなた方も少しは責任があるのだから、出してくださいということで、吉田医院長をはじめとして、県の病院局長も、最初は難色を示していたのですけれども、何とか看護師、あるいはお医者さん、特に透析関係ですね、そういうことにご協力いただいた。そして、大西先生が先頭に立ってやったわけですが、先生の数も足りないということで、あちらこちらから頼んだと。

そういう費用が大きいかさんだということでありまして、コンサルがその示した案は、とてもそういうものは入っていないわけです。患者の移送だとか、機器の移設だとか、設置だとかと、そういうことについてはこのくらいかかりますということ、きちんとやっていただいたわけです。ほかの人件費部分は、コンサルがなかなかそこまで算定をするには至らないわけですし、我々もそんなことは頼まなかったわけですから、です。でコンサルとの関係はそこにはないということをご理解いただきたいと思います。

大変な費用がかかりましたが、この間、それこそ事故もなく、市民の皆さん方からも一定評価をいただいておりますので、安いとは言いませんけれども、市民の命はこの間、2億ほどかけて守れたということをご理解いただければと思います。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 私の身内が人工透析を受けておりました。旧六日町病院に大変お世話になりました。引っ越しの間、どうするのかと心配しておったわけですが、県立六日町病院のスタッフの方々から本当によくしていただいたと、非常に感謝をしているのです。ですので、赤字が出たから悪いのだということを言いたいわけではないのです。こういうことも含めて、コンサルではこういうことが起きますよと。当然ショートリリーフがあるというのは織り込み済みだったわけです。そこら辺がきちんと最初に承知をしておくということで、やはり配慮が足りなかったのではないかと、言っているわけでありまして。

○議 長 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 先ほどの水門の件についてお答えいたします。やはり水門につきましては、基本的にあいたままという形になります。元々水路ですので、開いているべきであるというところもあります。ただ、今度地元との協議によりまして、またその辺も調整したいと思っております。以上です。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 今ほど、市民生活部長の説明の中に、新堀新田の埋立地の購入の件が、この決算の中に出てきております。そういったことで、買い戻しはそれでいいわけですが、この跡地利用をどのように考えているかということです。これは市長もこの後の人にとということに言われても、なかなかこの土地の性格上、極めて難しい土地だということは、これは部

長もよくご存じだと思います。

そういった中で、この跡地利用を実際のところどういうふうに、今現在がなくても考えていかなければならないということになると思うのです。そこで出てくるのが、やはり溶融炉なのです。溶融の話が出たのです。何回も私は一般質問でこれは取り上げました。タービンの話も、もうこの機械は何もない、寿命をもって終わるのだというふうに思っていたのが、タービン故障が出て、急遽私が一般質問で取り上げさせていただきました。そして、今の18番議員に対する部長の答弁は、確かにそのとおりです。これから慎重に、それでいいのです。

しかし、これを契約時には11社からのヒアリングと仕様書が出てきているのです。1社、2社ではないのです。44億円から、そして契約の金額も出ているのです。契約調書があるのです。あるでしょう、70億円までの、それぞれの業者の。そういったところの中に、新堀新田のこの埋立地は、早いところ買い戻しをして、市として独自でやる。しかしながら、その土地にはいろいろな問題が含まれている。

そのときの話が、先ほど18番議員に対しての市長の答弁の、鍋でも釜でも一輪車でも投げ込んでしまえ、そういう話があったものですから、新堀新田の土地は掘り起こし、溶融してもとに戻しましょう。これが鎧形クリーンセンターですよ。巻町は3年かかって埋立地を溶融してもとに戻した。そういう感覚での契約だったのですけれども、これは仕様書をよく読んでください。それぞれの各メーカーに燃料は何ですかと、プロパンなんて書いていないのですよ。プロパンは今、燃料として8,000万円から1億円使っているでしょう。

仕様書には、燃料はごみそのものが燃料です、と書いてあるのです。ぜひともこれは——そういったものがないわけではないのです。これから新たな交渉過程で、まさにどういった説明がされたか、説明責任があったか。この仕様書はどうですか。これは十分に交渉できる材料だと思います。

さあ、そこで返りますけれども、新堀新田の土地の利用。市長も今ほど申し上げましたが、このあとの後任にということではなく、この土地の利用等についてのお考えがありましたら、ひとつ聞かせてください。

そして、今1点ですが、これもやはり当然のことながらごみの問題ですが、楸形山処分場。この成果の概要ですか、47ページには載っております。今ナンバー2を最終処分場として使われているわけですが、これが平成23年から使っています。そして、23、24、25、26、27までの決算が載っているわけですが、平成27年度末で4,353平米が、これからの残容量ということで、当初始まったときが7,100平米でこのナンバー2が始まっているのです。このナンバー2の今後のひとつ最終処分場としての生かし方、その辺はどのように考えておるか、ひとつお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 新堀新田の買い戻しといいますか、買収をさせていただいた用地につきましては、買い戻す際に、何にしようということの特に考えたわけではありませんで、毎年毎年、何百万円も賃借料であっては困るということの中で、買い戻しをさせていただきました。

しかし、あれをそのままずっと何もせずに、更地にしておけばいいやという考え方でもないわけでありまして、今、水質調査をやっています。そこが、水質そのものが今のところはあまり崩れていないのですけれども、国の定める法の中では、あそこに物を建てる時はどうだこうだということがあります。いよいよどうしてもやらなければならないときは、今、議員がおっしゃったように、東京都ではないですけれども、全部出して、熔融炉で燃すかどうかは別としても、それはやらなければならないわけです。今、ぱっと考えられることは、新ごみ処理施設が、今3地区で要望があつて、そこに決まればそれでいいのですけれども、どこもだめだったということになったとき、場所がなくて困ったということにはなかなかいかないわけで、そうすると市として何らかの対応を考えなければならない。となれば、今、考えられることでは、その一番手の候補になるのだろうと、私は思っております。

ただ、これこそ私が今、決めることではありませんし、雲洞、長表、谷後だったか、今、この3地区のほうのいろいろお話を伺っているわけですので、そちらに決まれば、それはそれでいいわけです。いよいよというときは、やはりそういう覚悟もしておかなければならないだろうという思いではあります。

とても私の在任中にそれを決めるにはまだ至らないわけですけれども、皆さん方からよくこの答弁をご理解いただいて、新市長にまた所見をただしていただければと思いますが、何か有効活用しないと、とてもならないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 榊形山最終処分場の件でありますけれども、地元との契約では、平成35年まで使わせてもらおうと。今の計算ですと、これはかなり余っていますので、平成35年でもいっぱいにはならないのではないかと思います。ただ、その先続けて使わせてもらえるかどうかというのは、地元協議によりますので、まだ未定であるということでご理解いただきたい。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 まず、新堀新田用地です。確かに私も、この今の新たな平成35年めどに稼働という、その用地については3か所が手挙げをされていると。しかし、それはあくまでもその地元皆さんだけで、隣接周辺の同意が、やはり一番大きな問題になってくるのではないかというふうに考えております。そうした中、今、市長の答弁がありました新堀新田埋立地、今は迷惑施設といつても、かえってそのために環境整備がされる、道路から始まって、交通安全もきちんとしたものでなければ許可がでないと、そういった状況になっております。

とにかくいかんせん、昭和47年の前半から、まさにし尿処理場ができるまでの、し尿の捨て場でもありました。これは有機質なものですから、かなりもう分解されているとは思いますが、夢の島といわれて、六日町の皆さんが夢の島に持ち込んだのです。そこをきちんとした持ち出し、ひっぱり土を、よしんば南魚沼市が、この3町でできなくても、あの土地をきちんと今の埋立地を処理した中で、やはりこれはいい方向で考えていかなければ、とにかくこればかりは孫・子に残してはならない。借金なんかはこれは当然です。耐用年数の50年

もある、そういった下水関係、70年もあるそういったものについては、孫・子に残っても当然なのです。しかし、新堀新田のああいう土地は、きちんとした形で、孫・子に残さなければならないと、そういったことなものですから、確かに今ここで結論が出る問題ではないと思いますけれども、そういう方向で市としても取り組んでいっていかなければならない。私ども議会も目を離すことなく、これはきちんと監督をしていかなければならないと思っております。

そして、あとこれも全く同じですが、梶形山最終処分場。確かに平成35年まで借りてはありますし、まだ余裕があります。しかし、これとて出雲崎のエコプラントと同じように、上越のほうで準備しておった、それがだめになった。どこに行けばいいのだと。これは県の処分場ですよ。結局そこはある程度、拡張ができて、そこで出雲崎もやっておりますので、これとてやはり賃貸もだめになった。その前にいっぱいになったということではなく、今からやはりこれも考えていかなければならないという、これとて孫・子にも残されない、今ある私たちがきちんとそれを整理していかなければならない問題だと思っておりますが、その点、今1点、部長どうですか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 おっしゃるとおりでありまして、これからできます新ごみの関係の最終部分ですね、これの処分方法もまだ決まっておりませんし、今は有害部分が入るものにつきましては、県外に持ち出して処分をお願いしているわけでありまして、本来は圏域内処理というのが大原則でありまして、この点も2市1町の中で、これは長い検討になるかと思っておりますけれども、検討しながら方策を見出していきたいというふうに考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、4款衛生費に対する質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は9月20日火曜日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後5時18分〕